

令和5年 第4回定例会

# 青木村議会会議録

令和5年12月7日 開会

令和5年12月14日 閉会

青木村議会

令和五年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

令和五年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

## 令和5年第4回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月7日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	11
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	13
○議案第3号の上程、説明	14
○議案第4号の上程、説明	15
○議案第5号の上程、説明	15
○議案第6号の上程、説明	16
○議案第7号の上程、説明	16
○議案第8号の上程、説明	17
○議案第9号の上程、説明	24
○議案第10号の上程、説明	25
○議案第11号の上程、説明	26
○請願第1号の上程、説明	27
○散会の宣告	29

### 第 2 号 (12月12日)

○議事日程	31
○出席議員	31

○欠席議員	3 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1
○事務局職員出席者	3 2
○開議の宣告	3 3
○議事日程の報告	3 3
○一般質問	3 3
宮 下 壽 章 君	3 3
宮 入 隆 通 君	4 0
居 鶴 貞 美 君	5 7
坂 井 弘 君	6 9
松 本 淳 英 君	8 9
平 林 幸 一 君	1 0 3
塩 澤 敏 樹 君	1 1 7
沓 掛 計 三 君	1 3 0
○散会の宣告	1 4 6

### 第 3 号 (12月14日)

○議事日程	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○事務局職員出席者	1 4 8
○開議の宣告	1 4 9
○議事日程の報告	1 4 9
○報告第 1 号の質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 5 3
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 6 6

○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 7 0
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 7 9
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 8 0
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 8 0
○請願第 1 号の質疑、討論、採決	1 8 1
○閉会の宣告	1 8 3
○署名議員	1 8 5

令和 5 年 1 2 月 7 日（木曜日）

（第 1 号）

## 令和5年第4回青木村議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和5年12月7日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 青木村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 沓掛温泉共同浴場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 田沢ふれあい温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第10 議案第 7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第11 議案第 8号 令和5年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第 9号 令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第10号 令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第14 議案第11号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第15 請願第 1号 「小中学校給食費無償化に向けた市町村への財政支援を長野県及び国に求める意見書」の採択を求める請願について
- 日程第16 一般質問

---

### 出席議員（9名）

1番 松本淳英君

2番 塩澤敏樹君

3番 平林幸一君  
 5番 坂井弘君  
 7番 金井とも子君  
 10番 居鶴貞美君

4番 宮入隆通君  
 6番 松澤正登君  
 8番 宮下壽章君

欠席議員（1名）

9番 沓掛計三君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 総務課長 防災危機 管理監	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	保育園長	成沢亮子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢幸哉君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女敦君	住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係長	依田哲也君
商工観光 移住課 商工観光移住 係長	宮澤俊博君	総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男                      事務局員 小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、御報告をいたします。

9番、杓掛計三議員から、本日の会議を欠席する旨の連絡がございました。御報告をいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第4回青木村議会定例会を開会いたします。

---

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、5番、坂井弘議員、10番、居鶴貞美議員を指名します。

---

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期決定について議題とします。

お諮りします。

去る11月30日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日7日から15日までの9日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月15日までの9日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日7日開会、議案説明のみで散会といたします。8日金曜日は議案審査のため休会、9日と10日は休日のため休会、11日月曜日は議案審査のため休会、12日火曜日は一般質問、

13日水曜日は議案審査のため休会、14日木曜日は審議・採決、15日金曜日は審議・採決といたします。

---

### ◎村長挨拶

○議長（松澤正登君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、令和5年第4回青木村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃、議員の皆様方には、村政の運営に御協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

今年も本当にいろいろなことがありました。新型コロナウイルス感染症は大分落ち着きまして、安堵しております。そのような中、運動会や産業祭の村のイベントも、関係者の皆さんの御協力によりまして様々な工夫を重ねながら、4年振りに盛大に開催することができました。

内閣府が11月22日に発表いたしました月例経済報告では、「景気は、このところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復している。雇用や所得環境が改善し、各種政策の効果もある。」としております。

政府は日本経済のデフレからの脱却を図るとともに、物価高に苦しむ家計への支援を柱に経済政策に取り組み、ただいま開催中の国会にて補正予算が成立いたしました。

今年度、村といたしましても、物価高騰などの経済対策といたしまして、小学校、中学校の給食費の無償化、全世帯への生活応援券の配布、商工会の地域消費券発行などの事業に取り組んでまいりました。今後、国・県の補正予算を受けまして、早急に村民の皆さんへ対応してまいります。

社会福祉協議会で実施しておりますフードバンク事業も、多くの皆さんの御協力のおかげで今年4回実施することができ、来年3月にも実施を予定しております。

また、今年は凍霜、猛暑、少雨など異常気象に見舞われ、農作物に大きな影響があり、特にマツタケは大変な不作でありました。村のブランド農産物のタチアカネそばは、生産者の

皆さんの御努力によりまして、平年並みの作柄となりました。

新型コロナウイルスにつきましては、感染症法上の位置づけが2類から5類へと変更されてから半年余りが経過いたしました。この間、7月以降に感染者が増加いたしました。9月中旬以降、感染者は減少に転じ、現在は比較的落ち着いた状況にあります。

村といたしましては、感染の再拡大を防止するため、9月下旬からオミクロン株のXBBに対応したワクチンの集団接種を開始し、今月も実施する予定であります。来年度以降のワクチン接種は、全額公費負担の特例臨時接種から、一部自己負担の生ずる定期接種への移行を国が検討中であることから、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと思います。

また、インフルエンザにつきましては、県は11月8日、全県にインフルエンザ警報を発出し、現在も継続中であり。村といたしましては、15歳までと65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種費用の助成を行なうなど、感染防止対策に向けた取組を行っているところでありますが、今後もしばらくは感染の流行が継続すると懸念されておりますことから、手洗い、マスク着用の基本的な感染防止対策を行なうよう、引き続き注意喚起をしてまいります。

最近の課題であります2024問題について申し上げます。

2024問題は、時間外労働の上限規制など働き方改革関連法の適用について5年間猶予されていた物流・運送や建設、医療などの業界が、2024年4月に適用開始することにより、影響を受ける問題の総称でございます。

働き方改革が必要とされている背景には、少子高齢化による生産年齢人口の減少、育児や介護の両立など働き方のニーズの多様化があり、事業者は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための措置を講じなければなりません。

それに伴う人手不足など大きな課題の対応方法につきましては、1、労働環境の改善、2、業務の効率化、3、アウトソーシングの導入などが挙げられます。このことは村にとりましても大きな影響があり、来年度、令和6年度の事業や予算の中で、この対応が必要となってまいります。

さて、予算編成の時期となりました。

国の令和6年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2023等に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する、ただし、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならない、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除し、予算の中身を大胆に

重点化する、地方交付税交付金等につきましては、新経済・財政再生計画との整合性に留意しつつ要求をしております。

次に、県の令和6年度当初予算編成方針は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、県税の収入は当初見込みをおおむね確保できる見通しであるものの、あらゆる方策を講じて基金取崩しの抑制に努めるとしております。

物価高や高齢化による社会保障関係費の増加や、防災・減災対策の強化等に伴う建設事業債残高の増加により、財政構造が一層硬直化することなどから、厳しい財政運営を強いられることも懸念されている、基本的には、伸ばすものは伸ばす、見直すべきものは見直す姿勢を常に持ちながら、メリ張りの利いた予算を編成するとしております。

村でもこれから来年度の予算編成作業に入るわけですが、コロナ禍の影響から全てが順調に回復していない中での大変厳しい作業となります。令和6年度は第6次長期振興計画前期基本計画の3年目であり、「笑顔あふれる村づくり」計画の実現に全力で取り組んでまいります。来年度も創意と工夫で最大の効果が得られるよう、役場職員の英知を結集して、元気で豊かな村づくり、日本一住みたい村づくりに取り組んでまいります。

本年9月に大規模工場が操業開始したことから、来年度は固定資産税のプラスに期待しておりますが、その増額分の75%は交付税算定の基礎となります。基準財政収入に加算され、地方交付税が減となることや、近々情報通信サービスの更新や資源循環施設建設負担金など、大型の財政出費が予定されておりますことから、厳しい財政運営は避けられない状況でございます。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中ではありますが、村民の皆さんが将来に夢を持てる先々を見通した施策を、スピード感を持って、年々増える社会保障への対応を図りながら、単に金額だけではなく、内容が充実した予算編成を行ってまいります。

さて、12月も中旬となり心せわしい時期となりました。新型コロナウイルスの影響で止まっていた世間も、ほぼ正常に戻りつつあります。ここで、今年の村の主な事業を振り返ってみたいと思います。

今年は、コロナ禍によって行動制限があった3年間を取り戻すかのように、多くのイベントが復活しました。夏祭り、そばの花・実まつり、村民体育祭、産業祭などは、多くの人たちの活気にぎわいました。

3月31日、大法寺三重塔が国宝に指定されてから70周年を迎えました。満開のしだれ桜を横に行われた消火試験のための放水は、勇壮かつ華麗で、見応えのあるものでした。9月

から11月には大日如来坐像の初公開特別展が開催されました。

4月22日に名誉村民で前青木村長の宮原毅氏が御逝去されました。享年91歳でありました。宮原毅氏は、平成5年5月から平成25年5月までの5期20年の長きにわたり村長を務められました。青木村の発展に御尽力いただいた功績を称え、村民葬でお送りいたしました。

明治5年、学制が発令されてから、青木小学校も今年で開校150周年を迎えました。6月には記念音楽会、9月には記念運動会、そのほか講演会などの記念行事が開催されました。

7月2日、消防ポンプ操法上小大会・上小消防ラッパ吹奏大会が青木村総合グラウンド及び総合体育館で行われ、青木村消防団ラッパ隊が見事、団体の部で優勝いたしました。

7月8日、交通安全子供自転車長野県大会で、青木小学校の青木自転車クラブが団体で準優勝、個人でも一位という素晴らしい成績を残しました。

8月から、18歳までの子供及びひとり親世帯の親子の医療費自己負担が完全無料となりました。子育て世帯へのより一層の支援につながることが期待されます。

9月より、株式会社竹内製作所青木工場が操業開始をいたしました。今後、年間1万800台の小型建設機械が生産され、海外へ輸出されます。村の活性化に様々な効果が期待されます。

例年9月に入りますと、青木村のマツタケを求める人で道の駅あおきが大にぎわいとなる頃ですが、今年は夏の猛暑と少雨の影響によりまして大変な不作で、10月中旬に少量出荷された程度で、今シーズンは終了となりました。

なお、タチアカネそばの作柄は平年並みでございました。今年は11月中旬まで暖かい日が続き、年々春と秋が短くなっているような気がいたします。

次に、さきの9月定例会開会後から本日までの主な行政等の報告をさせていただきます。

9月13日、高齢者祝賀事業による訪問を行いました。米寿31名、白寿6名、百歳3名、101歳2名、102歳1名、103歳1名、110歳1名の方々が御長寿のお祝いの日を迎えられました。これからもお元気でお過ごしいただきたいと思っております。

9月15日、五島慶太翁、名誉村民称号記並びに名誉村民章贈呈式を五島慶太未来創造館で行いました。あわせて、東急グループ慶太塾の開塾式、企画展であります五島慶太翁生家ストーリーズ・オープニングセレモニーを行いました。

名誉村民称号記並びに名誉村民章は、五島家の御配慮によりまして五島慶太未来創造館に展示されております。これを機に村でも翁の顕彰活動をさらに推進するとともに、東急グループとの連携をさらに深めてまいります。

9月16日、小学校の運動会が行われました。今年は150周年記念運動会ということで、記念のタオルが子供たち全員に配布されたり、全校ダンスでは来賓や保護者も一緒に行ったりするなど、記念運動会として工夫がされていました。また、子供たちの座席はテントで覆われており、熱中症対策が施された中での半日の運動会がにぎやかに開催されました。

9月22日、23日には、中学校のこまゆみ祭が行われました。今年、4年ぶりに復活したアイリスセミナーや、人工ルビーの合成の研究など、日頃の成果が発表され、充実した内容でした。中学3年生は今年から単級になり、少ない人数でしたけれども、義民太鼓や合唱の発表、文化祭の運営など、見事に力を発揮し、青木中学校の伝統をしっかりと引き継いでくれました。

9月24日、青木村総合防災訓練を実施いたしました。今年、県消防防災ヘリコプターと連携しての給水・散水訓練や、情報伝達訓練、避難訓練等を行いました。近年多発する災害に備え、一人一人が防災意識を高め行動することの大切さを感じました。

9月26日から9月27日、青木村議会の視察研修で埼玉県を訪れました。2日間で、村の行政課題の参考となる4か所を視察いたしました。また、関東地方整備局長への要望活動を初めて実施することができました。国道143号青木峠トンネルに対する議会の皆さんの力強い活動に感謝を申し上げます。

9月30日には、保育園の運動会が行われました。一生懸命に走る姿やダンスを楽しむ姿から、日頃の活動の成果が分かりました。また、年長さんは多くの種目に出場しており、自分たちが中心になって頑張るぞというしっかりした気持ちが伝わってきました。

10月8日、6年振りの村民体育祭、「ヤンレ！いきやしょ運動会」を開催することができました。当初、開催に向けて様々な意見をいただきました。半日での実施や、得点競技で人口別に地区を組み合わせる工夫など、多くの村民の皆さんに参加をいただくことができました。優勝した中村区の皆さん、おめでとうございます。

10月28日から30日、青木村及び上田市共有財産組合の視察研修で岡山県を訪れました。真庭市のバイオマス産業、ミュージアム等豊富な木材資源を活用した取組や、長期的な構想の下、産学官一体となった事業展開、人材に恵まれた真庭観光連盟の活動などが深く印象に残りました。

11月1日、千曲バスのグループ本社であります（株）グリーンキャブを訪問してまいりました。働き方改革関連法が2024年4月から適用されることから、千曲バス青木線の現行ダイヤの確保について要望いたしました。社長からは、企業は利益を出さなければならない中

で苦しんでいる。路線バスは赤字である。次年度からの労働時間問題に対応するにはドライバーを数十名増やさなければならないが、対応に苦慮しているなど、大変厳しい状況の説明がありました。この路線は、特に高齢者、高校生の足として重要でありますので、特段の配慮をお願いいたしました。

11月8日、「安全・安心の道づくりを求める全国大会・要望活動」が東京で開催されました。約900人の市町村長が出席しての、道路関係の来年度予算確保を目指す促進大会でした。地域の活性化のため、全国各地での道路事業が要望されています。

11月11日、竹内製作所創立60周年記念式典がありました。ほとんど県外の約300人の、会社もありますけれども、出席の大規模な会でした。会に先立ちまして、新しく操業を開始しました青木工場の見学会も実施され、パーティーの席上では、多くの皆さんから青木村についての質問をいただきました。このような形で青木村を知っていただく機会を得て、大変うれしく思いました。

11月15日、全国町村長大会が渋谷NHKホールで開催されました。来賓の岸田総理大臣の下、全国926町村の首長が出席して、「地方交付税等の一般財源総額の確保」、「食料安全保障の確立、農山漁村の再生、都市と農山漁村共生社会への実現」、「少子化対策の推進、こども・子育て政策の強化」などの大会スローガンを決議いたしました。

11月18日から19日の2日間、4年ぶりとなる青木村産業祭を、「発見・体験・交流」をテーマに、ふるさと公園あおきで開催しました。出展者も多く、大勢の来賓の皆さんに御来場いただきました。タチアカネ新そばの高い人気、長和町からの初参加、初めて開催いたしました「青木村・カラオケ・バトル」などの熱気など、特筆すべきことがたくさんありました。道の駅あおきで同時開催されましたパンマルシェとの相乗効果もあって、大盛況でした。

11月21日、簡易水道整備促進全国大会・要望活動がありました。来年度は所管官庁が厚生労働省から国土交通省などへ変わります。当村では来年度から管路更新5か年事業の着工を予定しており、国の補助率のかさ上げを要望しております。

11月24日から28日まで、各地区の要望をお聞きしながら現地を確認してまいりました。今年、各地区からいただきました要望は合計で274件で、その内訳は、道路関係111件、水路・河川関係92件、防犯・交通安全関係15件などでありました。優先順位の高い箇所から事業を進めてまいります。

次に、今議会に上程しておりました令和5年度12月補正予算等の概要について申し上げます。

令和5年11月専決補正予算の概要についてであります。一般会計（第4号）専決補正予算は、歳入歳出それぞれ3,262万5,000円を追加し、総額を33億4,410万5,000円といたします。早急な対応を必要としたために、専決をさせていただきました。

専決補正予算における主な事業は次のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、地方創生臨時交付金、低所得世帯の支援分で3,262万5,000円でございます。

歳出につきましては、職員手当10万円、役務費で通信運搬費、手数料で22万5,000円、システム改修の委託料で80万円、価格高騰重点支援金住民税非課税世帯分7万円掛ける450世帯で3,150万円の増でございます。

対象となった皆さんへは12月中の振込を目指しまして作業を進め、12月6日、昨日でありますけれども、申請に必要な書類の発送手続を完了いたしました。

一般会計（第5号）補正予算は、歳入歳出それぞれ3,920万2,000円を追加いたしまして、総額を33億8,330万7,000円といたします。

補正予算における主な事業は、まず歳入についてでございますが、地方交付税3,026万8,000円の増、郷土美術館の使用料で105万円の増、一般寄附金、竹内製作所様から500万円の増、宮原信之氏の御遺志によります教育寄附金80万円の増でございます。

歳出につきまして申し上げます。

積立金といたしまして、公共施設整備基金積立金500万円、それから、戸籍の情報システム改修委託料74万8,000円、障害者補装具の交付等の給付事業で83万9,000円、小型合併処理浄化槽の設置補助金63万8,000円、道の駅トイレ関連の修繕事業で220万円、国道143号青木峠バイパス建設促進野立看板修繕で80万円、小学校の令和6年度教科書採択替えに伴う教師用指導書の購入420万円、美術館につきましては、特別展の開催に伴うグッズの作成費61万2,000円でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

○議長（松澤正登君） 村長の挨拶が終わりました。

## ◎報告第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題として、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1、令和5年度一般会計補正予算（第4号）。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、御説明申し上げます。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,262万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,410万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金を3,262万5,000円追加し、9,437万6,000円とするもので、節1総務管理費補助金3,262万5,000円の増は、地方創生臨時交付金低所得世帯支援分の増によるものでございます。

続きまして、9、10ページをお願いいたします。

3、歳出。

款3民生費、項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目1価格高騰重点支援金を3,262万5,000円追加し、4,814万5,000円とするもので、節3職員手当10万円の増は、支援金給付に係る職員の超過勤務手当の増、節11役務費22万5,000円の増は、給付金に係る郵送料等の通信運搬費、口座振込手数料の増、節12委託料80万円の増は、給付金の電算システ

ム委託料の増、節18負担金補助及び交付金3,150万円の増は、1世帯当たり7万円の支援金の増によるものでございます。

以上、令和5年度青木村一般会計補正予算の専決処分について御説明申し上げます。

---

### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第4、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページに概要をおつけしてございますので御覧ください。

今回の一部改正の概要でございますが、まず、第1条関係についてでございますが、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑えるため、国では、平成26年1月1日から、55歳を超える職員について標準の勤務成績では昇給しないこととしており、長野県においても、長野県を除くほとんどの都道府県において、既に国と同様の昇給抑制が実施されている状況や、定年引上げに伴い、給与制度を60歳前後を通じた一体的なものとして整備するため、県人事委員会勧告を受け、本年4月から国同様に55歳を超える職員の昇給抑制を実施しました。

本村における給与制度は、長野県を基本としており、また、近隣市町村の状況を鑑み、県に準じた55歳を超える職員の昇給抑制を実施するものでございます。

続いて、第2条、第3条関係でございますが、令和5年人事院勧告（国）及び県人事委員会勧告に基づき、国・県が実施する給与制度の見直しを踏まえ、当村においても民間の給与水準との均衡を維持しつつ実施するものでございます。

給料表は令和5年4月より遡って県の給料表を適用し、期末勤勉手当については、年間支給月を4.40月分から4.50月分へ0.10月分引き上げるものでございます。

定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末勤勉手当の年間支給月数を2.30月から2.35月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

また、令和6年度からの支給分については平準化し、6月、12月支給ともに一般職員にあつては2.25月、年4.50月とし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては1.175月、年2.35月とするものでございます。

以上、議案第1号について御説明いたしました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第5、議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第2号について御説明を申し上げます。

議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

条文の朗読は省略させていただきまして、添付してあります概要書により御説明をさせていただきますと思います。

最後のページの4ページを御覧ください。

まず、改正の理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、また同法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和5年7月20日に公布されたことに伴い、本条例を政令に合わせて改正するものでございます。

続きまして、改正の内容でございますが、子育て世帯の負担軽減、それから次世代育成支援等の観点から、国民健康保険被保険者で出産される方の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を年税額から減免する制度でございます。

ここで言う産前産後期間とは、単胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、また、多胎妊娠、2人以上の胎児を同時に出産する場合でございますけれども、その場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間を言います。

対象となる方は、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険の被保険者の方本人でございます。

施行期日につきましては、令和6年1月1日でございます。

以上、議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

---

### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第6、議案第3号 青木村行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第3号について御説明申し上げます。

青木村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

3ページ目の概要をお願いいたします。

改正の概要でございますが、健康保険等の被保険者証につきましては、原則、現在のところ、令和6年度秋季で廃止となり、マイナンバーカードと一体化される予定でございますが、福祉医療費の受給者条件として、社会保険各法による被保険者等である必要があるため、現在は紙による保険者証で確認をしておりますけれども、今後も受給者証の申請時等において保険情報を確認する必要があります。

そのため、今後の対応手段の一つとしまして、マイナンバーカード情報連携端末を用い、個人番号から健康保険加入状況の確認を行う方法があり、当該条例において福祉医療制度利用のための保険情報の確認を規定し、福祉医療費給付事務において個人番号の独自利用を可能とするために条例の所要の改正を行うものでございます。

以上、青木村行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

---

◎議案第4号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第7、議案第4号 沓掛温泉共同浴場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。

沓掛温泉共同浴場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧ください。

概要を説明させていただきます。

本条例（案）は利用料金の改定をお願いするものです。

本年11月10日、指定管理者である沓掛区から、新型コロナウイルス感染症による入浴利用者の減少による利用料収入の減少や、近年の電気料金、燃料費及び物価の高騰等により区の経費負担が増加し、運営を圧迫していることから、利用料金の改定について要望がありました。

村では、一時的な補填や補助では持続的、発展的な運営が見込めないことから、今議会において利用料金の改定案を提出させていただきました。

施行は地域住民への周知期間を考慮しまして、令和6年4月1日とします。

利用料金の改定は大人（中学生以上）に係る利用料金のみで、子供料金の改定は行いません。大人利用料金200円を300円に、回数券12枚つづり2,000円を3,000円に増額させていただきます。

以上、議案第4号 沓掛温泉共同浴場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明申し上げます。

---

◎議案第5号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第8、議案第5号 田沢ふれあい温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、提案者の説明を求めます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君）　　お願いします。

議案第5号について。

田沢ふれあい温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧ください。

概要を説明させていただきます。

本条例案は、利用料金の改定をお願いするものです。

沓掛温泉共同浴場同様に、利用料金の改定は大人（中学生以上）に係る利用料金のみで、子供料金の改定は行いません。大人利用料金200円を300円に、回数券12枚つづり2,000円を3,000円に増額させていただきたく、今議会に上程させていただきます。

御審議、御採択のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明

○議長（松澤正登君）　日程第9、議案第6号　選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題として、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　議案第6号　選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございますが、人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきます。

よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（松澤正登君）　日程第10、議案第7号　固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題として、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第7号の固定資産評価審査委員会の委員の選任については、人事案件でございますので、最終日に改めて提案をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

---

### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第11、議案第8号 令和5年度青木村一般会計補正予算についてを議題として、提案者の説明を求めます。

なお、歳入については、総務企画課長より説明いただき、歳出については、教育長、各担当課長よりお願いします。

まず、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第8号 令和5年度青木村一般会計補正予算について御説明申し上げます。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,330万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明申し上げます。

款10、項1、目1 地方交付税は3,026万8,000円を追加し、14億461万7,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款12分担金及び負担金、項2 負担金、目3 衛生費負担金は25万4,000円を追加し、814万9,000円とするもの、目4 土木費負担金は3万円を追加し、2,378万5,000円とするもので、それぞれ上水道、下水道の職員の人件費に係る負担金が人事院勧告等により増となりました。

款13使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は22万円を追加し、3,630万5,000円とするもので、節2 現年度分高速情報通信サービス使用料が見込みより増となりました。

目4教育使用料は105万円を追加し、328万9,000円とするもので、節3美術館使用料が企画展の開催等により、入館料、また喫茶店の売上げともに見込みより増となりました。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は37万4,000円を追加し、9,475万円とするもので、節1総務管理費補助金は、歳出でも御説明いたしますが、戸籍の氏名への振り仮名の記載が法制化されたことによりますシステム改修に対する補助金でございます。

目2民生費国庫補助金は65万3,000円を追加し、593万2,000円とするもので、節1社会福祉費補助金40万3,000円は、001、003ともに報酬改定に伴うシステム改修に対する補助金となります。

節2児童福祉費補助金25万円は、給付金5名分が見込みより増となりました。

目3衛生費国庫補助金は29万2,000円を追加し、1,701万4,000円とするもので、節1保健衛生費補助金は、001合併浄化槽補助金は7人槽1基分が見込みより増、それから005新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が見込みより増でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目2衛生費県補助金は13万8,000円を追加し、434万1,000円とするもので、先ほどの国庫と同様、合併処理浄化槽の1基分の増でございます。

項3委託金、目1総務費委託金は12万3,000円を追加し、1,406万2,000円とするもので、統計調査費委託金が調査員の増により増額となりました。

続きまして、款17、項1寄附金、目1一般寄附金は500万円を追加し、2億1,500万2,000円とするもので、株式会社竹内製作所様より、操業開始に当たり謝意による御寄附を頂けるということで2億円の予算措置をしておりましたが、見込みより500万円ほど多く御寄附を頂きましたことから補正をお願いするものでございます。

目3教育費寄附金は80万円を追加し、192万円とするもので、節5中学校費寄附金は、故宮原信之様より御寄附を頂いたもので、故人の御遺志により中学校費に充当し、活用させていただきます。

続いて、次の9、10ページをお願いいたします。

3、歳出については、担当課ごとに御説明申し上げます。

総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事院勧告並びに人事異動等による人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次のページへまいりまして、目5財産管理費は500万円を追加し、28億83万7,000円とす

るもので、節24積立金で頂いた寄附金を公共施設整備基金へ積立てを行うものでございます。

目6企画費は、地域おこし協力隊の身分をパートタイムからフルタイムに切り替えたことによる増減となっております。

目8情報通信サービス事業費は22万2,000円を追加し、4,938万7,000円とするもので、節17備品購入費は、説明会用の小型プロジェクターを購入する費用を計上いたしました。

次の13ページ、14ページへまいりまして、目9地方創生プロジェクト事業費は、補正の増減はございませんが、委託を予定していた事業を自前で行う等、企画展等の事業を減額いたしまして、東急グループとの連携研修に係る旅費の増とポスター、チラシ等の印刷製本費、それから、しぶそばでのイベントに係る玄ソバの差額分にそれぞれ振り分けて使用するものでございます。

項2村営バス運行管理費については、特に申し上げることはございません。

続きまして、15ページ、16ページ、中段になりますが、項6統計調査費は、住宅土地統計調査に係る調査員の増による補正をお願いするものでございます。

最後の37ページ以降については、給与費明細書をおつけしておりますが、今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第8号 令和5年度一般会計補正予算（第5号）について、歳入全般と総務企画課関係歳出について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係について御説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費785万5,000円を追加し、1,922万5,000円とするもので、節2給料、節3職員手当と節4共済費について、人事異動及び人事院勧告による補正を行うものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

項3徴税费、目1税務総務費172万6,000円を追加し、2,725万2,000円とするもので、こちらも節2給料から節4の共済費までの人件費について、人事異動及び人事院勧告による補正を行うものでございます。

続きまして、目2賦課徴収費13万3,000円を追加し、3,011万7,000円とするもので、節11役務費の軽自動車税環境性能割徴収取扱費1万7,000円は、長野県が賦課徴収をし、その全

額を当村に払い込み、村は払込額の5%を徴収取扱費として県に交付する仕組みとなっているもので、見込みより増となったものでございます。

続いて、節12委託料11万6,000円は、前年度に実施をした公共事業等により、土地等の分筆等の異動が見込みより増加したことによる公図の異動修正委託に係るものでございます。

以上、税務会計課関係の補正予算について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 次に、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

13、14ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を95万2,000円追加し、3,117万1,000円とするもので、節2給料23万7,000円の減、15、16ページをお願いいたします。節3職員手当等42万1,000円の増、節4共済費2万円の増は、職員の人件費の補正によるものでございます。

節12委託料74万8,000円の増は、戸籍情報システム電算保守委託料の増によるものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を70万5,000円追加し、7,528万7,000円とするもので、職員の人件費の補正によるものでございます。

目2障害者福祉費を386万5,000円追加し、1億5,091万6,000円とするもので、節12委託料8万円の増は、障害者自立支援給付審査支払システム改修費の増、節19扶助費83万9,000円の増は、障害者の補装具給付金の見込みよりの増、節22償還金利子及び割引料294万6,000円の増は、令和4年度障害者自立支援給付金等の確定に伴いまして、国に返還するものでございます。

目3老人福祉費を72万9,000円追加し、2億6,418万3,000円とするもので、節27繰出金72万9,000円の増は、介護保険特別会計への繰出金の増によるものでございます。

続きまして、17、18ページをお願いいたします。

目4地域包括支援センター費を2万3,000円減額し、2,738万8,000円とするもので、職員の人件費の補正によるものでございます。

項2児童福祉費、19、20ページをお願いいたします。

目7子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を25万円追加し、507万2,000円とするもので、1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の見込みよりの増によるものでございます。

21、22ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費を403万5,000円追加し、7,296万6,000円とするもので、職員の人件費の補正によるものでございます。

目4 新型コロナウイルス予防接種事業費を15万4,000円追加し、1,792万6,000円とするもので、節10 需用費15万4,000円の増は、コロナワクチン集団接種に係る消耗品と暖房に係る燃料費の増によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 次に、稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明を申し上げます。

建設農林課関係におけます節2の給料から節4 共済費までは、人勸等によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

23ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業総務費70万円を減額し、3,176万6,000円とするものでございます。

節1 報酬23万3,000円につきましては、パートタイムの会計年度任用職員について見込みより増でございます。

目5 農地費15万円を追加し、672万7,000円とするものでございます。

節18 負担金補助及び交付金15万円につきましては、村単土地改良補助金で見込みより増でございます。

目8 国土調査費115万6,000円を減額し、1,891万3,000円とするものでございます。

節1 報酬123万円の減と、次のページの節8 旅費2万6,000円の減につきましては、パートタイムの会計年度任用職員について、見込みより減でございます。

27ページをお願いいたします。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費98万5,000円を追加し、2,427万8,000円とするものでございます。

節10 需用費80万円につきましては、国道143号線沿いのふるさと公園付近に設置しております国道143号青木バイパスの整備促進を掲げる大型看板につきまして、板面の改修を行うもので、見込みより増として計上をさせていただきました。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住関係について御説明申し上げます。

給与関係の人件費等につきましては、さきにありました課の説明のとおり、人事異動等によるものですので、説明を省略させていただきます。

25、26ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目4昆虫資料館費、25万1,000円を追加し、903万9,000円とするものでございます。

おめくりいただきまして、27、28ページをお願いします。

節8旅費、001普通旅費は、長年当館で展示されている山田靖作品展の御縁で、山口県岩国市に野原係員が講演する機会がありまして、その旅費を増額するものです。

目6道の駅関連施設運営費313万4,000円を追加し、2,357万5,000円とするものです。

節10需用費220万円の増は、道の駅24時間トイレの換気扇、ベビーシート、多目的トイレ、オストメイト用の給湯器の取替え工事費を計上しております。

節14工事請負費190万円の減額は、当初予算で防犯カメラの増設工事を計上しておりましたが、機種の都合がつかず工事を見送ることとしたため、減額とさせていただきました。

以上、商工観光移住課関係の補正予算について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

17ページから20ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費702万7,000円を追加して、1億5,296万6,000円とするものです。

節01報酬から節08旅費の638万2,000円の増については、人事異動及び人勧差額処遇改善に伴う増減によるものと、農園の管理作業賃金の増でございます。

次に、20ページにあります節10需用費64万5,000円の増についてですが、001消耗品費9万円は、保育園公用車プリウスの冬タイヤ交換になります。006修繕料の55万5,000円は、ファンヒーター交換修繕の増額分と雨どいの落ち葉よけネットの取付け、LED電球交換等です。

以上、保育園関係の補正予算について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

19ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、3万7,000円を増額して1,661万5,000円といたしました。

節1報酬の増と節2給料、節3職員手当等、節4共済費の減は、1名の指導員が産休に入ったため、臨時で別の方を雇用したことによる増減でございます。

次に、29ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費ですが、91万4,000円を減額して4,048万5,000円といたしました。主な要因は、節2給料、節3職員手当、節4共済費の減によるものですが、これはICT支援員を今年度は委託料に計上してあるため、この目からは支給しないための減額になります。

31ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費でございますが、585万6,000円を増額して8,477万8,000円といたしました。

節1報酬の増は、10月から新たに1名の非常勤講師を配置したことによる増であります。

節3職員手当、節4共済費、節8旅費の増減は、見込みより増または減になったためでございます。

節17備品購入費の増は、来年度より小学校の教科書が新しくなるため、先生方が使う指導書を新たに購入する費用でございます。ちなみに、教科書は4年ごとに新たな教科書が採択されております。

項3中学校費、目1学校管理費ですが、187万8,000円を増額して7,002万7,000円といたしました。主な要因は、節2の給料の増によるもので、8月から村費の非常勤講師を1名増員したことによる増であります。

33ページをお願いします。

項4社会教育費、目3文化会館費は6万6,000円の増で、節2給料等が見込みより増になったものです。

目4文化財保護費ですが、19万9,000円を増額しました。節18負担金補助及び交付金の増で、県宝に指定されている日吉神社の倒木処理の補助になります。

目6美術館費ですが、185万5,000円を増額して1,334万6,000円といたしました。主な要因は、9月1日から11月30日までの期間で実施した大宝寺三重塔国宝指定70周年記念事業に係る費用です。

節1報酬と節3職員手当の増は、土日やイベント時の3人体制で対応したことによる人件費の増です。

節10需用費の増は、チラシやパネルの印刷費、節11役務費の増は、角野隼斗氏のピアノや来日如来像等の運搬費、節15の原材料費は特別展仕様の菓子やグッズの製作費用になります。その結果ですが、通常、月に100名程度の入場者が3か月間は700名から1,000名と増え、また、入場料やグッズ、喫茶の売上げも増えたため、105万円の収入増額の補正も行いました。美術館と仏教、仏像との融合という、美術館の新たな在り方についての提言にもなったと思います。

続いて、目7図書館費ですが、155万1,000円を増額して2,251万5,000円といたしました。節2給料と節3職員手当の増で、産休でお休みをしていた職員が12月より復職のための人件費の増になります。

教育費は以上でございます。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第12、議案第9号 令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題として、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,566万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金を72万9,000円追加し、2,750万6,000円とするもので、節1事務費等繰入金72万9,000円の増は、介護報酬改定に伴うシステム改修分の一般会計からの繰入金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を72万9,000円追加し、303万4,000円とするもので、節12委託料72万9,000円の増は、介護報酬改定に伴うシステム改修に伴う増でございます。

以上、令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第13、議案第10号 令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題として、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度青木村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用25万4,000円を追加し、1億5,580万1,000円とするものです。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算内訳書になります。

収益的支出。

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節31負担金25万4,000円につきましては、

人勸等に伴う人件費について見込みより増でございます。

以上、議案第10号について御説明申し上げます。

---

### ◎議案第11号の上げ、説明

○議長（松澤正登君） 日程第14、議案第11号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題として、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第11号について御説明申し上げます。

令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用3万円を追加し、2億300万円とするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,850千円は、損益勘定留保資金10,488千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額362千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,510千円は、損益勘定留保資金11,089千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額421千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費66万円を追加し、434万7,000円とするものでございます。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の内訳書になります。

収益的支出。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節31負担金3万円につきましては、人

勸等に伴う人件費について見込みより増でございます。

資本的支出。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2処理場建設改良費、節33工事請負費66万円につきましては、殿戸地区のマンホールポンプ2基について、作動不良のため新品に交換するもので、見込みより増でございます。

以上、議案第11号について御説明を申し上げます。

---

### ◎請願第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第15、請願第1号 「小中学校給食費無償化に向けた市町村への財政支援を長野県及び国に求める意見書」の採択を求める請願についてを議題として、紹介議員である坂井議員より説明をお願いします。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） まず、請願書を読み上げ、提案をいたします。

2023年11月24日請願、青木村議会議長、松澤正登様。

請願者、住所、青木村大字夫神1032-1、団体名、新婦人こまゆみ班、代表者、青木静枝。

紹介議員、坂井弘、宮入隆道、塩澤敏樹、金井とも子、松本淳英。

「小中学校給食費無償化に向けた市町村への財政支援を長野県及び国に求める意見書」の採択を求める請願。

請願事項。

以下の内容の意見書を長野県及び国宛に提出していただきたい。

長野県宛。

1 小中学校の給食費ならびに保育園の副食費の保護者負担を無償にするため、長野県として市町村への財政支援を行うこと。

2 安全・安心な地元農産物を学校給食に活用するよう環境整備を行うとともに、市町村への働きかけを行うこと。

3 国に対して、小中学校の給食費ならびに保育園の副食費を無償化するよう働きかけること。

国宛。

- 1 小中学校の給食費ならびに保育園の副食費を無償化すること。
- 2 安全・安心な地元農産物を学校給食に活用するよう環境整備を行うこと。

請願理由。

コロナ禍の中、青木村では地方創生臨時交付金を活用し、ここ4年間、小中学校の給食費ならびに保育園の副食費の保護者負担を無料にするとともに、保育園に通園しない乳幼児の給食費相当分の食費補助を行ってきました。しかし、本年度の予算作成時において地方創生臨時交付金の見通しが見つからない中、3歳児未満の園児ならびに乳幼児については、対象から除外されました。

来年度以降は地方創生臨時交付金の交付が期待できない状況にあり、学校給食費の無償化を継続し恒久制度化するには、村単独で財政措置をしなければなりません。

長引くコロナ禍、物価高騰が県民生活に重くのしかかり、貧困と格差が広がる中、ここ4年間の学校給食費の無償化は、保護者負担を軽減し、子どもたちの食生活を守ることに大きく貢献し、保護者・子供たちを励ますものとなってきました。

学校給食は、命と健康を育む食生活、地域の伝統的な食文化を伝える教育の一環として「食育」に位置付けられており、憲法26条に「義務教育は、これを無償とする」と明記されていることから、本来無償とすべきものです。

また、学校給食は安全・安心なものでなければならないことは言うまでもありません。学校給食の食材に地元で採れる農産物を活用することが安全・安心につながり、地域経済の活性化と地域食文化の学びに貢献します。

長野県内では、本年10月現在、青木村をはじめ20町村（26%）で学校給食費の無償化が実施され、他に2村で小学校のみ実施しています。しかし、本年度になって中止した町村も3町村あり、地方創生臨時交付金の見通しが見つからない中での中止判断であったと思われます。県や国が市町村に財政支援することで、市町村の財政負担が軽減し、県内の学校給食費の無償化が加速度的に広がることを期待できます。

昨今、学校給食費無償化の動きを政府自ら全国規模で実態調査を始めようとしており、国の制度として無償化が実現されれば、憲法に保障された教育の無償化を前進させるとともに、地方自治体の財政を安定化させることにもつながります。

以上の趣旨に鑑み、県内すべての小中学校給食費の無償化を願い、青木村議会として、長野県及び国に対し別紙意見書を提出いただきたく請願するものです。

別紙意見書の朗読は割愛いたします。

お手元の意見書（案）を御参照ください。

補足し、若干の所感を申し上げます。

請願書でも述べられておりますとおり、学校給食費無償化に関しては、この間、実施に踏み切る自治体が、県内はもとより、国においても数多く生まれており、政府においても調査検討が始められつつある現状です。

本来、学校給食費は教育費無償の観点から、また、子供たちに豊かな食育を進める上からも、国全体で無償とすることが望まれますが、その過程においては、国及び県からの助成を受けることによって市町村の持ち出し分が少なくなり、本村においても、無償化を恒久制度として実現しやすくなります。

本請願については、我々5名の紹介議員は請願の趣旨に賛同し、紹介議員となりました。御参集の全議員の皆さんにおかれましても、請願の趣旨に御賛同いただきたく、全会一致で本請願の採択をいただくようお願い申し上げます、説明、提案といたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは全員協議会を開きますので、議員控室へ御移動ください。お願いします。

散会 午前10時24分

令和5年12月12日（火曜日）

（第2号）

# 令和5年第4回青木村議会定例会会議録

## 議事日程(第2号)

令和5年12月12日(火曜日) 午前9時開議

### 日程第1 一般質問

#### 出席議員(10名)

1番	松本淳英君	2番	塩澤敏樹君
3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	教育次長兼 公民館長	宮下剛男君
保育園長	成沢亮子君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	高柳則男君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原博信君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢幸哉君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君

課長兼  
福祉係  
福祉課  
補佐  
長

早乙女 敦 君

課長兼  
福祉係  
福祉課  
補佐  
長

依 田 哲 也 君

課長  
觀光課  
住移課  
工観係  
商移係

宮 澤 俊 博 君

課長兼  
企画係  
企画課  
補佐  
長

小 林 宏 記 君

---

事務局職員出席者

事務局長 片 田 幸 男

事務局員 小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問には村民の皆様の傍聴もいただいております。また、中学生が傍聴にお見えでございます。

本日は令和5年第4回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。8人の議員が一般質問を行い、終了後、解散といたします。

---

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

---

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（松澤正登君） 8番、宮下壽章議員。

〔8番 宮下壽章君 登壇〕

○8番（宮下壽章君） 8番、宮下壽章でございます。

農水省からの水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについてがござっております。水張りについて一括質問にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

令和3年12月に決定されました方針によりますと、転換作物が固定している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間、令和4年から令和8年に一度も水張りが行われていない農地は、交付対象水田としない方針とのことです。

これは令和4年からということで、今年はまだ作付等も終わっておりますので、5年のうち2年経過したということになってくるわけでございます。残りの3年間で全村に対して対象水田については行っていかなければならないなと思っております。

青木村では、山間地部については、水田にそばの作付が行われております。この目的の中には転換作物が固定化している水田は畑地化を促すという項目もあります。畑地化すると転作奨励金も対象から外されることとなります。構造改善がなされており、U字溝が敷設されていて、水入れが容易な水田はともかく、山間地の沢から用水を利用している水田はここ何年もそばの作付が行われてきました。山腹を通る水路が通水するには大変難しい状態にあるとの御意見も伺っております。

各地区の水系ごとに水利組合もあり、何年も通水をしてこなかった場所は大変な問題だと感じております。また、水稻作付により確認することを基本とし、湛水管理を1か月以上行うということになっております。

以上のようなことから、7問について御質問いたします。よろしくお願いいたします。

問い1番でございます。村での奨励作物として、タチアカネそばがあり、水稻作付のされていない水田でのそばの作付は作業部会等で成り立っておりますが、それについては交付金も計算に入れた上で成り立っております。畑地化した場合はどうなるのでしょうか。

2番でございます。ただいまの問い1のほうでそばの作付ができなくなった場合は、荒地が増える可能性がございますので、その辺のところも懸念されております。このことについてもお答えいただきたいと思っております。

問い3番でございます。試験的に水張りを行った水田があるとのことですが、水との相性があまりよくないそばの作付はいかなるものなのでしょうか。

問い4番でございます。耕作者や各水利組合への説明はどのように進めているのか。

問い5番です。何年も耕作されなかった水田は畦畔の傷み、ネズミ、モグラ等による穴が

あり、漏水が心配されるところでございます。

問い6番です。畑地化した場合に新たな転換作物に対し、何らかの交付対象になるものがあるのか、耕作放棄地の抑制にもつながってくるものと思います。

問い7番でございます。畑地化した場合、中山間地及び多面的機能支払対象から外されると思うが、それについての説明をお願いします。また、地権者と耕作者が異なる水田があるので、畑地化する場合は地権者の了解も必要ではないのでしょうか。

以上の質問につきまして答弁いただきたいと思うのですが、通告書を提出後に、11月27日より5地区にて農業懇談会が開催されました。問い4番のような部分につきましては実施されておりますので、今後計画があるようでしたら御説明いただきたいと思います。

私は29日の下奈良本公民館で開催されました日に出席いたしました。区長さん、耕作者の皆さんより多くの質問がありました。5か所での開催でどのような質問や意見があったのか、後日で結構ですので教えていただければありがたいと思います。

説明の中で問い5に関することですが、建設資材材料支給事業でパイプやあぜシートの支給があるとのことでございます。何年も水稲作付がなされていなかった水田は、水張りが非常に困難であり、漏水で水を入れても水をためることが困難かと思えます。

対策として、部会等によるあぜ塗り機の利用や代かきなどの場合が必要になってこようかと思えますが、補助していただけるのか、個人負担になるのか、お聞かせていただければありがたいと思います。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

中学生の皆さん、ようこそ青木村議会、御視察いただきまして、ありがとうございました。いずれ将来、皆さんは議員さんの席とかあるいは役場側に座る方が出ることを期待しております。

それでは、今、宮下議員から7点にわたりまして御質問がありましたが、私のほうから7点目の畑地化した場合、中山間地及び多面的機能支払対象から外れると思うが、それについての説明、そして地権者と耕作者が異なる水田を畑地化にする場合の地権者の了解についての御質問をいただきましたので、それについて答弁をいたします。

畑地化した場合に交付単価が変更になりまして、水田よりも低い単価になりますが、直ちに支払いの対象から外れるというわけではございません。御質問にもありましたように、過

日、中山間地域直接支払交付金と多面的機能の支払交付金の集落組織の役員の皆さんにお集まりをいただきまして、説明会を開催しております。引き続き情報を国等から収集いたしまして、農家の皆さんには提供してまいります。

この2つの交付金は5年スパンの取組ですので、5年目が終了するタイミングで次期以降の5年計画をどのように取り組んでいくのか、話し合いをして決めていただくのがよいタイミングではないかというふうに思っております。仮に畑地化する場合には、当然、地権者の皆さんの意向に沿った形で進めていかなければなりません。村内5会場で開催いたしました農業懇談会でも説明を申し上げたところでありますが、地権者と耕作者が連絡を取り合う中で、その中でその後については慎重に御検討いただき、在り方を見定めていただきたいというふうに思います。

全体にわたることでありまして、青木村は従来からブロックローテーションをしっかりと固持してまいりました。そういうことを、この問題も含めて、御質問の全体を含めて国・県あるいは等々から評価をしていただきたい、こういうことを基本的に思っているところでございます。

5年水張りの問題ですけれども、5年に1回、米を作りなさい。最低でも5年に1回、1か月間の水張りをしなさいという通達でございますが、クリアするには御質問の中にありましたように多くの課題があるわけでございます。

詳細につきましてはこの後、担当課長から説明をいたしますけれども、いずれにいたしましても村の農業、基幹産業であります農業、この農業の基幹を守る米作りをするためには水田が必要でありますので、そのために関係者の協力をいただきながら、行政といたしましてもしっかり努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは問い7以外の御質問に対して答弁させていただきます。

初めに、御質問の1番目、畑地化した場合はどうなるのかという御質問、それから6番目の畑地化した場合に、新たな転作作物に対して何らかの交付対象になるのかについては関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

農林水産省では、水田活用直接支払交付金のメニューの中で、水田を畑地化し、農作物の定着化を後押しする畑地化促進助成として、畑地化に際し、1回限り交付する額として高収

益作物、野菜、果樹、花卉等でございますが、こちらについては、10アール当たり17万5,000円、こちらは令和5年度までの時限単価だそうです。

それから高収益作物以外、麦、大豆、そば等が当たりますが、こちらにつきましては、10アール当たり14万円の畑地化の支援策、それから10アール当たり2万円を5年間にわたり交付する定着支援策、このセットで助成を受けることができます。ただ、こちらは議員も御存じのとおり、5年間に限った支援ということでございますので、6年目以降につきましては、交付金なしで機械作業受託組合さん等の担い手の皆さんが受けていただけるかどうか課題となってくると思われまます。

また、畑地化の交付金を受けるための要件もございますし、仮に畑地化した場合は中山間地域直接支払交付金あるいは多面的機能支払交付金の交付額に影響が出たり、水田の面積が対象要件をクリアできなくなって、交付金対象からそもそも外れてしまう可能性もありますので、畑地化を検討される場合は地権者、担い手、各交付金の集落組織の役員の皆さんで相談をしながら慎重に進めていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目のそばの作付ができなくなった場合、荒廃農地が増えるのではないかと御指摘でございます。

担い手に受けていただけなくなった場合には、基本的には農地の保有者である農家御自身で作付等を行っていただくということが基本であるかと思いますが、高齢化して後継者がいない農家世帯では自己保全管理は難しいというケースもあろうかと思えます。

その場合、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象エリアであれば、集落の皆さんとの話し合い等により自己保全管理をお願いしていく方法も検討できる余地があるかと思いますが、こうしたエリアからも外れている農地につきましては、大変残念ではありますが、荒廃していく可能性が出てくる圃場もあるのではないかと御指摘をいただいております。

続きまして、3番目の御質問です。

水張りをした水田については、そばについては水との相性がよくないのではないかと御指摘をいただいております。この春に村内の3か所、入田沢の込山、飯米場、中挾の籠入り、入奈良本の向沖でそばの作付を毎年継続している転作田において、1か月の水張りをした後にそばの作付が可能かどうかを確認する実証試験を行ったところでございます。その結果、おおむね問題なく、そばの作付ができることを確認いたしました。

議員御指摘のとおり、確かにそばは湿気を嫌う作物でございますが、1か月の湛水を行っ

た後、きちんと排水対策を実施することでそばの作付を行うことは可能であるというふう  
に考えております。

続きまして、4番目、耕作者、各水利組合の説明はどのように進めるのか。また、説明会  
が終わった後の今後の具体的な計画について考えがあるのかということについて答弁させて  
いただきます。

11月中旬にまず中山間地域直接支払交付金、それから多面的機能支払交付金の取組を実施  
されている集落組織の役員さんを対象、それから担い手組織の1つであります機械作業受託  
組合の皆さんに対して、説明懇談会を開催したところでございます。

また、11月下旬から12月上旬にかけて、村内5会場におきまして農家さん向けの説  
明会を開催し、水張りのお願いをしまいたところでございます。また、先月末の区長会  
でも区長さんに協力依頼を申し上げたところでございます。

そこで出されました御質問、御要望を踏まえ、今後も広報紙などの紙面を活用しながら、  
引き続き、村から水張りの協力を依頼してまいります。ぜひ区長さんや水利組合などの区  
の役員さん、それから農業委員さん、各交付金の集落組織の役員さんに先導をお願いし、取  
りまとめ役になっていただく中で、水系ごとに水張りをするための水路の確認、補修を進め  
ていっていただきたいというふうと考えております。

村では補助金等も御用意しておりますので、御活用いただきながら維持を図っていただき  
たいというふうに住じます。具体的には村の考え方を取りまとめた案を持って、年明けに区  
長さん、水利組合長さん、農業委員さん、担い手農家の皆さん等にお集まりをいただきまし  
て、改めて具体的な説明会をお願いしたいということを考えております。

続きまして、5番目の質問でございます。

何年も耕作されなかった水田は畦畔の傷み等があり、漏水が心配されるが、いかがかとい  
う御質問に対しての答弁でございますが、御指摘のように長年耕作されなかった水田やそば  
の作付を継続してきた転作田では、水を引いても湛水ができず抜けてしまう可能性が高いた  
め、代かきやあぜの補修等を行っていただく必要が出てくるものというふうに認識をしてお  
ります。

しかしながら、高齢者だけの農家世帯等では自力で水田を補修することは体力的にも困難  
な場合が多いと思われまますので、担い手組織や区の役員さんへ相談していただく中で、補修  
をお願いすることも多々あるのではないかとというふうに想定されますことから、現在、担い  
手組織の皆さんに水田の補修に関する御支援をいただけないかお願いをしているところでご

ざいます。

過日、担い手であります機械作業受託組合の皆さん、それから当郷区を中心とした担い手の2人の農家さんとの話し合いを行いました。その中で受託組合さん等からは、漏水対策について御支援をいただけないかということをご希望したところ、細部については今後の調整が必要になってまいります、大筋では御協力をいただけるという方向で同意をいただいたところでございます。

いずれにいたしましても、今後、近いうちに村として、今後3年間で具体的にどのような手順、方法等で水張りに取り組んでいただくのか案をお示しする予定でございますので、地権者をはじめとする関係する全ての皆さんの御協力の下で進めていっていただきたいと存じます。もちろん村といたしましても、引き続き情報提供を含めて一緒に考え、支援をしてまいります。

続きまして、後ほどということでありました5か所の農業懇談会でどのような御意見、質問があったかというところでございます。

水張りに関連したものだけを抜き出して御紹介しますと、まず、水張りや補修は誰がやるのか、受託組織へ委託した場合の経費負担は誰がするのか、水張りをして土手が崩れた場合はどうなるのか、補償は。下流域への水漏れにより収量減やトラブル発生時の対応はどうするのか、ビニールハウスで育苗している場合、水張りとは認められるのか、草刈りだけで手いっぱいで、水張りなんて不可能だと思われる。個人負担があるようであればやめたい、無償で構わないので担い手組織に耕作をお願いしたい、水張りをした場合の水の深さはどのくらい、水張りをした場合、湿害は大丈夫か、ビニールハウスで花卉や野菜を栽培して出荷している場合はどうなるのか。花を栽培している田において水張りは畝を超えるまで水を張らなければならないのか、野菜を作っている田について勾配がついており、どこまで水を張ればいいのか。水張りができない場合、交付金が出ないだけなのか、耕作はしていてもいいのか。中山間地域直接支払金事業で自己保全管理をしていた水田の取扱いについてはどうなるのか、水張りできず、交付対象外となった水田も資材無料でいいので受託組織で耕作してもらいたい。近くの河川から水を揚げるための消防用の可搬ポンプを貸していただけませんか。水田の4割で花を栽培しているが、水張りについてどうすればいいのか、畑地化した場合の地目変更についてはどうなるのか、令和8年まで水張りをせず、令和9年以降、水稲作付した場合、交付対象水田になるのか、5年に一度、水稲作付をするのであれば、減反制度を廃止してほしい等々でございました。

最後の御質問でいただきました湛水対策としてのあぜ塗り機の利用、代かきをした場合の利用料の補助はしてもらえるのか、個人負担はあるのかないのかという御質問でございます。

先ほども御答弁申し上げましたように、基本的には、漏水対策については機械作業受託組合等の担い手の皆さんに御支援をいただくということで調整をしておりますが、その場合の地権者さんの個人負担はできるだけ発生しないように考えているところでございます。仮に個人的に農業機械等を使用してあるいはリースをして作業を行う予定の方がいらっしゃるようであれば、個別に御相談に応じたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 御丁寧に御説明ありがとうございました。

今回の水張り政策についてですが、水田活用直接支払交付金は年間3,000億円が必要だということを聞いております。それを減額するために財務省から農水省のほうへ振られたものではないかと推測されるところでございますが、山間地農家の皆さんには大きな負担になると思われまます。

食料自給率のエネルギー換算でございますが、現在は38%ということになっております。1960年当時、私が小学校ぐらいの頃ですか、当時は自給率が80%あったそうなんですけれども、また、現在のロシアによるウクライナ侵攻から小麦等の流通不足による飼料やまた燃料の高騰から800戸の酪農家が廃業されたということも聞いております。畜産だけでなく、水稲、野菜、果樹、花卉など多くの農家は大変な経営を強いられるものと思われまます、農政も様々な方面を見据えた政策を行ってほしいと思っております。

以上で、私からの質問は終了といたします。

○議長（松澤正登君） 宮下議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました3点につきまして質問させていただきます。

本日は青木村の未来を担う中学生にも傍聴に来ていただきました。青木村の将来の話として質問させていただきます。

まず、活気のある村づくりについて伺います。

新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではありませんが、春以降の人々の行動は明らかに変化があり、新しいステップに入ったと言っていると思います。コロナ禍では人が集まること自体が自粛ムードで、なかなかいろいろ実施できなかったことがあるんですけども、今はイベントや集会などは各地で積極的に行われており、また、非常ににぎわっている状況です。

イベントだけではなく、仕事を行う上でも実際に人と会いながら、コミュニケーションを行うことが日常的になってきています。家族や友人との交流や旅行などの生活する上での支障は少なくなってきたと言えるでしょう。青木村の夏祭りもみこしや踊りは4年ぶり、村民体育祭は6年ぶりとなりましたが、盛大に行われて、大いに盛り上がりました。

そして、先月は産業祭が2日間にわたって行われました。2日間で延べ5,000人の来場者があったとされ、大変なにぎわいでありましたけれども、産業祭も4年ぶりの開催ということで、今までどおりできたこと、できなくなったこと、また、新たに考えて試行的に行ったことなどあったと思われまます。今年の産業祭の総括としてどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木の産業祭は11月18日、19日、土曜日、日曜日の2日間にわたって、ステージイベント、ブースイベント、それぞれ盛大に行われたというふうに思っております。

今、御質問の中にありましたように4年ぶりにできたということは、本当にこの3年間の閉塞感を思うとうれしいことでもあります。そして、またたくさんの人にお越しいただきまして、青木村の人口を超える5,000人ということで大成功だったというふうに思っております。これもひとえに関係者の皆さんの御尽力と感謝申し上げたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症は一段落いたしましたけれども、全てが元に戻ったという状況ではございませんで、そういう中ではありますが、いろいろ工夫をしながら夏祭り、ヤンレいきやしよ運動会、そして保育園、小学校、中学校の文化祭等々が行われました。

産業祭はコロナ前と全く同じではありませんが、そういう中ではありますが、工夫をしな

から新しい企画とかたくさんの人たちに参加していただくいろいろ工夫があったのではというふうに私は大いに評価できるというふうに思っております。

初開催、初めてのイベントでございます青木村のカラオケバトルでありますとか、初参加をいただきました長和町さんとか消防署、消防団によります消防体験などがありました。これも初めてだったんですけれども、また、遠くは姉妹都市であります静岡県の長泉町、それから埼玉県の新芳町の商工会の皆さんの御参加をいただきました。

そして、定着いたしましたさいたま蕎麦打ち倶楽部の名人の皆さんによる新そばまつりも多くの皆さんに御期待をされ、大きな柱になっているかなというふうに思っております。また、同時に行われました道の駅で開催されたパンマルシェとも連携があつて、相乗効果のあるイベントでありました。本当に青木村の人口を超える5,000人の皆さんに来ていただいたということは大変うれしいことではございました。

来年度も出店者、それから来場者の意見を聞きながら、さらにより多くの皆さんに参加していただく、そういったイベントを村一番のお祭りでございます産業祭を開催していくという思いでございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 本当に多くの方に来ていただいて、また、関係するそういったほかの自治体の方などもたくさん来ていただきました。私自身、先ほどのパンのマルシェに関わらせていただいております、ほかの自治体の方もお客様としていらっしゃるんで、その辺、私も肌で感じているところであります。

私もこういったイベントを最近、自分でも主催して運営する立場になりまして、改めてそういう人々を呼ぶことの重要さであるとか楽しさを感じるのと同時に、そういった難しいこととか厳しさを感じるわけなんですけれども、そのような中で今回、11月上旬に青木村とゆかりのある草加市の商工会議所のお祭りとお上りのショッピングモールでのお祭りに青木村のPRを兼ねまして、伺う機会をいただきました。

来場いただく埼玉県のお客様も非常に長野県のことや青木村のことに対して好意的で、何年も足を運んで、お互い交流しているからだということを思いまして、継続的に交流するということの重要性を感じました。

非常に活気のある性格の異なる2つのお祭りに伺うことができたわけなんですけれども、青木村として交流しているそういった他の市町村や近隣の自治体、企業のお祭りと比較して、青木村の産業祭をどのように位置づけて考えているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました近隣の市町村あるいは自治体や企業を比較してということでございます。

青木村産業祭は平成14年に開催しまして、コロナウイルス感染症の影響で3回中止しまして、今年、第19回目の開催となりました。その間、最初は総合体育館、村民プールの駐車場が第1回の開催場所として、青木村役場の駐車場で開催したりしたこともございました。平成16年から現在の道の駅あおきに場所を移しまして、平成27年にはふるさと公園あおきのオープンに合わせて、阿部長野県知事にもこのお祭りに参加いただいたところです。

発見、体験、交流をテーマにしまして、子供たちには楽しみを、若者や大人には地域の発見を、交流人口、関係人口の創出にリンゴの木の摘み取り時期あるいはタチアカネの新そばのふるまいの時期にということで、この11月の第3週の土日に合わせて開催しているものです。引き続き村民の皆さんが主体で楽しめる待ち遠しいお祭りになるように開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 私が今回、草加と上里のお祭りに行って強く感じたのは、大きなお祭りの活気と同時に民間の人たち、民間の事業者の人たちの活気でした。草加市の今回のお祭りは、商工会議所のお祭りでしたので、当然と言えばそうなのかもしれませんが、その自治体の職員の方が頑張るというよりも、その中で暮らしている人たちが頑張っているというお祭りでした。

やはりこれからのお祭りの在り方というのもぜひ青木村の中でも検討していただき、時代に合った形のものにしていく必要があると感じています。そのためには青木村の村内の方々や事業者の方々の力が必要となってくるわけなんですけれども、単体では開催をすることはやはり難しいです。商工会や民間企業、団体などの催物に対して青木村として支援はしているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 本村商工会の青年部の皆さんは、今ですと、ふるさと公園でのイルミネーションや夏祭りのちょうちんづけ、そして焼き鳥等、陰ながらイベントを盛り上げていただいているのが現状でございます。

また、企業展や産業展などのイベントへの参加については、受注拡大支援事業補助金を交

付しているところでございます。事業所の皆さんが独自で地域に開放しているイベントを後援している状況でありますけれども、その際、補助金の支給等はありませんで、無償でテント、机、椅子などの備品を貸与しているところでございます。

今後も事業所開催のイベントには、地域のにぎわいや活性化の観点から大いに期待していきたいところでございますし、地域住民のイベントには地域住民活動支援金を活用していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 何も全てがお金のことだけではなくて、先ほど答弁していただいたようにテントとか開催場所であるとか、そういったところを提供していただくというのも非常に大きな支援だと思いますので、今後も支援していただければと思います。

青木村でのお祭りで欠かせないのは義民太鼓ではないでしょうか。先日は40周年記念大会が行われるなど、青木村の義民の功績を後世に伝えるため、継続的に活動していただいています。太鼓の響きは多くの人に感動を与えています。

また、先日、私が草加のお祭りで見したのは2日間にわたるよさこいソーランでした。よさこいソーランとは、よさこいソーラン祭りの資料によりますと、高知県のよさこい祭りを参考に鳴子という手で持って鳴らすものと北海道の民謡、ソーラン節をミックスさせて踊る札幌市のイベントで、1992年、平成4年に10チーム1,000人の参加者でスタートしまして、今では国内外から約3万人が参加して、観客は約200万人訪れるという大きなイベントになっています。草加市のお祭りでも朝から夕方まで、お祭りのほとんどがよさこいソーランで、そのような祭りがあるのかと驚いたというのが正直なところです。

そこで踊っている様々な年代の参加している人たち、また、見学、応援している人たちの一体感があり、最後のフィナーレでは皆さんが盛り上がり、非常に感動的なものでした。

長野県でも善光寺で毎年、よさこいソーランの大会があるなど、愛好者はいらっしゃいます。リングやタチアカネそば、義民太鼓に次ぐ、他の自治体と交流していくものとしてよさこいソーランがあってもよいように感じました。草加のお祭りに参加することを目標に、よさこいソーランを青木村で普及させてみてはどうでしょうか。青木版よさこいソーランなど普及させる予定はないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員のお話がありました草加商工会議所祭りには私も御

縁がございまして、参加、視察、見学をさせていただいたところでございます。同感でして、その迫力等に圧倒された思いでありました。お聞きしますと、保育園、幼稚園の頃から小学校、中学校を通じて、大学、社会人まで取り組まれた成果ということのお話を伺っております。

よさこいを習うに当たって、例えば草加の皆さんから御指導いただいたり、御縁のあります坂戸の皆さんから御指導をいただいたりという、そういった交流人口が生まれる可能性はあるかと思えます。一方で、このよさこいの普及には費用がかかる。例えばよさこいのオリジナル曲、編曲の費用、踊りの振りつけの費用、衣装代など、財源を確保しなければいけないというふうにも認識しております。

何年か前に、坂戸のよさこい祭りを拝見したり、青木の夏祭りにも坂戸市のほうからよさこい祭り連の皆さんに御参加いただいた経過もありますので、地域住民の皆さんの意向を酌みつつ、取り入れられればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） よさこいソーランに限らず、いろいろ交流できるツールとありますが、そういったものはあるかと思うんですけれども、やはりお互い同じようなもので交流し合うという、義民太鼓も同じ太鼓の人たちと交流し合うのと同じだと思うんですけれども、こういったよさこいソーランも各地でありますので、ぜひそういったものもまた検討していただければと思います。

今まで私は一般質問で、地域ブランディングのことについて、また、若者の文化のことについて触れてきました。最近では村内の移住者の中でも新しい方が増えてきて、その中でも食の関係ではパンを焼かれる方、カフェを営まれている方、クラフトビールを造る方、ハンバーガーをやる方、カレーを作る人たち、様々な方たちが新しくいらっしゃっています。また、木工やカメラマンなど、アートに関わる方もいらっしゃいます。

それぞれすばらしい方々なんですけれども、それらをまとめるものが青木村ではありませんでした。先日の産業祭のときにもそれらの事業者の方がそれぞれ参加していただいておりますけれども、青木村だけでそのような方が集まれば、1つのイベントができるようになってきています。

現在、周辺の自治体においては、小諸市でのスーパーとの複合型中心拠点誘導施設、こもテラス、小諸高原美術館に隣接したワイナリーとレストランの複合施設、スタラス小諸、こ

ちらは今年の3月20日にグランドオープンしたと思います。上田市のサントミュージゼは、上田市の交流文化芸術センター、上田市立美術館、交流芝生広場が併設された複合文化型施設です。

また、ちょっと遠くになりますけれども、御代田町のモップ、MMOPと書いてモップという場所があるんですが、こちらは写真の美術館とレストランなどの飲食施設といった組合せで、最近では公共施設と民間事業者との複合施設を文化事業として施設整備を行うことが増えてきています。

食も文化です。そばだけでなく、若者が携わる食文化に対してもぜひ支援していただきたいと考えています。また、食文化以外でも音楽や芸術についての若者が関わるものを発信できるところが青木村には今、私にはないと感じています。青木村でも若者たちの文化を発信しながら、イベントを行う場所、そういったところが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 若者たちが青木村で活躍してもらったことを振り返ってみますと、以前、子育てフォーラムで高校生の研究を発表してもらったことがありました。また、信州大学の学生さんを中心にして、大学生の皆さんは青木村の子供たちのために様々なイベントを行ってくれています。武蔵野美術大学の皆さんの黒板ジャックも青木村ならではの活動だと思います。また、議員の話にあった義民太鼓は、昭和57年に青木村商工会の青年部の村おこしの活動の一環として創立されたものであります。

このように若者たちが課題意識を持って取り組んでいて、それが村のためにもなることであれば、できる協力は惜しまず、応援していきたいと考えております。また、活動の場や発表の場ですが、道の駅の市場、中央の広場や体験館は様々な活動の場としても現在も利用いただいております。また、相談してもらえれば、文化会館がありますし、大きなイベントであれば、ふるさと公園には大きなステージを設置できるエリアがあると考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村としても様々な施設を開放していただいたり、貸出ししていただけたということでした。

やっぱり何よりもまずは、そのような場所を必要とする方に村内で活躍できる場を青木村として支援してあげることが必要と感じています。活気のある村にするために、来年度予算にはどのように反映していく考えがあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 活気のある村づくりについては、今までの私が村長をさせていただいた10年間、ずっと課題、大きなテーマに取り組んできております。

来年度についていかがかという御質問でありますけれども、まだ予算編成に入っておりませんので、基本的な考え方について答弁させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、人口減少の歯止め、特に若い人たちに、今の御質問の中にもありましたように、入ってきてもらうあるいは一旦出ても戻ってきてもらう、そんな工夫と併せまして、ブレーキを、限りなく強いブレーキをかけられないかというふうに思っております。

2点目でありますけれども、産業、特に商業、工業、この活性化を図ることです。

3点目は、観光客の皆さんを含めて交流人口、観光人口を増やしていくということが大切で、この3点を中心に活気のある村づくりを来年度予算の中でも考えていきたいと思っております。

幸いにいたしまして、村には道の駅あおきでありますとかふるさと公園、田沢・沓掛温泉、国宝大法寺三重塔、五島慶太未来創造館、竹内製作所青木工場、さらにはタチアカネそば、豊かな自然、きめ細かな村民の皆さんの人情、こういったことを活気のある村づくりのための資源として活用できないかなというふうに思っております。

今、申し上げましたようなことは、単体ではなくて、有機的にどうやって結びつけていくかということも大きな課題でありますので、さらにそれに付加価値を高めていくということで、議会の議員の皆さん、そして関係する村民の皆さんの団体と協力しながら、活気のある村づくりをさらに引き続き求めていきたい、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 引き続き活気のある村のため、御支援いただければと思います。

続きまして、先ほどもありましたけれども、商工業を発展させるための課題について伺います。

青木村の商業の中心地となっています道の駅あおき、農産物直売所ですけれども、道の駅あおきの今後の見通し、あとは計画などありましたらお願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅あおきは、関係の皆さんの本当に御努力、御尽力によりまして、村内の産業、観光あるいは雇用の大きな柱になっているというふうに思っております。

道の駅あおきの昨年度の総売上げは3億円を大きく超えておりますし、レジを通った人の

合計は約20万人を超えています。推定ですと、来場者の総数は60万人を超えるということで大変大きく成長していただきました。コロナ禍の中でありますけれども、売上げは減らなかった、微増しております。

こういったことで道の駅あおきは、大変関係の皆さんの御尽力によりまして、1つの山を越えたといえますでしょうか、ハードルを越えて、次のステップにかかっている、次のステップを考えなければならない時期というふうに思っております。

具体的には、1つは今までよりということなんですけれども、1つ目は地場産の新鮮な野菜とか果物を店頭で並べる、もっと店頭で並べたい。

2点目といたしましては、市場でのイベントとかエンターテインメント系の行事あるいは物販など、今、前段で御質問いただきましたようなことでありますけれども、人集めのこと。

3点目は、ネット販売をもっとしっかりやっていきたいと。ふるさと納税もありますけれども、道の駅としても何かできることを考えていきたいというふうに思っております。

それから4点目といたしまして、道の駅が目玉となる施設とかメディアで取り上げられるような、そういうような話題となるイベントなどを企画してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、道の駅あおきは村の活性化の柱でありますので、そういった視点で、今後も道の駅の皆さん、関係者の皆さんと共に連携してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 道の駅あおきに関しましては、私もそういったイベントをやったときに、他の市町村からいらっしゃったお店をやられる方が、ここは本当に素晴らしい場所だと、もっともっとやっぱり可能性があるとお店をやられる方も感じている、そういう雰囲気もある素晴らしい場所だと思いますので、そういったイベントをどんどん繰り返していくことで本当にそういう場所になっていくと思いますので、ぜひ今後も様々なイベントの企画等をお願いしたいと思います。

村内の事業者も業種や規模は様々なんですけれども、それぞれ事業を継続していく上での支援や、事業をこれから始めたいとか新規分野に進出したい、そういった意欲のある方々への支援はどうなっていますでしょうか。村内の商工業事業者の発展のためにどのような支援を行っているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まずは相談窓口の充実、拡充だと思っております。特に起業、創業支援、運転資金、設備資金の調達につきましては商工会、経営指導員、金融機関

の融資担当と連携を図り、速やかな資金調達に努めているところでございます。

村の制度としましては、商工業振興奨励金の支給、これは固定資産税の税額2分の1を5年間にわたり補助させていただいているものでございまして、事業の承継につきましては長野県や中小企業支援関係団体と情報を共有し、支援に努めているところでございます。

まずは相談や要望の聞き取りが重要と考えておりますので、特に窓口には力を入れているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 様々な制度などで支援をしていただいているということなんですけれども、青木村でいい商品や技術があったとしても、そのよさを適正な評価をしていただいて取引を行うということができなければ、事業者として継続していくことができません。

1つの小さな事業者として個別に営業していくというのには時間や労力、共にかかり過ぎて非常に難しい。自分たちが作り上げたものが周りから見てどうなのか、他社はどのようなことをしているのかが分かる、そういったものが展示会への出展だと思っています。

展示会では様々な関係者が訪れることから、自分のターゲットとしてきた分野と異なる業種のところから案件となるケースなどもあり、商品の可能性を広げることができます。

現在では、青木村の制度としては中小企業等受注拡大事業補助金があります、展示会に出展する際の支援としてですね。補助対象経費の幅が広いことは使いやすさにつながると思うんですけれども、補助率2分の1、限度額は国内の展示会だと10万円、国外だと20万円。そういったことだと、村内の小規模事業者が単独で出展するにはまだまだ負担が多くて、チャレンジが難しいです。

今、展示会の費用というのが非常に高く、この補助率で出展してチャレンジしていこうという気持ちにはなかなか難しいのかなと思っています。それであれば、規模が小さい展示会だったら出られるのかという話なんですけれども、そういった展示会だとなかなか成果に結びつかないことが考えられます。

展示会でよく目にするのは、各自治体単位での出展です。自治体単位といっても市町村で出ることもあるんですけれども、商工会や商工会議所単位などもあります。数社集めて、1社当たりの負担を少なくして出展するなど、支援の方法はいろいろあると思うんですけれども、そういった効果的な展示会の支援の拡充の考えはありませんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 受注拡大支援事業補助金につきましては、議員のお話のあったとおりでございます。

展示会、産業展等に出展する際の個人負担につきましても20万円から50万円、高いもので100万円近くというふうにお話も伺っております。その中での補助対象経費として、それぞれ2分の1、私たちのほうでは上げさせていただきました。昨年度はこの受注拡大支援事業を従来2回から1回増やしまして、3回まで使っていただけるということで御案内をさせていただいているとおりでございます。

青木村単独での出展あるいは事業所単独での出展というのがなかなか予算的に厳しい場合には、長野県としての枠もあるということでございますので、また出展等の相談がありましたら、その情報、相談をお寄せいただければおつなぎいたしますので、負担のないようにしていただけるように配慮したいと思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 長野県、また、国のいろいろな業種別の展示会の補助金等もありますので、そういったこともまた相談があったときにはお知らせできるようにしていただければと思います。

銀座にあります銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースというんですけれども、こちらは長野県のアンテナショップとして平成26年10月から開設されています。当時はアンテナショップブームのようなものもありまして、各自治体が都内で出店していたと記憶しています。

現在でも長野県の特産品の情報発信を行っている施設なんですけれども、こちらは長野県の施設で、県内の市町村でも使うことができたと思います。オープン当初はイベント活用していたときもあったように思いますけれども、現在はどうなっていますでしょうか。銀座NAGANOの活用はできているのでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 現在はコロナ禍の影響もありまして、ここ3年、4年ほどは出店する機会がなくしております。平成26年に銀座NAGANOをオープンしまして、来年10周年を迎えます。この頃、担当者会議をもちまして、より積極的な活用をということを言われておりますので、私たちのほうも積極的に参加、出店していきたいというふうを考えております。

NHK大河ドラマ「真田丸」に合わせて青木村デーを開催したり、銀座NAGANOでは手打ちそばの実演やそば御膳、マツタケの店頭販売をしたところがございます。現在、コンパジャムも並んでいるというふうに伺っておりますが、青木村の魅力をこの銀座NAGANOでPRできるように今後も活用していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 先ほども言いました若い人たちの事業者の方なんかも増えてきたりとかしていますので、銀座NAGANOで青木村デーをもう一度やっていただいて、そういった意欲的な事業者の方たちを皆さんに知っていただくという、そういう場を村として支援しながら、村の商工業の発展のためにそういった施設もぜひ活用していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、3番目の耕作放棄地対策について伺います。

青木村で力を入れている農業なんですけれども、中山間地に位置する当村では平地は限られておりまして、山間部の畑では耕作されずに荒れているところが目立ってきています。また、住宅に隣接した農地で作物を作らず、草刈りだけ対応しているところもよく見かけます。

そうしたところはほとんどが高齢者の方の農地で、草刈りができなくなったら荒れる可能性がございます。一度耕作されない状況になりますと復活させるまでに労力がかかり、なかなか次の担い手の方が整備して耕作することが難しくなります。

そのような中で、青木村の耕作放棄地の現状はどうなっているのでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、答弁させていただきます。

耕作放棄地の現状といたしまして、耕作面積の推移につきまして、農林業センサス2015年、2020年とを比較しますと、国及び県が5年間で約3%減少しているのに対しまして、青木村では約15%減少している状況でございます。

耕作面積につきましては、畑地を中心に減少傾向にあります。後継ぎがない高齢者世帯を中心に規模を縮小したりあるいはやめるケースが一因ではないかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 耕作放棄地の増加する原因には、先ほどもお話ししたとおり、農家の高齢化の問題がありますけれども、青木村で農業を続けていく上では農地の草刈りが大きな負担となっています。

どうしても中山間地の農地は傾斜地にあることが多く、平らな農地にすると斜度のある畦畔ができ、そこの草刈りを行うことが高齢者だけではなく、次の担い手の方々の負担にもなっています。また、住宅地から離れた山間部の農地では獣害が多くて、耕作をあきらめたというところも数多くあります。

このように農業を継続的に行う上で草刈りと獣害対策が大きな課題と考えているんですけども、どのように対策していくのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員御指摘のように大変大きな課題であるというふうに認識をしております。草刈りにつきましては地権者の皆さんが御自身で行っていただくということが基本でございますが、高齢化した農家世帯において自力では困難なケースも多々あるかというふうに承知をしております。

そうした中、担い手組織、シルバー人材センターあるいは地域支え合いの会、また、民間事業者へ委託する方法もあるかと思えます。中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金の集落組織、担い手農家へ相談する中で、交付金を受け取らないあるいは受け取る額を少なくする代わりに草刈りを委託するといったような方法もあるかと思えますので、地域の農村集落を自分たちの手で維持、保存していかなければならないという共助の気持ちを持って、地域全体で対応していただきたいというふうに存じます。

村としましても、農業支援センター保有の草刈り機を各種御用意しておりますので御活用いただきながら、また、国の交付金などの情報も提供しながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。

獣害対策につきましては、侵入防止柵の設置は一部を除きまして、おおむね全村で完了しておりますが、被害は依然として収まっていない状況でございます。引き続き防護柵の維持補修を各地区にお願いするとともに、電気柵を設置する補助事業も活用していただきながら、鹿、イノシシなど有害鳥獣の種類に合わせた効果的な対策に取り組んでまいります。また、獣害柵の未設置がある箇所につきましては、区長会等でもお願いをしておりますが、ぜひ国からの補助金を活用しながら設置を進めていただきたいと存じます。

また、あわせて、ふだんから未収穫の果樹や野菜を放置することなく、土に埋設処分をし

たりあるいはやぶを払っていただく中で、緩衝帯をつくっていただく取組も有効であるというふうにお聞きをしておりますので、各農家さんや集落単位で実践をしていただきたいというふうに存じます。並行して、引き続き猟友会の皆さんにお願いをして、個体数の適正化に向け、特定有害鳥獣保護管理計画に沿った計画的な駆除を進めてまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 引き続き、こういった対策は続けて継続的にお願いしたいと思います。

先日も各地区で農業懇談会が行われ、農業施策について説明を丁寧にしていただいています。その中で、多くの時間を割いて説明いただいたのが先ほども同僚議員の質問がありました5年水張りルールの問題についてです。

村内には水路が使えない状態の田があり、そこでは水田活用直接支払交付金の制度を活用して、耕作継続ができないのではないのかと懸念されています。修繕できるところはできるだけ村として支援しながら対応していく方針だとは思われますが、現実的には対応がそもそも難しいと思われる田もあるのではないのでしょうか。そのような田については、今からどのように活用していくのか検討していく必要があるのではないかと感じています。

先ほども交付金対象外となるところについては荒廃の危惧があると御答弁をいただいているところなんですけれども、こういった今回の5年水張りルールの問題によって、耕作放棄地が増える可能性について、もう一度になりますけれども、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 農家さんや集落ごとの取組状況によっても変わってくるかと思いますが、残念ながら可能性はゼロではないというふうに推測をしております。

いわゆるこの5年水張り問題への対応につきましては、議員御存じのとおり、転作による水田活用直接支払交付金を受けるためには、令和4年度から8年度までの5年の間に1回水張りを行い、連作障害が発生しないことが条件とされております。

約30ヘクタールのそばの転作が定着している水田に水張りをしなければならぬため、過日、村内5会場で地区懇談会を開催し、制度の周知、水張りへの御理解、御協力を得られるよう進めてきているところでございます。

村では、村単の土地改良補助金の改正をしまして、受益者の皆さんにより使いやすいようなものに変更いたしましたし、軽微な補修につきましては材料支給事業のメニューもございまして、こうした補助金等も活用していただきながら、また、担い手の皆さんの御支援も

受けながら水張りへの取組を行っていただきたいというふうに考えております。

しかし、集落ごとの諸事情によりまして、どうしても水張りを実施することができず、転作しても交付金がもらえない農地につきましては、今後、受託組織の皆さんが撤退する可能性が出てくるものと思われまますので、1筆でも多く水張り条件をクリアし、特にタチアカネそばの作付を継続してまいりたいと考えております。

仮に今後、担い手農家や受託組織が返上、撤退した農地につきましては、地権者で御自身で耕作や維持管理が困難だという場合には、ぜひ農業委員会等に御相談をいただく中で、地区役員、多面、中山間組織の皆さんとも連携、協力しながら、耕作者を探す努力を重ね、遊休荒廃地化しないよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） せっかく青木村で今までずっと耕作してきた農地ですので、担い手の方に引継ぎをしたり、地権者の方にまた耕作をしていただく、そういった努力を引き続きお願いしたいと思います。

また、新規の就農者の方も引き続き、もちろん募集していただいていると思うんですけども、そういったタイミングに合わせて規模に合った農地を紹介していただくなど、そういったことも配慮いただけたらと思います。

先ほども草刈りの問題のお話をしたんですけども、この草刈りに対しまして、ラジコンの草刈り機が導入されています。導入前には農業関係者に対しましてデモ機の見学会が行われるなどして、導入された際には貸出し機として運用されるものと考えていましたが、本年度、貸出しは行われていない状況に思います。

どのような手順で貸出しはされる計画でしょうか。斜度のある畦畔についても草刈りができるということでしたが、青木村の農地で活用はできるのでしょうか。このラジコン草刈り機の現状と今後の活用策についてはどうなっていますでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） このラジコン草刈り機につきましては、令和4年度に導入をいたしました。議員もお越しをいただいたかと思いますが、その当時、考えられる中での最新機種の中で、45度の傾斜でも走行が可能、また、ワイヤーウインチによりまして機体の転落防止というものが実現できる、それから軽トラックへの積込みができるというような条件の中から現地見学会を行って、幾つかの機種を皆さんに見ていただいた中で、アンケート調

査の結果も踏まえまして、現行機種を選定したという経過でございます。

ただ、実際には見込みが甘かったと言われれば御指摘のとおりなのですが、かなり操作に熟練の技術を要することから、簡単な操作では皆さんに習得をしていただくのは難しいというのが現状でございます。そういった理由から村では皆さんへの貸出しを控えている状況でございます。実績といたしましては限られた職員によりまして、入奈良本牧場あるいは閑地での草刈り作業を実証して実施しているという利用状況にとどまっております。

今後につきまして、村内で草刈りを専門になりわいとされる方がおられるという中で、実際に各地区の集落組織の皆さんから何件か受託をされているというふうにお聞きしておりますので、そういった業者さんとも相談する中で、現行機の有効な利活用方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） すばらしい性能の機械だと私自身も見て感じたものですので、ぜひ青木村で必要とされている場所で、使える人たちをこれから育成していくことも含めまして、機械がそのまま眠っていることのないようにぜひ、やっぱり草刈り機なのでいっぱい草を刈っていただいて、買ってよかったなど、導入してよかったという形をぜひつくっていただきたいと思います。

農業関係の問題は様々あるんですけれども、耕作放棄地の問題は何もしなければ、やはり爆発的に増えていってもおかしくありません。どのように農地を引き継いでいくのか、今後対応していく必要がございます。やはり村として耕作放棄地を増やさない、減らしていく、そういったためにどう対応していく考えでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました耕作放棄地を増やさないあるいは減らさないということは、農業問題で最大の課題であるわけであります。御案内のとおり、食料自給率がカロリーベースで日本は38%ということで、先進国としては最も低い、驚異的な低さであります。そういう中で自給率の向上というのは、農業生産の基盤であります農地、耕作放棄地を増やさない、減らして農地の効率的な活用が重要であるというふうに思っております。

村では、いろいろやってきました。農業委員会が令和2年に遊休農地の発生防止、解消に向けたアクションプランを策定していただいております。情報の共有や警鐘運動をしてきているところでございます。また、受託をされる皆さんあるいは大規模農家の皆さん、

こういった方に水田でそばを活用していただいているのもその大きなポイントになっていると思います。

また、民間の方に管社、原、宮沢で畑作のそばを栽培していただきまして、もともと荒廃地でもあった部分もありますので、そういう意味では成功した部分かなというふうに思っております。

それからもう一つは、竹が大変どんどん拡張していく、竹やぶが拡張していくということで、竹の伐採とパウダーに取り組んでいただいている皆さんにもそういう意味では貢献いただいているというふうに思っております。御質問いただいている宮入議員さんそのものには小麦とかヤーコンとかケールなど、耕作放棄地を増やさない積極的な活用をされておられまして、感謝を申し上げたいと思っております。

もう一つは、今、課長がるる申し上げましたように猟友会といいたまいますか、イノシシとか鹿の害というのが本当に農業をやる皆さんの気持ちを萎縮されますので、そういう方にもさらに活躍していただきたいというふうに思っております。

今までと同じことでは駄目で、新たに何かできないかなということで、一番は新規農業者、若い人に来ていただいて、僅かでもいいですから活躍していただくのが大事だなというふうに思っております。

いろいろ農業を青木村で新規にやりませんかという形の中で、冬の稼げない時期をどうするかという課題があるんですけども、青木村の村内の工場に冬の間だけ、農業で稼げない間だけ働かせてくれないかというようなこともお話しして、基本的には了解をいただいているところでございます。

それから、東京農業大学と包括協定を結んでおります。先日、10月でしたか、私も学長とお話しする機会がありましたので、こういったことをお願いして、ぜひ青木村に短期間でもいいから卒業生を送り込んでもらう、そんなことも考えてほしいと。オールジャパンの、これは農業をやっている課題であるので、そういうことにも積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしてきたところでございます。

幸い、青木村で去年、おととしで3人の農業をする若い人たちが取り組んでいただくようになりました。行政としても今後も不断の努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村の重要な産業であります農業ですので、いろいろ難しい問題がたくさん、私自身もやっているのでよくよく分かるんですけども、いろいろな支援をして

いただかないとなかなか続けることができない、そういった厳しい業種でもございます。引き続き青木村としましても耕作放棄地を増やさない形で支援を続けていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 4番、宮入議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩にしたいと思います。

議場の時計で25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時25分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

---

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（松澤正登君） 続いて、10番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） 議席番号10番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、教育長、担当課長等より一問一答方式にて答弁をお願いいたします。

項目は、多様化する現代の人権課題についてでございます。

21世紀は人権の世紀と言われているのは御存じのとおりです。世界におきましては、ガザ、ウクライナ等での人権問題があります。また、12月4日から10日まで、第75回人権週間がございました。少子高齢化、高度情報化、家族形態の多様化、この現代の人権に即した施策が求められていると思います。

また、関連ですが、村において、現在、自殺対策推進計画が、令和元年度から今年度まで推進されております。

まず、1といたしまして、多様化する現在の人権についてでございます。憲法で基本的人権が6項目ございます。1つが平等権、2つが自由権、3が社会権、4が参政権、5が受益権、6が包括的基本権です。この点を踏まえまして、多様化する現在の人権についてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

議員のご質問にありましたように、21世紀は人権の世紀と言われております。これは20世紀に二度の世界大戦を経験し、多くの尊い命が奪われた反省から、国連による世界人権宣言が採択され、全人類の幸せが実現する時代にしたいという願いが込められております。

人権とは、性別、人種、民族、年齢、国籍等に関わりなく全ての人が生まれながらにして持っている基本的普遍的権利であり、人間が人間として幸せな生活を営むために欠かせない大切な権利であります。憲法におきましては、人種、信条、性別、社会的身分等によって差別されないという平等権、思想、良心の自由、信教の自由、学問の自由等の自由権、生存、教育を受ける権利等の社会権、参政権等、多くの種類の人権を基本的人権として保障しております。

一方、現代に目を向けますと、女性、子供、障害者、外国人等、様々な人権問題に加えまして、インターネットの匿名性を悪用しました人権問題や、性的マイノリティー等、多種多様な問題が多発しております。個人の多様な価値観等を尊重し憲法に保障する様々な人権が尊重される村づくりを進めていくためにも、引き続き啓発、人権相談等、必要な施策を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁いただきました。インターネットとかそのほかについて、この後また詳しくお聞きしたいと思います。

続きまして、青木村の人権に対する条例、これは青木村差別撤廃と人権擁護に関する条例でございます。これは平成7年12月12日に施行されてございます。平成7年ということは、ただいまから28年前の条例でございます。この点を踏まえまして、この条例に対する考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

青木村差別撤廃と人権擁護に関する条例は、日本国憲法の基本的人権の規定等を踏まえまして、差別の解消と人権擁護を図るための村の責務、村民の責務、役割、基本的施策等を定めているものであり、現在の村の基本的な方針は、条例に規定されているとおりでございます。

確かに、議員御指摘のように制定から28年ほど経過しておりますけれども、村の基本的な方針を規定している条例であることを踏まえまして、現在の対応する社会の状況の変化等にも対応できているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この条例の中に、審議会が10人で組織すると、このようになっております。この審議会の活動についてということは、あらかじめなかったんで、この中にはそういうふうになっております。この審議会がどのような活動をして、それがどのように反映しているか、この点について、もしお答えいただけるようならお願いしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

条例に規定されております審議会につきましては、通常、審議会等を開催しているわけではございませんけれども、非常に重大な事案等が発生した場合には審議会等に諮りまして、役場庁内での情報共有を行うとともに、今後の方針、対応等について検討する場でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま答弁をいただきましたんですが、ただいま申し上げたとおり28年という経過がございます。それで、今の形が現代に即しているのかどうかというようなこともありましたので、今後、この問題について、また審議会でも御検討いただければというふうに思います。

それに関連いたしまして、青木村人権尊重の村づくり条例の制定、これも考えられるところでございますが、この点について、考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほど答弁いたしました青木村差別撤廃と人権擁護に関する条例は、差別の解消と人権擁護を図った村の責務、村民の責務、役割、基本的施策等を定

めているものでありまして、現在の村の人権に関します基本的な方針を規定しているものであるため、さらに同様の条例等を制定することは今のところ考えておりません。

ただ、他の市町村におきまして、人権尊重のまちづくり条例等を制定している自治体もございます、ですが、内容的には各自治体の基本的な方向性を規定しているものでありまして、青木村の条例とそれほど大きな違いがあるものではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁をいただきましたんですが、この条例はどのようなことでできたかどうかということなんですが、これは、いわゆる同和問題とかございましたんですが、その後、そういうことを踏まえて出てきたものであろうと、このように思います。それで、その差別と人権というものは、この後またお聞きしていきますが、その人権イコール差別の撤廃とかそういうことだけではなくて、今の時代に即したものだ、このことを私が言いたいんです。その点についても、今の御答弁、追加でお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、村の人権擁護に対する方向性としましては、条例で規定しているところが基本的な方針になってございますので、それに基づいての対応をしていくということになるということでございますけれども。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま、そういう御答弁でありましたので、また、今後こちらのほうも考えていきたいと、このように思います。

それでは、2といたしまして、青木村における人権の取組でございます。こちらにつきましては、広報あおき、住民福祉課、社会福祉協議会、人権擁護委員会からのお知らせ、小学校便りなどによりまして啓発活動は活発に行われているところでございます。その中で2点お聞きいたします。

まず、1点目でございますが、住民福祉課と社会福祉協議会、人権擁護委員と連携して年何回か開催しているところでございます。人権擁護委員というのは全国で約1万4,000人、法務大臣から委嘱されて、その責務は非常に重い方であろうかと思えます。その人権擁護委員の方に対しても、大変に御苦労さまと言いたいというところでございます。

それで、この中で、今の住民福祉課と社会福祉協議会と人権擁護委員が連携しております、

その状況についてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村と社会福祉協議会、人権擁護委員は、それぞれの立場で人権の取組を行っているとともに、連携しながら取組を行っております。取組内容といたしましては、心配事相談ですとか法律相談、身体障害者等相談の相談業務、広報紙や広報車による啓発、人権講演会等がございます。この中で、12月の人権週間に合わせまして、人権擁護委員さんによります人権相談及び広報車による啓発というものも実施した次第でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 続きますのは、青木村男女共同参画における取組状況でございますが、こちらにつきましても、青木村人権擁護委員からのお知らせといたしまして、男性女性問題、DV、ハラスメントということで配布されてございます。また、11月15日から全国一斉に女性の人権ホットライン強化週間がありました。この点を踏まえて、今の青木村男女共同参画における取組状況、こちらについてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 青木村におけます男女共同参画における取組といたしましては、男女共同参画計画の広報紙等の掲載をはじめとしました広報活動ですとか、区長会、審議会、委員会等の改選時におきまして、女性の役員さんを選出していただくような呼びかけ、あるいは、女性の活躍を促進するための女性団体への活動助成金、人権擁護委員によります相談会等、先ほども申し上げました、これら等を行っております。これにつきましては、役場、社会福祉協議会、人権擁護委員、それぞれの立場で行うとともに、それぞれが連携して行っている内容でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 3といたしまして、先ほど、課長のほうからもございましたですが、インターネットによる人権侵害の実態調査と解決方法についてお聞きいたしますが、こちらにつきましても、人権擁護委員の方から、インターネットと人権についてと、こういうことで資料が配布されているところでもございます。その中で、まずは、SNS利用による誹謗中傷の状況についてはどうですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 議員御指摘のように、インターネットによる人権侵害の状況につきましては非常に重大な問題というふうに認識しております。ですが、実際の件数、内容等につきましては、村としては把握しておりません。ただ、国のほうで、令和4年度にインターネット上の人権侵害で救済手続を開始した件数といたしまして1,721件というふうに報告されております。ですが、これはあくまでも人権侵害で救済手続を開始した件数ですので、実際、人権侵害があった件数といたしましては、これよりも当然のごとく多いものというふうに認識しております。

また、解決方法といたしましては、基本的にはプロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、使用者がその責任等について十分に自覚することが必要であるというふうに考えます。具体的対策といたしまして、SNSの管理者への削除請求、プロバイダー責任制限法によりますプロバイダーやサーバーの管理者等に対しまして発信者の情報開示請求や削除請求、また、相談といたしまして、もよりの警察、法務局等の相談窓口、この窓口といたしましては、村の社会福祉協議会等が実施しております人権擁護委員によります人権相談等もごございます。

村といたしましては、一人一人が情報モラルを守り、人権侵害をするような情報をインターネット上に掲載しないことを情報発信、収集等における個人の責任について理解を促進するように啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいまの答弁をいただきまして、青木村においては、この誹謗中傷というような相談等はないということではよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ないというふうには考えておりませんが、村として把握しているものとしては実際把握できていないということでございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） はい、分かりました。

大阪府の吉村知事が、SNSを凶器にするなという動画で強いメッセージを発信しております。これは皆さん御存じだろうと、このように思います。

続きまして、学校の学習端末を使いたいじめについてはどうですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） タブレットを使ったいじめについては、昨年小学校で1件ありまして、すぐに学級指導と全校集会、全員を集めて指導をし、タブレットの使い方についてしっかりと指導を行ったところであります。中学校ではタブレットを使用したいじめ事案は確認されておりません。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま1件という御回答をいただいたんですが、今、大きな問題になってきているのは、いわゆる被害者だけじゃなくて、加害者も同様にいろいろ悩んだり、事が出てくると。それで、心のケア、これが求められておりますが、今、教育長からも御回答をいただいたんですが、この点も、当然もう折り込み済みだろうと思いますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、2020年度以降、25の自治体で47件といういじめがあったということが報道されました。今、青木村も、そのうち1件でありますけれども、これは今後ますます増えてくるだろうと、このような指摘がございましたので申し上げておきます。

続きまして、LGBTQの取組についてお聞きいたします。

御存じだろーと思ひますが、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bはバイセクシャル、Tはトランスジェンダー、Qはクエスチョンで、この問題で悩んでいるという英単語の集合でございます。Qというのはなしで、LGBTという言葉が多いかも分かりませんが、LGBTQを公約にされている首長さんもございましたので、私もあえてLGBTQということで御質問させていただきます。

人権は、男女、性的嗜好も関係なく人権の尊重という立場で問題の解決もあると、このようにも言われておりますが、こちらの実態調査と解決方法についてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

LGBTQにつきまして、村で現在のところ実態を把握してはおりませんし、実態調査を行うことは今のところ考えておりませんが、ただ、民間の幾つかの調査機関等、これは国レベルになりますけれども、調査した結果によりますと、人口規模ではおおむね6%から8%程度というふうな報告が出されております。

令和5年6月に性的マイノリティーへの理解を広めるための、いわゆるLGBT理解増進法が成立いたしました。この法律では、国・自治体・企業・学校などは、性的マイノリティーへの理解の増進や啓発、環境整備等を努力義務として定められました。この法律の成立に

よりまして、性的マイノリティーの方の人権を保障する後ろ盾ができたということは一歩前進であると思いますし、これまでよりも理解が広がる可能性ができたというふうに考えております。

この問題の解決のためには、私たち一人一人が、性の在り方は多様であるということを理解し、いじめや差別偏見は重大な人権侵害であるということを認識することが必要であります。

村といたしましては、県のほうで作成いたしました性の多様性を尊重するための職員ガイドラインを職員に配布し理解を深めていくとともに、住民への啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御答弁いただきましたんですが、LGBTQへの支援を通じまして、一人一人の多様性が尊重される社会、こちらの実現が求められているというふうに思います。

5といたしまして、保育所、小・中学校の人権教育に対する新しい取組と、保護者に対しての取組をお聞きいたします。

冒頭で、現在は少子高齢化、高度情報化、家族形態の多様化と、このように申し上げました。この点を踏まえましてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保育園ですけれども、吃音に関する研修会を保護者や職員向けに行ったところであります。小学校は、CAPの方をお願いして、虐待に関する研修や弁護士による人権、いじめ学習や人権擁護委員さんによる人形劇を実施しております。さらに、保護者向けについては人権講演会を行い、虐待や差別について学びました。

中学校は、障害のある方をお呼びして直接お話をお聞きして、生徒たちとじかに触れ合ってもらっています。具体的には、盲導犬を連れている全盲の方とか、LGBTQの当事者の方にお話を伺い、視覚に障害がある方でスポーツをやっておられる方も含めて、お話をお聞きしたところであります。保護者にも学級通信等で呼びかけ、講演会に来ていただいております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この後、関連してまたお聞きしますので、ただいまの件はそういう

ことで、ありがとうございました。

それで、今、保護者と申し上げたんですが、村民の皆さんに対しての啓発活動は新しい取組も考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 村民に対しては、多くの方が参加するというので、子育てフォーラムや学校の参観日の講演会を捉えて実施していこうと考えております。11月に行われた小学校の講演会でも、情報通信で呼びかけたところ20人程度の参加者があったと聞いております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 6番目として、いじめについてお聞きいたします。

まず、いじめと報告された件数はどのように推移をされているかどうかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、年に3回行っている相談週間で実態を把握し早期に対応しております。年に1回程度の報告があり、すぐに対応を行っております。中学校では、学期に2回程度報告されており、これも丁寧に対応しております。実際には、悪口を言っているのを聞いたことがあるというような程度でありまして、今のところ大きな課題にはなっていないというふうに認識しております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） いじめというものに関しましては答弁いただいたんですが、非常に幅があるんです。いじめでも、そんなに軽いというか、表現がおかしいんですが、幅が広いということがありますので、その点にまた付随しまして、ここに「こども六法」という本がございます。それで、これは、学校関係とかPTA、もろもろ含めて、かなり全国的に力を入れてございます。

「こども六法」というものにつきましては、ここに書いてあるんですが、この図書館へ入ったのが2019年に入りました。それで、この本を借りた方が、4年間で11月30日現在で20人です。20人この本を借りられています。これが、多い少ないかはそれは私は申し上げるつもりはございません。それで、正直私も、この本につきまして、あまり知識がなかったんで、これを契機にいろいろ読みましたら、非常に大人が見ても役に立つ、いわゆる子供向けの六法全書ですので、この「こども六法」につきまして、どのように捉えているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今、議員がお話しされたように、いじめや虐待に関して、子供たちが読んでも分かりやすい表現がされておまして、いじめは犯罪であると誰にでも分かる本であると認識しております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それで、「こども六法」は、今、これは青木村図書館にございました。そのほか学校等があるかというふうに思いますが、設置状況についてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木中学校では、今お話があったように、同じ時期、2019年に購入しております。さらに2021年、3年前ですが、その次の本が出まして、「こども六法ネクスト」という本ですが、これを新たに購入しております。一方、小学校では、この本を購入しておりません。司書さんに聞いたところ、本はないということではありますが、さっきお話ししたように、今年は直接弁護士さんから話を聞くことで、まさに、いじめと法律について最も現実的な学習をしております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この「こども六法」につきまして私の調べたところでは、学校の図書館だけでなく、クラスにも置いてやっているところがあるようです。今のお話で、これから小学校でも購入されるというか、活用はぜひお願いしたいと、このように思います。

それで、今、教育長のほうから、いじめはいじめる側が100%悪いと言い切る大人社会の構築が望まれているところがございます。ただいま答弁もいただいたんですが、重ねてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） いじめに関わる実態は、ケースごとに様々な経緯ですとか複雑な人間関係が交錯しているような場合が多いと考えております。単純ではない、そういう場合も多いと思われまます。そのような複雑な要因を踏まえて、学校教育では、いじめられたと発言する子供の内面まで掘り下げて寄り添っていく姿勢が必要だと認識しております。

例えば、いじめられたと言われて、周りの子供たちから話を聞いてもそのような事実がなかったような場合でも、いじめはありませんでしたと安直に考えるのではなくて、その子がいじめられたと訴えざるを得なかった、その子の思いを考えていくことが重要だと考えてい

る、そういう必要があるというふうに思っております。

そこから、その子の生きづらさですとかコミュニケーションの課題が見えてくることもあります。学校教育では、どの子の発言も真実であると捉える必要があります。そこから出発することが、関係する全ての子供たちの今後の生き方に関わってくると考えておりまして、ピンチをチャンスと捉えることが重要であると考えています。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この「こども六法」のすごいところというか、私を感じたところは、この本は、クラウドファンディングを使いまして、慶応義塾大学の在学中に、山崎さんという方が、クラウドファンディングで334名の方から179万6,000円の資金を集めて実現されたらと、このようになっておりまして、コロナ禍で、今、教育長からもお話がありましたんですが、いわゆるここに書いてあるのは、刑法を破ったら国から罰を受けるルールと、ここにも書いてあります。子供にも分かるように書いてあります。当然ながら、御存じのとおり、死刑とか、いじめとはちょっとどうか分かりませんが、いじめによって全国では自殺ということも出ております。死刑だ、懲役だとかもろもろ、これがいわゆる私が言ったような問題点なんです。悪いことをしたら罰せられる、これは当たり前なんです。それを、今申し上げたとおり、いじめは100%いじめる側が悪いと、これは私もぜひ強調してもらいたいと、このように思います。これ、理屈じゃなくて、犯罪ですから、ここに犯罪と書いてあります、それは強調したいというふうに思います。

それでは、最後の質問に入りますが、青木村の人権課題の推進についてお聞きいたします。

村民に対する啓発活動、先ほども、たくさん行われております。その中から、新しい取組も必要になってくるのではないかなと、このように思いますが、そういう村民の方の声もございます。

まず、人権に対しては、非常に難しい対応策というような御指摘もございますが、先ほど申し上げたように、人権侵害は、先ほどのいじめと同様に、強いメッセージで周知されるように検討されることが大事だと私は考えますが、この考えについてお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

村といたしましては、現在起きております女性、子供、障害者、外国人等に対する様々な人権問題は、今までも、重大な人権侵害であるとともに、その内容によりましては犯罪にも当たるものであるというふうに認識しておりまして、今後も、その認識に立って必要な啓発

を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 重ねてお願いをしておきますが、先ほど、大阪府の知事の動画ということも話をしました。そういう強いメッセージを発しているところもあります。この点についても、またぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、誹謗中傷による人権問題ですが、女子プロレスラーの自殺を契機に社会問題化しているところでございますが、考えられることは、法で守られる人権で、憲法、法律で守られております。人権は、道徳や倫理観とは異なり、人と人との関係だけを思いやりの心で築き、温かく住みやすい社会をつくろうとしても人権が守られるとは限らないと、このように言われております。今、青木村におきましては、日本一住みたい村づくりを標榜されているところでございますが、この人権については特に、これは今後、何が起きるかなというか、いわゆる人権問題において、こういう村でせっかくやっているものが崩されるというか、そういうことのないようなことを望むということなんですが、これにつきまして考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、居鶴議員から、多様化する時代の人権問題について、るる御質問いただき答弁したところでございます。

青木村が人権問題を推進するための留意点についてでございますけれども、冒頭、御質問にもありましたように、憲法が定める基本的人権6項目を尊重するということが、村づくりの大きな柱の一つであるというふうに思っております。一人一人を尊重され、その人らしい生活を送ることができる社会をつくるためには、村民一人一人が人権尊重の意識を持ち、人権を尊重することが、日常生活の中で当たり前のものであり、日常の行動に表せる社会をつくることであるというふうに思っております。これが必要だというふうに思います。

青木村は、日本一住みたい村づくりを標榜するとともに、令和3年度策定いたしました第6次青木村長期振興計画では、今後の村の計画のコンセプトといたしまして、「明るい！優しい！あったかい！笑顔あふれる青木村」をキャッチフレーズとしたところでございます。これは、青木村に住んでいる方、これから住む方、青木村に関係する方、誰もが幸せになる村づくりであるというところでございます。日本一住みたい村づくりをするために、これが村の基本方向であるというふうに思います。お互いを思いやり、多様性を認め合い、一人一人

の人権が尊重される村づくりを今後もしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 最後に当たりますが、実は私も、この「こども六法」につきましては、正直申し上げまして、この人権、これを取り上げることによりまして、実は、これを図書館で借りて、それで目を通しました。大人でも非常に参考になるというか、子供向けであります、非常にすばらしい本だというふうに思います。先ほど、小学校とかもらいました、先ほど、私も、クラスにおいてもぜひ購入していただきたいと。ちなみに、この本は1,200円なんです。1,200円ということでしたので、私もぜひ購入したいというふうに思います。

以上です、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に、学校給食費無償化の恒久制度化に向けて質問をいたします。

学校給食費無償化について、12月議会で私が質問するのは3年連続となります。学校給食費無償化については、ここ4年間、コロナ禍による地方創生臨時交付金を活用しての単年度措置ということで毎年更新されてきた経緯がありました。そのため、保育園、小・中学校に子供さんを通わせる保護者にとっては、年末を迎えるこの時期は、来年度の学校給食費はどうなるのだろうかという不安にかられる時期であります。親御さんのそうした不安を取り除く上からも、私は、12月議会における一般質問の項目の一つに学校給食費無償化についての質問を繰り返し取り入れてまいりました。来年の12月議会では、この件を取り上げなくても済む状況になっていることを願って、本年度の質問をいたします。

まず、県下の学校給食費無償化の動きについての質問です。

長野県内では、学校給食費無償化を実施している自治体数について、去年は21自治体とい

う御答弁をいただきました。本年度はこの数字がどのように変わったのでしょうか。昨年度実施しながら本年度になって取りやめた自治体がどのくらいあり、また逆に、本年度新たに実施に踏み切った自治体がどれくらいあるのか、お聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学校給食費無償化について県に問合せを行いました。長野県教育委員会のホームページにある学校納入金調査結果を参照することができるということで調べたところ、令和4年度の市町村ごとの内訳が出ていたという数字であります。これは令和3年度の調査結果となっております、小学校で14町村、中学校で11町村が無償化を実施していることになっています。

ということで、実際分からなかったというのが現実なんです、私たちが独自にホームページや近隣の市町村に問い合わせ調べてところ、本年度の無償化は21町村であるという数字が出ております。また、本年度の調査については、今後、文部科学省が発表するというようになっておまして、それを受けて長野県も発表するというふうに聞いています。したがって、昨年度の様子、それから、今年度の比較については詳しい調査はできなかったという結果でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 大変なお骨折りをして調べていただいたということで、ありがとうございました。私どもの独自のルートでも調べておりますけれども、正確かどうかはちょっと不安ですが、本年度取りやめた自治体数は2ないし3、そして、新たに実施したところは、2自治体は間違いなく実施しているというふうにつかんでいるところですが、そうしますと、取りやめた自治体が、その理由は何であったのか、そうしたことについて、逆に、新たに実施した自治体はどうだったのか、その辺の中身については御承知していないという理解でしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおりなんですけれども、本年度の実態については把握することができませんでしたが、補助の内訳について考えてみると、青木村と同様に、コロナ対策で国からの地方創生臨時交付金を活用している場合、それから、上田市のように物価高騰の差額のみを補助している場合、それから、恒久的に無償化にしている場合と3つの種類があるということを認識しております。それぞれの自治体が総合的な判断の下に決定していると推測するしかないというのが、今の答えであります。お願いします。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この点についても、苦勞して調べていただきありがとうございました。私のほうで、取りやめた2つの自治体、これについては、コロナ対策として地方創生臨時交付金を利用して実施していた自治体というふうにつかんでおります。教育長の推測そのものだろうというふうに思うところであります。

本村もそうでしたけれども、本年度の予算編成の時期までに地方創生臨時交付金の見通しがつかなかった、そのことが影響したのではないかと思われるところです。その点では、本村では、当初、村単予算でも実施するという英断を下したのであり、大いに評価をされるところです。

では、今年度新たに実施した自治体はどうでしょうか、具体的には、本村周辺の上田広域経済圏に加入する2町であると把握しております。それらの2町については、地方創生臨時交付金を当てにしての実施なのか、それとも、単年度措置でなく制度として実施したものなのかは、教育長としてはお分かりでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 詳しく把握できていないということが実情でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年11月に施行した立科町、ここは、11月施行ということで制度をつくっております。本年6月に、4月に遡って実施した坂城町、これも単年度措置ではなく町の制度として学校給食費無償化をスタートさせたものであると確認できます。

それでは、質問を変えます。

上信及び佐久管内、すなわち東信地域に当たりますが、これに加えて、隣接する更埴の地域も含め、町村レベルで学校給食費無償化を実施していない自治体があったら教えてください。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 上田市、東御市、佐久市、小諸市は無償化をせず、物価高騰分や20円分を補助しているという調査であります。御質問の町村レベルでは12の町村が無償化を実施しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 12の町村というのは全てということよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　そうです、全てです。

○議長（松澤正登君）　坂井議員。

○5番（坂井　弘君）　東信並びに更埴地域近隣の町村レベルにおいては、全ての自治体で学校給食費を無償化しているということを確認しておきたいと思います。

では、次に、本村における来年度の学校給食費無償化についてお尋ねいたします。

本年度まで4年間、学校給食費の無償化が続けられてまいりました。保護者には、無償化が既に当たり前のこととして意識化されております。そうした保護者に、来年度、無償化が打ち切られたらどうするか尋ねましたところ、無理無理、家計に給食費負担は想定されていない、もし打ち切られでもしたら家計がパンクするという答えが即座に返ってまいりました。こうした保護者の意向も踏まえ、来年度も学校給食費無償化を継続するお考えをお持ちかどうか、お聞かせください。

○議長（松澤正登君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　村長にさせていただいたときに、いろいろ村民の収入とかいろいろ資料をいただきまして勉強させていただきました。その中で、小・中学校の家庭が学校に納める額というのは、修学旅行も入れてですけれども、相当な額になるということを知りました。知事との懇談会にも、この青木村のデータを渡しまして、見ていただきまして、知事も、改めて、そういう数字を知ったというふうに、貴重なデータだというふうに言っただいております。そういうのを前提に、いろいろ考えているということでございます。

今年度の予算編成の際に、全議員さんと、全てのことにしまして情報交換や意見交換をさせていただきました。私にとりましては大変、初めてのことでありますけれども、有意義な時間帯でございました。その中で、全議員さんが給食費無償化を最優先事項との思いを伺いまして、今年度を無償化させていただきました。先ほど、御質問の中にもありましたように、地方創生臨時交付金が見えるか使えないかはよく分からない時期でございましたけれども、そういうことでさせていただいたわけでありまして、結果として、地方創生臨時交付金の財源が今年度もあったということでございます。

来年度いかがなという御質問でありますけれども、まだ予算編成は始まっておりませんので、財源がどういうふうになるのか、歳入がどうなるのか、支出がどうなるのかという議論の中で、全体の中で、これは議論していくことであります。地方創生臨時交付金に今年度も期待できるような、駄目なような、まだちょっと分からないんですけれども、御案内のとおり、7万円のほかに、低所得者の支援枠のほかに、推奨事業メニューAというのがあります。

て、青木村には2,144万5,000円の内示をいただいているところでございます。この使い方は、まだ予算が成立したばかりでありますので詳しい状況は来ておりません。しかも、これが繰越しできるか、まずそれも分からないという状況でございまして、繰越しをして、今年度と同じように地方創生臨時交付金が来年度も使えるような、そういうことにしてほしいという要望と問い合わせを今、国にしておりますが、今朝も確認した時点では、国から県には、県からも質問していただいているというふうに聞いておりますけれども、回答はございませんので、地方創生臨時交付金を使って、来年度、給食費を無償化するという今状況にはないということ、まず答弁させていただきたいと思っております。

しかし、そうは言いながらも、全議員さんはそういう考え方は変わっていないと思っておりますし、御質問にもありましたように、もう父兄の方は当然だというふうに思っているというのを私も承知しております。そういう中ではありますが、来年度の給食費の無償化は最優先課題の一つであると、非常に期待されていると、当たり前だに思っているということを前提に考えてまいります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 予算編成前の現段階では明確な御答弁はいただけないということかと思っておりますが、村民、とりわけ保護者の生活は、1年前に比べて好転しているとは思えません。コロナが5類に移行になったとはいえ、この1年間の物価上昇は異常というほかありません。村民並びに保護者の生活が楽になったなどとは到底言えない状況であることは十分御承知のことと思っております。ただいま、村長の御答弁を、前向きに最優先の一つと考えているという御答弁をいただきましたので、来年度も続けていただけると、私はそのように思って受け止めておきたいというふうに思うところであります。

続きまして、冒頭、私は、学校給食費無償化に関する一般質問は今回が最後となるよう期待したい旨を申し上げたところですが、そのためには、何よりも学校給食費無償化、これを恒久制度化することが求められるところであります。この点についての村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3年度目の答弁になりますけれども、やはり、財源が2,000万円を大きく超える額になります。これを、村民税、約4億円で今ありますので、この中で2,000万円を超える金を恒久的に充てるというのは、財政的な判断をするには勇気の要ることでございます。

学校給食は、御案内のとおり、栄養バランスの取れた食事を子供たちの成長に、これは不可欠であります。そしてまた、学校で皆さんで和やかに食事をするということは、豊かな心でありますとか人間性を育成する上でも大切だというのはよくよく承知しております。学校給食の無償化のメリットは、このほかに、両親、特に経済的弱者への負担の軽減になること、そして、給食費の集金事務や滞納の整理をしなくても済むというメリットがあるわけであり、幸い、国でも、無償化に向けて実態調査を実施しているということでもありますので、方向とすれば期待をしているところでございます。そしてなお、今議会には、新婦人の会の代表者であります青木静江さんから、小・中学校給食費無償化に向けた市町村への財政支援を長野県及び国に求める意見書の採択を求めることが提出されておりますので、大変心強い限りでございます。

この件、いつも申し上げますように、財源であります、私の立場で、今後どのくらい大きい財源が数年間にわたって必要かというのをまず申し上げたいと思っておりますけれども、既にスタートしております情報通信サービスの機器の更新であります。額が、まだ内容が確定しておりませんので額も確定しておりませんが、5億円から10億円程度。水道管の工事でありますけれども、これも耐震化等々で23億5,000万円、これは複数年に当然わたりますけれども、住民福祉課関係で資源循環施設の建設事業の負担金、総額で、今のところ240億円前後というふうに言われておりますけれども、これも、一定の相当の額を負担しなければならない。それから、これも負担期間は何年度かにわたりますけれども、相当の額になるだろうと思っております。タブレットの、これが年数が来るので、これが近々2,500万円ぐらいかかると。それから、少し長期的なことになりますけれども、村営住宅の建て替えでありますとか、長寿命化の中で、文化会館とか小学校の校舎とか中学校の体育館とか総合体育館とか、これはすぐではありませんけれども、あるいは内容によっては額も変わってきますけれども、課題でございます。

そういう中でありますが、一方、竹内製作所の青木工場が、今年9月から操業を開始いたしました。固定資産税とか法人住民税の増収を期待しているところでございます。しかし、今議会冒頭で申し上げましたように、増加分の75%が地方交付税が減額されるわけでございます。そういうことであります。それが前提でありますけれども、議会あるいは父兄の皆さんから強い要望をいただいております。国の動きを期待しつつ、誘致しました工場の増収に期待をいたしまして、学校給食の無償化制度を検討してまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの最後の一言に胸が熱くなった思いでございます。無償化を検討するという事のお答えをいただいたというふうに思っております。そのお答えが出た中で、駄目押し的なことを言わせてもらって大変失礼かとも思うのですが、原稿も用意してございますので、少し話をさせていただきたいと思っております。

今、村長のほうからは、幾つかの大型事業が控えているというお話を承りました。昨年も同様のお話がありました。そうしたことが大きな課題となっているということは存じ上げるところであります。しかしながら、そうした事業が、本村だけが課題を抱えているということでもないだろうというふうに思うところです。災害がいつ起こるか分からない、そうしたことにも備えなければ、そうしたことも昨年は村長からお伺いをしました。そうした災害についても、本村については、村長がリーダーシップをとり、強い姿勢をもって災害に対する備えをとることを重点を置いてやってくださっているということはよく承知をするところであり、心強く思うところでもあります。しかしながら、そうした災害が起こることを想定しなければならないのは、また、本村だけに限るものではございません。

もう一つ、本日の御答弁にはございませんでしたけれども、村長のほうから、ケシ本村の財政力指数は0.23であり、県下で58位だというお話を承ります。そうかなというふうに私も思って聞いていたところではありますが、この点について、私も調べをしましたところ、コロナ前から学校給食費無償化を実施しているお隣の長和町、2021年度の財政力指数は本村と同じく0.23でした。むしろ、コンマ何がしかの差で青木村よりも順位は低く59位でした。県内で先駆的に学校給食費無償化を始めた王滝村の2021年度財政力指数は0.21、62位です。また、売木村に至ってはさらに低く0.12、76位です。青木村よりはるかに財政力指数の低い自治体で無償化を制度化しています。要は、財政力指数そのものではなく、子育てにしっかりと力を入れる自治体としての運営方針が、腰が定まっているのかということではないかというふうに思うところでもあります。

ただいま、村長から御答弁がありました税収増も、それなりに見込まれるところでございます。今こそ恒久制度化に踏み切るべきときだというふうに思っているところです。本年6月議会では、村長が、給食費の無償化、子供の医療費の補助が今のところ精いっぱい状況だと、小・中学校の給食費を制度化するというのが優先順位というふうに思っていると答弁をされております。繰り返します。小・中学校の給食費を制度化するというのが優先順位、すなわち学校給食費無償化を制度化することが最優先、こうおっしゃったわけでありまして。この答弁をお聞きしたとき、私は、来年度からの給食費無償の制度化は間違いないと確信を

いたしました。

加えて、先ほどの村長の最後のお言葉、無償化について検討するというお言葉をいただいたところで、私としては来る3月議会において学校給食費無償制度化の提案があるというふうに期待をして1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問ではありませんけれども、私にも発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、今のお話を聞いて、そのとおりであります、もう一つ、私がちょっと言い足りなかったのかもしれませんが、4億円の歳入の中で2,000万円余を恒久化していくということは、財政を運営する立場からすると、非常に裁量の幅を狭めてしまう。例えば、よく分からないので、災害もそうですけれども、例えば、コロナみたいにパンデミックがあるかもしれません、当然ないかもしれませんが、そういうときに、この令和5年、6年で恒久化してしまうということは、後々の人に相当迷惑といいましょうか、裁量の幅がなくて、決めてくれてしまって、やりたいこともできない、もっと優先順位が、新しいものができたときどうするんだいというようなことにお答えができなくて、いずれにしても、歳入が増えれば、そこだけの話なんですよね。これから、私が、令和6年で予算が終わるわけではなくて、青木村は永久に続く。そのときに、財政を組む、予算を組む裁量の幅というのを、自由度を残しておくということをやっておかないと、後の人に迷惑がかかるというのが、もう一つの理由でございます。

財政力指数とかやっている、それはよく承知していますけれども、それは、何に足軸を置いているかということだというふうに思います。私は、今言いましたように、各課にそれぞれ大きい課題を抱えておりますし、すぐやらなければならない大型財政もありますし、もうちょっと後にやらなければいけないものも出てくるわけです。基金をどのくらい残しておけばいいかというの、これも分からないんです。分からないというか、なかなか計算しにくいところがありますけれども、少なくとも、今ここで恒久化しますということによりまして、2,000万円余が毎年4億円の中から出て固定化されてしまうということに対する、パンデミックだとか災害だとか、ちょっと分かりませんが、そういうときにどうするのかということが、今の時点では私としては恒久化したい、しますというのはいえないということをお理解いただきたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 財政の硬直化を懸念するというお話は、以前にもるる村長から伺って

おります。そうした心配も思いながら財政運営をしなくてはならないという村長のお立場もよく分かるところであります。今、最後に、無償化、制度化するとは言えないというふうにおっしゃいましたが、私は、そこに検討するという言葉が先ほど付け加えられていたことに期待をしているということでもあります。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 言えないというのは、ただいま言えないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま言えないので検討するというので、3月議会を期待したいというふうにしておきたいと思います。まさに、そうした幾つかの懸念材料はありつつも、どこにどういう思いで重点を置くのかということの決断だと、その姿勢だというふうに思っております。よろしく願いいたします。

2点目、青木村保育園の保育給付の在り方について質問させていただきます。

本年9月、原村における育休退園の問題が新聞紙上をにぎわわせました。続いて翌月には、松本市における男性育休退園が問題となりました。母親もしくは父親が育休を取得した場合、それまで保育園に通わせていた上の子は退園させなければならないという問題であります。原村では、保護者から、この制度を改善してほしい旨の請願が出され、全会一致で採択され、村長も議会の意思を尊重するとして制度改正の方向に向かったと承知をしております。

松本市でも制度改正がなされたことと承知いたします。

当村では、このような育休退園というようなことはないのかどうか、まず、お聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園よりお答えいたします。

保育給付に関する問題点についての質問に関する規則ですが、国の子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9号の中で、継続児童においては育児休業中も保育施設の利用が引き続きできることが定められております。青木村保育の認定及び利用等に関する規則の第2条に、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5に定めるとありますので、そのとおりに対応しております。原村の例は、その条例が盛り込まれておらず、対応されていなかったことは承知しております。また、御夫婦で育児休業を取られている場合も同様の解釈となっております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 大変よく分かる御説明ありがとうございました。

今、育休退園の問題が新聞紙上をにぎわしたという話をしましたが、そのほか、育休ではなくて、保育の給付に関わることで、園として現場で指導に当たっておられて、問題だなどというふうに思うことはほかにはないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 今現在、把握していることはありません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 私は、かねてより、2点、改善したほうがよいのではないかと考えていることがございます。

1点目、先ほど、園長からお話のありました子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9号、育休中の保育給付に関わる点であります。これを受けて、青木村保育の認定及び利用等に関する規則の第4条には保育必要量の認定基準が示されております。その4に、保育短時間の該当者が示され、育休中の保育給付はこの保育短時間に位置づけられております。育休前までは保育標準時間に位置づけられていた該当者が、保護者が育休に入ると、なぜ保育短時間に措置替えされてしまうのか、その理由を御説明ください。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 育休による給付内容の改善についてですが、保育を必要とする理由の認定は、国では、支援法施行規則第1条の5第9号、村では保育認定利用規則第2条本文に、保育必要量の認定については国では支援法施行規則第4条第2項、村では保育認定利用規則第4条第2項に規定されています。最初に保育を必要とする理由の認定を行い、必要性が認められれば、次に保育必要量の認定を行います。就労、介護等が事由であれば、この流れで進めております。ただし、育児休業が理由で、その必要性を認めたときは、保育必要量を区分せず提供できるものとされていますので、当村では御家庭それぞれの事情を酌み取った上で適切と思われる必要量を進めているところでございます。そのため、育児休業中の標準時間については令和3年度3月の議会でも同様の質問があり、前述で述べた内容について再検討を行い、近隣市町村の対応を参考にして、就労証明において標準時間を利用していた保護者については、その後も標準時間と短時間の選択ができることを令和4年11月に規則改正し対応を行っています。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 認識不足で申し訳ありません。昨年、制度改正を行って、保護者が標準か短時間かを選択できるようにしたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） はい、そのとおりです。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それは保護者が選べばいいということで、行政のほうで、就労時間がどれくらいだからとかということで判断するわけではないということではよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 育休中の標準、短時間の選定に関しては、それぞれの園に応じて認定を出せますので、今までの青木村保育園では、就労しているということが一番の前提でしたが、最近の家庭事情等、いろんなニーズを考慮しまして、また、他市町村の動向を踏まえまして、青木村としては育休まで標準を選べるということで検討いたしました。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。育休は標準時間であるということですが、私の調べが足りなかったのでしょうか、例規集に載っておりますところには短時間というふうに表記されたままだったように思うのですが、例規集そのものを私は見ていなくて、すみません、ホームページを見ていたんですけれども、制度改正を行ったのであれば、そこは改正されているということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） そのとおりです。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

では、その例規集のほうを、もし変更していないようでしたら変更をお願いしたいというふうに思います。

もう一点、2点目であります。先ほど来出てきております子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号ですが、そのところでは、保育給付を必要とする保護者の労働時間を月48時間から64時間の範囲内で市町村が定める時間以上と規定しております。これを受けて、青木村では、青木村保育の認定及び利用等に関する規則で、この時間を60時間以上としてい

ますが、長和町では最小値の48時間であります。青木村はなぜ最高値に近い60時間を規定しているのか、あるいは、これも既に改正されているということでしょうか、教えてください。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育を必要とする労働時間についてですが、令和4年11月に規則改正をして、それまでの64時間から60時間へと、若干ですが、緩和したところでございます。60時間としたのには次による理由からでございます。

1日6時間で月10日だと60時間ほどになりますが、その10日だけ一時保育で預けていただいたほうが、通常の保育で1か月分の保育料を払うより金額的には有利であることと、また、1日3時間で週5日、月20日ほど働いても、ほぼ60時間になりますが、村の一時保育制度は、上田市等と異なり通園日数の制限を設けていませんので、半日だけの一時保育にいただければ月20日ほど預けることができ、決して保護者にとって不利益とはならないということからです。認定基準の緩和により、一時保育の充実を図るほうが、より効果的と考えました。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 想定していないお答えだったものですから理解するのにちょっと十分な理解ができずに困惑しておりますが、一時保育という形で60時間をとったほうが、より有利だというふうに理解をしておきたいと思えます。48時間という考え方もあるわけで、その辺との兼ね合いで、今の御説明では60時間のほうが有利だということで理解をいたしますが、また研究をさせていただきたいというふうに思えます。ありがとうございました。

それでは、以上で2点目の質問を終わりにいたします。

3点目、村民の声・願いを村政に反映させるためにということで質問をいたします。

先日、ある村民から、役場の窓口の対応についてクレームをいただきました。年配の女性からでした。内容や部署は伏せますが、手続上のことで分からないことがあったので役場に出向いて尋ねたところ、それは役場の管轄ではないのでほかへ行ってくださいとすげなく断られたというものでした。その方がおっしゃるには、そうはいつでも役場は敷居が高い、意を決して聞きに行ったのだから、せめてどこに行けばいいのかくらいもう少し丁寧に教えてもらいたかった、仕方がないから知っていきそうな知人を頼って聞いてみたというものでした。

私は、今日の質問で役場窓口の対応を批判しようと思っているわけではございません。私自身は、むしろ職員の皆さんの対応はいつも明るく丁寧だと感じております。しかし、それ

は私が議員だからでしょうか。もしそうだとすれば、それはあってはならないことです。その女性に対応していただいた窓口の担当者は、たまたま忙しい仕事に追われ、ぞんざいな物言いになってしまったのではと推測をするところでもあります。

問題は、こうしたクレームや意見がどのように反映、処理されるかという点であります。いふなれば、ただいま申し上げたようなことが、いわゆる泣き寝入りで終わってしまっているとすれば、御本人のみならず村にとっても大きな損失になってしまうだろうと思います。村民、あるいは村外の方々からの意見をどのように酌み上げているのか、現在取られている方法があれば教えてください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今、議員から御質問の中でいただきましたことに対して、村の対応としましては、御来庁された村民の方には深くおわびを申し上げたいなどというふうに感じております。指導については、また引き続き行っていきたいというふうに考えております。

今、御質問の、現在の意見の収集方法、その状況ということでございますけれども、当然、村民の代表でいらっしゃいます議員の皆さんを通じて御意見をいただいていることもございますし、それ以外にも、地域の課題については、各区からの要望でありますとか、こちらから各区に出向いて行う地区懇談会等で収集を図っているところでございます。加えて、長期振興計画の策定時でありますとか、この頃の情報電話の更新の際、折に触れて村民アンケート等を実施して意見の聴取に努めているところでございます。最近では、このアンケートも、かなり回収率がよくなってきているなどというふうにも実感をしています。

また、各種団体、高齢者クラブの皆さんでありますとか、民生・児童委員さんですとかPTAや保護者会、消防団、様々団体でございますけれども、定期、不定期に懇談の機会を設けて御意見、要望などをいただくようにしてございます。

各個人の皆さんからですが、今、御質問にもありましたけれども、御来庁されるケース、また、お手紙や電子メール、電話などにより御意見をいただいているところでございます。このような御意見、御要望をいただいた際には、対応した職員が、速やかに住民対応報告書というものを作成して、担当課内はもちろん、関係課、あるいは村長まで、その内容が回っていくという仕組みを取らせていただいております。

また、対面での対応が難しかったコロナの数年間でございますけれども、昨年6月から、役場のエントランスホールとくつろぎの湯に行政相談ボックスというものを設置しまして、御意

見を投書いただける場所も設けているという状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 冒頭の役場窓口の件でありますけれども、今までも、そういったクレームが役場になかったわけではございません。その都度、私どもは、課長を中心に、分かれば、その職員に注意をしまいいりました。そのほか、他の自治体がつくりました窓口の対応の方針、マニュアルみたいなものがありまして、それを回覧したり、服装につきましても、そういうようなマニュアルが、いいのがありますんで、それを全員に見てもらったりというようなことをやってきております。

それから、新入職員には、私が、少し時間をいただいて、マンツーマンで、役場の対応を含めて、人生のことを含めて、そういった時間をいただいて職員とのコミュニケーションを図る中で、そういうことも注意してきております。敷居が高いというお話があって、村民の皆さん、役場というのは行きにくい、できれば行きたくないといいましょうか、ところだろうというふうに思います。ですから、そういうことで来るから、本当に親切にしてやってよねというのはよく言っているんです。一般的には、村民の皆さんというのは役場に一生のうちに数回しか来ないと思うんです。子供が生まれたときとか、親の不幸があったときとか、そういうときに、窓口で、その役場全体の一生のその人の評価が決まってしまうよと、だから、よくよくそこは注意してよねということを行っているんですが、なかなか教育が行き届かないところがあるんだろうというふうに思いますけれども、それぞれ、適宜注意をしまいいりたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 対応について、いろんな策を練り、対策を取ってくださるということをお聞きし、ありがたく思うところであります。先ほど、総務企画課長の御答弁の中で、メールでの、個人からは問合せ等も意見等もあるというふうなお話を承りましたが、この点について、メールでの問合せフォーム、役場のホームページでは、暮らしの行政のページの最下段にあるのみだと思うのですが、ここを見つけ出すのに、やや苦勞したなというふうな実感であります。また、お問合せの表示は質問を受け付けるというスタンスで、意見が反映しづらいのかなというふうに思っているところでありますが、まず、メールでの問合せ、どのような活用状況なのか、また、どういった傾向の問題が寄せられているのか、また、これを活用している年齢層など、お分かりでしたら教えてください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 役場ホームページなど、お問合せフォームの関係ですが、頻度とすれば月に数件程度、匿名によるものがほとんどでございますので、年齢層の把握というのはちょっと難しいかなという状況でございます。内容につきましては、無秩序なもの、それから、私的なものから生活環境に関わるもの、また、制度に関するお問合せ、職員の対応や施設に対する御意見、あるいはクレームというようなものまで多岐にわたっているという状況でございます。村政運営に必要な御意見をいただくということは大変ありがたいことでございます。ですが、個人的な見解といいますか、独り言のようなことを何度も送られてくる方ですとか、要望の背景が分からないもの、それから、営業活動的なことで送られてくるようなものもございまして、受けるこちら側としても、その交通整理といいますか、どんなふうにというところが、大変煩雑で苦慮している状況でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その御苦勞は察するところ余りあるかなというふうに、今お聞きして思うところであります。そうした中でも、その取捨選択をし、交通整理をして、先ほどの課長答弁にありましたように、必要なものについては、その後の対策、どのように取ったのかという報告書を作成までしているというふうなお話ですので、そういう点については、しっかりした対応をしていただいているというふうに感じたところであります。

お問合せフォームですが、できれば、お問合せというと、何かこう質問するみたいなスタンスになってしまうので、御意見を受け付けますよみたいな、そういった意見も出しているんだというふうなフォーム、あるいはQRコードに設定していただくのも一つの方法かななんて思うところあります。

それから、デジタル機器の操作を敬遠しがちな方の意見反映もできるようなシステムを考えていただきたいと思うところあります。そうした点で、先ほど、行政相談ボックスを設けているというお話がございました。私も、役場にあるところを見かけたわけですが、その行政相談ボックスはどれくらい活用されているのか、また、その処理はどのようにされているのか、ちらっと読んだだけ、きちんと読んでないんですが、行政相談員に相談するみたいな形で、村としての対応を直接受けられるのか、そういうボックスなのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） こちらへの投書については、現状、半年に1通あるか

なぐらいな、今、活用状況でございます。内容も、当然、県や国に対して要望することもできるものになっていきますので、そういった内容のものもでございますし、単純に村への要望ですとか、ちょっと書いてあることの真意が分からないというようなものまでございます。当然、役場に対しての内容については、庁内で、先ほど申し上げましたように、共有いたしますし、それが国ですとか県に対するものであれば、行政相談員さんを通じて上に上げていくと、そんなような仕組みになっております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、全てが行政相談員というわけではなくて、まずは村が対応し、取捨選択するということだというふうに理解をいたしました。

行政相談ボックスというのは、ちょっと、やや聞き慣れない言葉で、あと、何だろうこれというふうな思いもあるのじゃないかなと、もしそういうことで何でも受け付けているボックスであれば、目安箱なり、御意見箱なり、そういう名称のほうがいいのかなんて今感じたところですが、現状半期に1通ぐらいというお話で、活用はそれほどされていないと、役場までわざわざ足を運んでポストイングするというのもなかなか苦勞なことかなというふうに思うところではありますが、そうした点では、提案ですけれども、年に二、三回、広報発行時に、御意見を伺いますファクス用紙みたいなのを挟み込んで、これ、もしそういうときは使ってくださいというふうなことをするか、あるいは、アンケートのときには料金別納郵便のシステムを使いますが、同様に、1年に一度ぐらい、そうした用紙を全戸配布しておいて、もし何かありましたら御活用くださいというふうなこともできるのではないかなというふうに、いろいろ考えてみたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御提案ありがとうございます。幅広い方の御意見をいただくということで、役場のホームページにも、かつては代表のメールアドレス等も掲載して、広く御意見等を受け付けていたんですけれども、先ほどもお話ししたとおり、非常に無責任なメールや迷惑メールががっと増えたりですとか、添付ファイルにウイルスを仕込まれるというような、実際にはうちではないんですけれども、そんなような事例を防ぐために、現在は、そのページ内のお問合せフォームで送信をお願いしているというのが現状でございます。

また、最近になって、匿名による無責任な送信を防がせていただくために、氏名やアドレス等を入力していただくように、最近フォームのほうを変更させていただきました。これ、

一見、御質問の趣旨に逆らうような対応にとられてしまうかもしれないんですけども、やはり、この無秩序なメール等が増えることによって、本当に困っている方とか、真に困っている方ですとか、建設的なご意見が埋もれてしまうというのを防ぐことを目的にさせていただいたところがございます。村民の御意見を伺って村政に反映していくということが我々の仕事、そういうものでございますので、どんな方法が望ましいのか、今、本当にいただいた御提案も参考に検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 対応、大変苦慮されている、いろんな改善をされている点、よく分かりました。ありがたいと思っております。また、本当に村民の声なき声が響き合うような、そういった村づくりに、お互いにしていきたいなというふうに思うところであります。よろしくをお願いします。

さて、小学校や中学校には意見箱のようなものは設置されているのでしょうか。前回、9月議会において、私は、小学校のプールの更衣室にすのこを敷いてほしいという小学生の声を紹介し、そうした子供たちの声をどのように吸収し反映させているのかという質問をいたしましたところ、教育長からは、スクールカウンセラーなどが聞き取っているという御答弁をいただきました。スクールカウンセラーを通して、そうした声は届けられているのでしょうか。私は、そうはいかないかなと思うところなんです。スクールカウンセラーの主な仕事は、子供たちの悩みや心の動きを察知するところにあるのではないのでしょうか。スクールカウンセラーと直接接することが少ない子供さんもいらっしゃるかと思います。そうした子供たちの小さな声、率直な要望を一つ一つスクールカウンセラーが聞き取るということは困難なことのように思います。

意見箱を通して子供たちの願いが届けられ、それが実現されるという過程を通してこそ、子供の権利条約、あるいは、こども基本法に掲げられた意見表明権が保障され、生きた実践力が養われていくのではないかと考えますがいかがでしょう。子供たちの声には、大人が気づかない独自の視点があります。夏の終わり、子供たちから、こんな声も寄せられました。それは、道の駅に冷水装置、冷たい水が出る、そういうものを置いてほしいというものでした。猛暑の夏、学校からの帰り道、家から持っていった水道の水は既に空っぽです。炎天下の中、汗をふきながら帰ってくる子供たちが、途中で冷たい水を飲める場所が欲しいと思うのはもっともな要望かと思えます。子供たちだけでなく、観光客や道の駅利用者にとっても望まれる装置かと思えます。子供たちのこうした声に真摯に耳を傾けることの大切さを教え

られます。教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 意見箱についてのお話をまずすると、意見箱の設置は小学校にはありませんが、校長室や保健室は、いつも相談がある子供たちで行けるようになっております。中学校は、タブレットを使ったリンクという、つぶやきを教頭先生に発信できるシステムがありまして、相談できるようになっております。また、生徒会には意見箱が設置されており、意見を言えるようになっております。

子供たちの意見、声に真摯に耳を傾けることについてということですが、実はこれは、先ほども回答でお話ししましたけれども、学校教育では、どの子の発言も本当に真実であると捉える必要があるというふうに考えています。子供たちの声には、そう考えるその子の背景があって、その背景を含めて子供たちの言動を理解する必要があります。子供たち一人一人の人権を大切にしていくことが重要と認識しております。

さらに、中学校では、今、今日、議会見学しましたけれども、社会科として村の問題を身近なものにしていきたいというふうに考えております。それから、またさらに、現在、信大 人文学部との連携で、探求的な学びについて研究を進めているところでありまして、中学校生活に関する問題解決について生徒たちと考えていきたいと計画しています。探求的な問題解決力の育成を図っていくことが、学びの質の面からも重要と認識しております。さらに、生徒は、例えば、生徒会長の立候補において、ジェンダーレスの制服を訴えたいと考えている生徒がいると今聞いています。それぞれの機会を大事にして、発信の力を大切にしていきたいなと思っているところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの御答弁にもございましたし、それから、先ほどの同僚議員の御答弁にもあった教育長の、どの子の声も真実だというところを出発点として捉えているという、私は先ほど、そのお答えを聞いて非常に感動したんであります。今日の教育長の名言だなというふうに思ったところなんです、まさにそうしたことが、本当に子供たちを大事にすることなのかなというふうに思ったところであります。

さて、先ほど、私のほうからは、小学生の二つの声を紹介しました。そうした声が、果たして届いているのかなというところで、意見箱はない、校長室は開いていると、それはそうなんだろうと思いますけれども、そうした小さなつぶやきが反映できるようなことを考えてもらいたいなというふうに思うわけでありまして、繰り返しになりますが、小学生が、自分が

言った意見が、自分が投書したものが、学校が、行政が取り上げてくれて変わったというふうなことになるれば、それこそ、ああ、よかったという、その自信や経験が、やがて大人になっていくときの大きな糧になっていくのではないかというふうに思うところであります。

続いて、本日、本会議に先ほどまで中学3年生が傍聴に見えていらっしやいました。先ほども、教育長からは中学生の教育についてもる述べられたところではありますが、この中学生の議会見学、見学だけではなくて、子供たち自身の意見が言えるこども議会、中学生議会、そうしたものを開催してはどうかという声が、議員の皆さんからも時々聞かれているところであります。子供たちの意見を聞き、場合によっては行政に反映させることができるまたとない機会になるのではないのでしょうか。先ほど、休み時間に、子供たちを議員にして、そこを我々議員が少しフォローするような形で一緒に立つとか、そんなふうな方法も考えられるななんていうことをつぶやいていた方もいらっしやったわけですが、そうした子供たちが、体験を経ることによって、二元代表制を生きた形で学び、政治への関心を高め、選挙権行使の重要性を身につける生きた教材になっていくことは間違いないと思います。教育長のお考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 1か月前のことですが、令和5年11月17日付で、こども家庭庁から都道府県知事宛てに、こども基本法に基づく「こども若者子育て当事者の意見反映について」という通知が出された。まだ知事宛てで止まっているという段階なんですけど、大部なので、細かい内容まではここでは差し控えるんですけど、反映までの流れとして、1番目、テーマを設定、それから事前の準備です、2番目に意見聴取、3番目に施策への反映、4番フィードバックという段階が示されておりました。このように、テーマを決めることから、事前学習、それから一定の準備等が必要になるというふうに認識しておりまして、簡単に、今計画して、いいねというふうには答えづらいのかなというふうに思っています。ただ、青木村では、以前に、村長さんが中学校に出向いて全校生徒と車座集会を開催して村の行政について話合いを持ったことがありました。

そこで、今後も重要な施策の設置等の機会があれば、このような機会を、小学校、あるいは中学校で設けることも可能であるというふうに、村長さんとは相談しているところでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 形は変えた形ということなのかなと思ってみたり、また、こども議

会を始めるには幾つかの課題があって、それを解決しなければということではありますが、他市町村の中でも、こども議会を行っているところも多々ある、見受けられるわけで、そうしたことも考え合わせて、本村でも取り組んでいただければありがたいなと思うところであり、ます。よろしく願いいたします。

まさに、こどもの権利条約、そして、こども基本法、そこにうたわれた理念が村の中で具体的に生きるような取組を、行政、また議会としても共に力を合わせて実現していきたいものだというふうに思うところであります。

最後に、もう一点質問させていただきます。

本質問の冒頭、役場窓口の対応についてクレームを寄せてくださった村民から、次のような声も聞かれました。窓口対応してくれた職員が、何係の誰なのか分からなかった。この方ばかりでなく、役場を訪れた何人もの村民から時々聞かれる言葉であります。職員の皆さんは常時名札をつけられています、離れた距離からは、お名前が判読できないこともございます。名札がねじれて見えないこともよくあることです。名札を手にとって、しっかりと見せながら自己紹介してくださる職員もいますが、全てが全てではありません。自治体によっては、各課の窓口で職員の顔写真を掲示している自治体もあちこちで見られます。本村においても、さらに村民に開かれた役場にする上で、同様の取組をするお考えはないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 村民の皆様顔に顔を覚えていただく、これは大切なことだなどというふうに私どもも理解しております。しかし、顔写真の公開というのは、昨今では個人情報観点からも、今、取りやめている市町村も多くなってきておると認識しています。県庁ですとか合庁でも、以前は、行くと、事務室の入り口のところに席表が貼ってあって、そこに顔写真がついておりましたけれども、現在は取りやめているようでございます。

これは、例えば、その掲示している写真をスマホで写真を撮ったりして、それを誹謗中傷したり、拡散したりとかというようなこと、そういう例に及ぶことがあるということによるものでございまして、村でも、広報紙に新入職員の紹介ですとか組織図をいつも掲載しておりますけれども、ホームページに掲載する際にはその部分は削除して載せさせていただいているところでございます。実際に、数年前に、ホームページの広報紙を見て、うちの職員が青木村役場に勤めているということを見て知って、村外者からストーカー的な被害を受けたというような実例がございまして。そんなことで、職員を守るという観点からも、ちょっと顔写真の掲示というのは控えさせていただこうかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） プライバシーを守るという点では大変大事なことかなというふうに思いながらお聞きしたところであります。考える以上に、幾つかのそういうプライバシー侵害と申しますか、犯罪的なことが起こっている、それに村が対応しながら取り組んでくださっているということを理解したところであります。そうはいえ、お名前等が分かるような形を、また何らかの形で村民が、ああ、あの方だというふうに分かるようなことができればいいかなと思いますので、方法があれば、またお考えいただければありがたいと思います。

以上で、3点にわたりました私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 坂井議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩といたします。

再開は13時10分をお願いいたします。

以上です。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時10分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

---

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、大きく3項目について質問いたします。

各大項目ごと一括質問とさせていただきます。

まず、最初の項目でありますICT教育・英語教育について質問いたします。

当村に限らず学校教育の現場においては教員の不足が問題となっております。生産人口の比率が低下する中で、働き方改革の動きも加わり、人手不足は我が国全体の問題であります。特に教育の分野においてはすぐに人材の育成を図ることや、他の業界から人を確保することが難しく、この問題は深刻であります。

このような状況において問題の解決を図り、さらに教育の質の向上を図るためには、教員1人当たりが提供する教育の量、質、種類を増やす必要があります。そのためには、制度の変更を含めた様々な工夫や努力が求められるところでありますが、生産性を改善するには、新しい技術を導入することが一番であることは歴史が示すことであります。

幸いなことに教育との親和性が高い情報技術の発展が急速に進んでおります。もともと我が国は、他の先進国に比べて教育分野における情報技術の活用に遅れをとっておりました。しかし、新型コロナウイルスの蔓延をきっかけに、GIGAスクール構想が一気に進んだことで、ICT教育が人手不足を含めた教育現場における様々な問題の解決につながることを期待されております。

ただ、ICT教育の導入はいまだ始まったばかりであり、今後どのように活用していくか、行政としての支援の在り方も問われるところであります。

以上を踏まえまして、最初の項目としまして、小中学校におけるタブレット端末の活用について質問いたします。

1人1台の端末の準備とともに、校内の通信環境の整備、通信環境が整わない家庭へのルーターの準備など、GIGAスクール構想に基づいた学習環境の整備が行われました。特に中学校では全ての生徒が授業、家庭学習、課外活動など、あらゆる場面において日常的にタブレットを活用しており、既に必要不可欠な教材となっております。

今後、さらなる設備の充実を図るために、当村としてはどのようなことを考えているか、ご回答をお願いします。

次に、タブレット端末に導入されるソフト・アプリケーションについて質問いたします。

ICT教育の促進においては、学習ソフト・アプリケーションの充実が重要でございます。特に、当村においては地形的な特性から、上田市の塾へ通う負担が大きいことが中学生のお子様を抱える家庭において1つの課題となっております。

また、都市部から地方へ移住を考えている人においては、都市部との教育の機会の格差も子育て世代にとっては大きな関心となります。

一方で自宅でも学校同様に学習ができるよう、学習ソフトの充実は急速に進んでおり、本人のやる気があれば地理的な障害も関係なく学習ができる状況になりつつあります。学習ソフトの充実は、教育の機会の強化のみならず、子育て負担の軽減や移住促進政策にもつながります。

また、英語学習においては、英検合格のためのソフトやアプリケーションが充実しております。また、電子図書を利用することで、学校の図書館の蔵書をはるかに上回る数の本と出会いも可能になります。

これらを副教材として導入することは、児童・生徒の学びの機会を大きく広めます。基本となる学習ソフト、副教材としての各種ソフトやアプリケーションの充実を今後どのように図っていく方針でしょうか。

次に、関連した質問として、当村における英語教育について質問いたします。

我が国の英語教育においては、読むことや文法の理解に偏っており、話すことや聞くことが弱い、高校で教える内容が高度な割に、中学校以下では学習する内容が簡単過ぎるなどの問題を抱えております。この問題は、原因に教える側の先生の制約もあるということで、簡単に解決しない構造的な問題でもあります。

しかし、一方で情報技術の進歩が語学教育に大きな変化を与え始めているのも事実であります。1人1台の情報端末の所有が当然となり、誰でも多様な英語のコンテンツへのアクセスが可能となっております。オンラインでの英会話教室も当たり前になり、反復学習を支えるアプリケーションなども流通しております。

当村の小中学校においても、情報端末の整備が進んでおり、その恩恵を受ける環境が整いつつあります。

このような状況を踏まえ、当村の今後の小・中学校での英語教育の強化を行政としてどのように考えているか御回答ください。

次に、学校教育以外での英語学習の環境整備について質問いたします。

英語はあくまでも語学であり、英語圏に住む人であれば基本的に誰でも取得できるものがあります。適切なメソッドで一定の時間を費やせば、基本的に誰でも取得できるものでございます。一定の時間ということが意味することは、学校以外での英語教育の重要性であります。

残念ながら、現在の我が国の学校教育だけで使える英語を身につけることは、物理的な時間の制約を考えると難しいものがあります。学校以外で一定の時間を英語の教育に費やすこ

とが求められるところであります。

この学校以外での英語学習について、行政として環境づくりはどう支援していく方針でしょうか。当村で英語教育に関わる関係者とともに、外部の語学教育の専門家を含めて話合いの場を持ち、学校以外での環境づくりを進めることについて、話合いを持つことについていかがお考えでしょうか。

まずは英語学習のゴールを定め、その目標に必要な学習内容を逆算し、小学校や中学校の教育現場でできること、できないことを洗い出し、そして、学校でできないことを個人の学習意欲に応じて情報端末を使った自宅学習や英検などの勉強で補完していく、このように学校内外のシームレスな学習環境を築くことができれば、当村の英語教育は確実に強化できると考えます。

幸い当村は、1村1校であることや、保・小・中間での強い連携という大きな強みがあります。また、情報端末の普及により英語教育の技術進歩が急速に進んでいることは先ほど述べたとおりです。

学校内外でのシームレスな英語教育の環境整備について、当村の考えをお聞きいたします。

以上4点、御回答お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） では、ICT教育・英語教育について、4点について回答いたします。

まず1点目。今後さらなる設備の充実を図る村としての方向はということでございます。

GIGAスクール構想によって1人1台のタブレットを導入して4年目になります。来年度は小中学校ともに教師用の校務用のコンピューターの買い替えを行うこととしております。さらに、令和7年度には国からの補助を得て、児童・生徒用タブレットの買い替えを予定しております。

文部科学省の意向として、1台4.5万円の計算で3分の2の補助を考えているという報告があったところであります。さらに、予備機として、児童・生徒用機器の5%以内の補助もあることから、タブレットとは別にコンピュータールームのコンピューターの更新についても計画に入れております。機種はタブレットではなくノートパソコンとし、子供たちのタイピングの練習や生成AIの活用、タブレットの用途とは異なる仕様にしていきたいと考えております。

次に2点目。

基本となる学習ソフト、副教材としての各種ソフトやアプリケーションの充実をどう図るかについてお答えいたします。

青木村はGIGAスクール構想以前から小学校も中学校もICTには先駆的に取り組んでまいりました。その際、小学校はジャストスマイルシステムというソフトを入れ、児童が自分のペースでドリル学習を行えるようにしてあります。中学校はすららという自立学習ソフトを導入し、自分のペースで単元学習ができるようにしておりました。コロナで学校を閉じていたときは、自分で学習ができるようになっておりました。

その後、GIGAスクール構想で1人1台の末端を持つようになり、どの市町村もソフトの導入を始めた結果、最も使用されているソフトがeラーニングというソフトであったことから、青木村でも本年度eラーニングに切り替えたところであります。

eラーニングは教科書に準拠していることから、先生方が使いやすいソフトになっていることが特徴であります。さらに、長野県の8割程度が導入していると聞いておまして、上田市でも導入していることから、異動してきた先生方の汎用性も高いという利点がございませぬ。

現在のところはそんなところでありますが、今後もソフトの導入については研究を重ねていって、全国ですとか長野県の動きも踏まえて、有効なソフトやアプリがあれば対応を考えてまいりたいと考えております。

次に、3点目です。

多様な英語のコンテンツや反復学習アプリケーションが流通していると。タブレットの整備を受け、小・中学校での英語教育の強化をどう考えるかについてお答えいたします。

ICTの導入により、ネイティブな英語に触れる機会が多くなったことは、大変に貴重なことと考えています。先ほどお話したように、ニーズがあればタブレットの整備に関して必要な対応は行っていきたいと考えております。

しかし、最も重要なことは、子供たちが英語を学ぶことが楽しいと思ってくれることだというふうに考えています。そのような環境や指導についてもっと考えていく必要があるのではないかということで、今まさにその研究を始めたところであります。

現在長野市で指導主事をされている1人の先生をお呼びして、実践的な授業について継続して指導を受けることになっております。子供たちが積極的に話をする、そういう実践的な英語学習に取り組むことで英語を好きになり、その結果として英語力の向上を図っていくようにしたいと考えております。

先日、小・中学校の校長、小・中学校の両教頭、ALT、英語担当教諭、それから私も含めて教育委員会が集まりまして、第1回のプロジェクト会議を立ち上げました。これから回を重ねて青木村として英語教育の特色を出していきたいと考えています。また、ALTの活動を充実させ、小・中の連携を図っていく方策についても検討をしていきたいと考えております。

次に4点目。

学校以外の英語学習について、行政としての環境づくりは、情報末端を使った自宅学習や英検での勉強、学校以外でのシームレスな英語教育の環境整備はについてお答えいたします。

本年度、英語検定に補助を出すようにしたところ、延べ人数では小学校が7名、中学生が35名、計42名が受験をしております。昨年度の数倍は増えたと考えておりまして、英検への補助は大変に有効だったと思っております。今後英語教育の充実を図ることで、さらにこの数は伸びると思われま。

次に、その英語教育についてプロジェクトを立ち上げたことは、先ほど述べたとおりであります。また、行政としての環境整備で青木村が大事にしてきたことが、オーストラリアとの国際交流であります。今年はコロナが一段落したことから、交流を再開する方向で連絡を取っているところであります。何とかして再開をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 小学校の情報端末の状況とか、中学校で導入したいソフトウェアについて、各現場の方々それぞれいろいろな意見があるかと思えます。それらのニーズを酌み取って、できるだけスピーディーな対応もしていただければと期待しているところでございます。

また、英語教育につきましては、プロジェクト会議を既に実施して、当村として特色を出す方向であるということ、大変保護者の方、生徒の方、みんな喜ぶいいことだと考えられます。

中学校の教頭先生と話をしましても、ICT教育によって先生の役割が大きく変わると言っておりました。先生にとって重要なのは、まさに学ぶ機会を、学ぶことの楽しさ、大切さを教える動機づけが大事であり、以外はできるだけ生徒の自主性やタブレットを使った学習を進めたほうがいいんじゃないかと、それが将来の先生の在り方ではないかと、こんなようなこともおっしゃっておりました。

大変前向きな先生方がそろっておりますし、また当村としては保・小・中の強い連携と1村1校の強みがございますので、素晴らしい英語教育の環境がつかれるように、引き続きプロジェクトの進捗のほう見守っていきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 続きまして、次の大項目としまして、外国人観光客について質問いたします。引き続き一括質問とさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染が落ち着きを見せる中で、訪日外国人旅行者の数も急回復しております。10月に我が国を訪れた外国人旅行者の数は、コロナ前の水準を上回りました。もともと地方創生と観光客誘致は、地域消費拡大という意味で政策として整合性が高く、コロナ以前は海外からの観光客を誘致することで地域経済の活性化を図る動きが各地で行われました。

地域によってはオーバーツーリズムが問題になるほど旅行者が増えたところもございますし、インバウンド需要の盛り上がりによる波及効果がU I Jターン、移住者拡大に結びついている自治体もあります。

当村においても外国人旅行者の数は、既にコロナ前の水準を上回っている印象を受けるところでありますし、村内の宿泊施設や飲食店においても英語を中心とした多言語対応が可能など増えてきております。

コロナ禍からのさらなる回復、将来的に国道143号線新バイパスの開通も見据え、国内のみならず海外からの旅行者を増やすことは、当村の地域産業の活性化の上で避けて通れない政策となりつつあります。

以上を踏まえまして、最初の質問としまして、当村における多言語での情報発信について質問いたします。

当村のPRビデオ、ホームページ、SNSなどを見ますと、基本的に日本語であり、多言語化への対応が遅れていることは否定できません。今後さらに回復することが期待される訪日外国人の観光需要に対応するために、当村から多言語で情報発信をすることについてどのように取り組まれていきますでしょうか。

また、併せまして、村内主要施設における多言語表記についてもお聞きいたします。

今後外国人観光客や在住外国人の方が増加した場合、主要公共施設や観光施設、公共交通手段における多言語表記が求められるところではありますが、当村においては、いまだ不十分と感じるところもあります。

以前、同様な内容の質問を一般質問にてさせていただいたところ、国道143号線新バイパスの状況を踏まえて、広域的な観光を見据えて研究していきたいと回答をいただいておりますが、改めまして当村としての対応について質問いたします。加えまして、青木村の基本情報や歴史や文化、地理などについて、多言語化して深く説明することについてお聞きいたします。

異文化に属する人々が交流する場合、互いを理解し合うことが重要であります。まずは、当村についてよく知ってもらうことが求められますが、そのために必要なツールが現在不足していると考えられます。当村の地理や歴史に始まり、文化や現在の状況など、かなりの情報をきちんと多言語化し、広く一般の目に触れるようにすることには、観光地としての当村のアピールや在留外国人との異文化交流を円滑にする上での大きな土台となるものであります。

当村に関して、ある一定度の量の情報を多言語化し、広く一般の目に触れるようにすることについて、いかがお考えでしょうか。

この項目最後の質問としまして、村内での観光客の周遊促進について質問いたします。

国内外を問わず観光客の方々に村内を周遊していただくことは、当村の観光地としての魅力を高める上で重要であります。

しかし、残念ながら当村はマイカーを所有しない方々においては、気楽な周遊が難しい状況にあります。この問題の解決策としてデマンドバスの観光利用や道の駅でのレンタサイクルの開始などのお話も聞きます。村内の観光客の村内周遊のための交通手段確立について、どのように対応をしていきますでしょうか。

以上4点、御回答をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから外国人観光客についてお答えいたします。

この上田地域、特に観光施設・商業施設を中心に訪日外国人観光客の方お見受けする機会が非常に多くなってきました。その中で議員からの御質問まず1番目、情報発信の多言語化についてです。

議員の御指摘どおり導入に向けて研究を重ねている状況であります。外国人観光客の取り込みについては、村の実情に合わせまして多言語での情報発信も含め、今後さらに研究していきたいところでございます。

外国人宿泊者数調査を見ますと、平成29年の1,566名を最高に、平成30年は1,308名、令和元年は1,242名と、台湾からのお客が692名、ドイツからが264名と非常に多岐にわたっている状況でございます。

宿泊施設におきましても、積極的に受け入れたい施設と旅館によってはそうでない施設がございますので、そのところをまた配慮して進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目、観光施設の多言語表記についてでございます。

観光施設や案内看板では、世界共通語である英語の表記、併記を行っているところでございます。パンフレットなど紙媒体が先行している状況ではありますし、中国語が特に中国の中でも多言語があるということで、なかなか的を絞りずらい一面も持っております。最近では多言語の翻訳・通訳アプリなどが開発されておりますので、ITを活用することも視野に入れまして、今後総合的に研究しているところでございます。

続きまして、歴史や文化での多言語表記というご質問でございました。

こちらのほうも、より細かな詳しい深い説明を求められるところでございますので、多言語の翻訳・通訳アプリなどのITの機器を活用して研究していきたいというところでございます。

看板、案内板などの設置につきましては、地域住民の方の生活の中で目に見られる、触れられる機会が大きいところでございますので、看板の大きさや文字の大きさ等も含めまして、地域の住民の方の意向に沿って研究をしていきたいと考えております。

最後に、周遊観光の促進について御質問いただきました。

こちらにつきましては、モデルコースの選定の必要という認識でおります。青木バスターミナルを起点としたデマンドバスの利活用は、非常に好評というふうに捉えておりますので、引き続き活用していきたいところでございます。

また、レンタル自転車、特に電気アシスト自転車は、山間部の多い当村においても有効であるというふうに認識しております。導入に向けまして、先進地・先進事例を参考に、維持管理、安全上の管理を含めて検討している最中でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 各種英語表記です、実情を配慮しつつ研究を進めていくと。また、いろいろな言語があるののに的を絞ったり、最新のアプリケーションの検討も利用するというふうに進めて行くというふうに理解いたしました。

実情を含めてできることからということですが、やはり他の市町村と比べても見劣りする部分があると、選ぶ人からしますと青木村の存在感がなくなってしまうところがございます。ぜひ、周辺市町村の状況等も踏まえて、青木村の言語表記の多様化も進めていただけたらと思います。

また、村内の周遊におきましては、デマンドバスの活用、電動アシスト自転車について引き続き検討していただくということでした。できましたら、ホームページ等で村内デマンドバスの活用について予約ができるシステムの構築、決してもう現在の情報技術であれば、このようなシステムをつくるのは難しいことではございません。ぜひ、村外にいる人、特に海外にいる人の視点に立って、環境の整備のほうも進めていただけたらと思います。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） それでは、最後の項目としまして、在留外国人と行政について質問いたします。引き続き、一括質問とさせていただきます。

4月26日に国立社会保障・人口問題研究所により公表された我が国の将来の人口推計では、外国人人口が2020年の275万人から、2070年には939万人と3.4倍に増加すると予想され、総人口に占める外国人の割合も2.2%から10.8%に上昇するとされております。

生産年齢人口の減少が深刻である我が国においては、今後外国人は貴重な労働者として従来以上に積極的に受け入れていく必要があります。当村においてもその例外ではありません。行政としては、在留資格を有する外国人に対して、日本人同様の行政サービスを提供する必要があります。今後、当村においても在留外国人が増えた場合、行政として従来と異なる対応が求められることが予想されます。

以上を踏まえまして、最初の質問として、災害発生時の対応について質問いたします。

外国人の方々は、災害発生時における要配慮者に含まれますが、日本語や防災や地理に対して不案内であることから、また、宗教や文化の違いから避難先で配慮が必要であることから、避難行動要支援者に当たると考えられております。

避難行動要支援者の方々については、個別の避難計画の作成が努力義務として果たされております。在留外国人の方々の個別避難計画の作成について、当村の現状と今後の見通しをご回答ください。

個別の避難計画の作成は、主に区を中心とした組織によって行われております。しかし、言葉・文化などが異なる方々の避難計画の作成や避難所の運営は、個を中心とした組織では専門性に欠けるため、多くの困難が伴うものと考えられます。

村として積極的な関与が求められるものと考えますが、当村の考えをご回答ください。

次に、平時における在留外国人への情報提供について質問いたします。

災害発生時に円滑な避難を実現するためには、平時に災害に対する情報を理解しておくこと、ストックしておくことが求められております。在留外国人の方々においては、前提となる災害教育が異なり、地震の経験もないことが考えられ、災害に関する理解度は日本人と大きく異なります。これらの方々に対しては、一般的な情報提供以上の情報をそれぞれの言語にて求められます。

また、災害に関する情報のみならず、行政から発せられるあらゆる情報について、行政への理解度が異なることから、一步踏み込んだ形で情報提供が求められます。在留外国人に対する行政からの各種情報提供の在り方について、当村の方針をご回答ください。

反対に、在留外国人からの情報収集について質問いたします。

住民の意見や状況を把握することは、行政として行わなければならない基本的なこととなります。在留外国人の方々においては、言語や行政制度に対する理解の違いから、彼ら・彼女らの考えが行政が伝わりにくいことが懸念されます。雇用主を通じた情報の把握は効率的であるものの、そこには雇用契約が存在するため、自治会を通じた情報と同列に扱えない場合もあります。

在留外国人の意見や生活状況の情報収集などどのように充実されるか、当村としての考えをご回答ください。

また、当村では強い自治会、区が存在し、住民と行政とのコミュニケーションを円滑にする役割を果たしてまいりました。しかし、自治会組織は任意団体であるとともに、住民の価値観の多様化や移住者の増加という動きの中で、現在の区が従来どおり全ての住民を会員として迎えることは難しくなっております。

都市部においては、比較的大きな住宅施設が建設される場合、行政職員が自治会組織と一緒に開発主と早い段階から協議を重ねることで、新しい自治組織の設立や、既存の自治会組織への円滑な加入につなげております。

在留外国人など独自の価値観や生活スタイルを持たれる方が、その後の人数で移住される場合、行政として区とどう協力を図っていくのか、当村のお考えをご回答お願いします。

最後に、異文化理解に対する学習についてお聞きします。

異文化に対する理解は、他人に対する理解として、人として身につけなければならない基本的な能力であります。しかし、地理的な要因から日本人、また都市部に比べて多様性や絶

対的な人口に欠ける地方においては、感覚として身につけにくいものがございます。

当村における教育現場における異文化理解に対して、また住民に対する啓蒙はどのようになっておりますでしょうか。

以上、御回答お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3、在留外国人と行政についてのうち、12、行政として自治会との協力についての御質問に答弁申し上げます。

少子高齢化の中、労働人口が減少いたしまして人手不足は深刻化しております。外国人労働者の拡大は日本にとりまして喫緊の課題でございます、御質問のとおりでございます。

外国人労働者は在留許可のために一定の資格、あるいは受入れ側の対応が必要となっております、その中で外国人の支援、あるいは事業者の支援が必要となる場合もあります。村内の例では、従来からある大きな工場では、既存の空き家を確保いたしまして、2、3人から7、8人の集団での外国の労働者を住ませております。会社内に専門の指導員を置きまして、仕事はもとより、ごみ出しでありますとか、買い物といった日常生活や、周辺住民の皆さんとの日常的なお付き合いを指導、監督しております。

外国人の先に就職した方が、後輩の面倒を見ているという例もあるというふうに聞いております。地元の区長さんや関係者の挨拶等、住み始めるときにしっかりと対応していただいておりますし、その後、地元の道祖神祭りなどに参加して、コミュニケーションを図っている例も多いというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、このように大人数での場合には、一義的には雇用主に窓口に立っていただくようお願いしてまいります。

これから我が国には、好むと好まざるとに関係なく、外国人労働者によりまして働く場を引き受けていただければならない我が国の少子化の中ですので、御質問の趣旨をしっかりと踏まえまして、行政としても対応してまいります。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうから1番と2番の御質問に対してお答えをいたします。

まず、1番の在留外国人の個別避難計画の作成について、村の現状と今後の見通しをということでございますが、個別避難計画の作成につきましては、現在地域の関係団体、区ですとか支え合いの会、民生委員さんの御協力をいただきながら作成を進めておるところでござ

いますが、現状といたしましては、在留外国人の個別避難計画については作成が進んでいない状況でございます。

今後の見通しといたしましては、村の現状を見ますと、現在青木村に住民登録されている外国人という方が41名いらっしゃいます。そのうち21名、約半分ですが21名は、配偶者や家族に日本人の方がいらっしゃる方でありますので、こういった方々たちは避難行動要支援者の対象からは外れると思われます。残りの20人の方については、先ほど村長の答弁もありましたけれども、村内企業が労働者として受け入れている外国人でいらっしゃいます。

こういった方々たちは、災害時日本語が分からないため危険情報が届かないですとか、災害や避難に関する知識に濃淡があり、また地理にも不案内ということで、適切な避難行動が取れないということから支援が必要かと思われます。

こういった外国人の方々には、先ほどの答弁でもありましたが、ぜひ受け入れていただいております企業、雇用主さんに御協力をいただきまして連携を図って、また地元の区とも連携を図って作成について進めていきたいと思ひます。

続いて、2番の在留外国人に対する行政からの各種情報提供の在り方についての村の方針ということでございますけれども、平時から避難する場所ですとか、避難するときの注意点、地域で発生する災害等災害に対する情報、松本議員さん御指摘のストック情報というのは、事前に理解していないと適切な避難行動が取れないとされておひまして、外国人にとっては非常に重要な情報であるということは認識をしておひます。

こういったことに対応していくために村としても、災害時に想定される事態から必要な情報をあらかじめ観光面と同様でございますけれども、翻訳しておくことも必要になってくるだろうというふうにおひしております。

いずれにいたしましても、先ほどと同様ですけれども、受入れをいただひている企業さん、それから地元の区とも連携を図って進めていきたいと思ひておひます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 私のほうからは、今3番目に御質問いただきました在留外国人からの情報収集をどうしていくかというような御質問だったかと思ひますが、御答弁申し上げたいと思ひます。

村内にお住まいの外国人、今さっきの答弁にもございましたとおり、日本人の配偶者ですとか、あるいは企業の労働者として居住されている方あり、大きく二分されるものというふ

うに理解しております。

前者は配偶者が日本人ということもありまして、既に地域の一員として生活されているケースが多くて、意見の聴取はできる環境にあるというふうには理解しております。

問題は企業の労働者、研修生ですとか、そういった形での外国人の対応ということになるかと思えます。これをすぐに自治会でというのはもちろん難しいことだと思いますし、役場も現時点では多言語に精通した職員がそんなにいるわけでもございませんし、すぐに獲得することも困難な状況でございます。

また、外国人労働者も数年で入れ替わっていくというような課題も一方ではございます。先ほど来の答弁にもございましたけれども、まずは雇用主さんである企業さんを通じてというのが最も合理的であるかなというふうに考えております。

先ほどもお話がございましたけれども、既に外国人労働者を受け入れている村内企業では、日本での生活ですとか、地元馴染むための配慮を十分していただいております、これまでトラブルなどのお話は聞いておりません。

今後外国人が増えることによって、御質問のように情報収集のみならず地域や自治体が対応すべき課題も増えてくることが予想されます。役場、教育委員会含め全庁でアンテナを高くして取り組んでいく必要があるというふうに認識をしています。また、同時に村全体で異文化を受け入れる気質や、そういった環境づくりも重要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 私から13番目、教育現場における異文化理解に対する扱いはについてお答えいたします。

現在様々な考え方が尊重される中で、多様性を認める視点が年々重要になってきていると考えております。ありのままの自分を認め、ありのままの相手を認める意識を育てていく人権教育が基盤に座る必要があるというふうに考えております。

一方で、異文化理解の下には、日本を理解していく必要も感じています。青木村としての文化、長野県・日本としての文化について、しっかり学んでほしいとも考えております。総合的学習の時間を通じた青木学の学習や、水曜クラブやアイリッシュセミナーを通じた様々な地域の方との学習を大事にすることが幅広い生き方につながると考えています。

次に、各校の状況ですが、小学校では道徳を中心に行っております。さらに外国人との関

わり方では、7月にはフランスよりバロン君が3年生へ体験入学しました。11月にはイギリスからパスカル・コナーズさん、ロミリー・コナーズさんが6年生へ一日体験入学してきています。小学校はもう何年も前から外国の友達が体験している状況が続いており、意外に外国に近い存在になっていると感じています。

中学校では、道徳において外国人との関わり方について学習する機会があります。人権教育の視点から外国人差別についても学んでいきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 在留外国人におかれましても、基本的に日本人と同様に行政サービスを受ける権利がございます。しかし、文化や生活様式、言語が異なると、行政において対応すべき課題は増えてくるかと思えます。一方で行政のほうでも様々な制約のある中で対応に困難が伴うこともあると思えます。

先ほどの災害に関する事前の情報提供含めまして、実際に住んでいる在留外国人の方が、どういう情報が必要かというのを酌み取ることが重要かと思えます。その上では、できましたら直接行政として在留外国人とのコンタクトを取るという機会も増やしていただけたらと思うところがございます。

また、行政より、ふだん身近に関わりを持つ可能性がある村民の方や自治会の役員においては、行政という立場がないため、よりいろいろな面において戸惑いや負担を感じることもあるかと思えます。村民や地区の役員の方々が無用な混乱や負担が生じないように、このような点についても配慮をいただけたらと思えます。

また、村民の方々の中には、村内に在住する外国人の方々と異文化交流を積極的に図りたいと望む方もいらっしゃると思います。同じ青木村民として積極的な交流を図ってもらおうという視点からも行政の運営を図っていただけたらと思えます。

以上をもちまして、私からの質問は終了いたします。

○議長（松澤正登君） 松本議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

[3番 平林幸一君 登壇]

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私は先に通告をいたしました大項目2点について質問してまいります。御回答をお願いします。

まず、初めに、大項目1の防犯カメラに関する取組について、一括質問をお願いいたします。

近年、犯罪防止のために自治体や民間事業者により街頭、駅、コンビニなどで、いわゆる防犯カメラや監視カメラが設置されています。また、住宅の入口等個人宅に設置されることも少なくありません。これらのカメラは、犯罪抑止効果により安全性が高められるという事例、実際に犯罪捜査で効果が発揮されている事例が少なくありません。テレビニュースではその録画映像が当たり前のようには放送されています。その有用性は一般的に認められ、防犯カメラは広く普及をし、民間団体から公共団体、個人の方も利用する一般的なセキュリティツールとなっています。

しかし、一方で自分の知らないうちに自分の顔や姿が撮影されて、その画像が利用されるのではないかと、防犯カメラ映像が悪用されているのではないかとといった不安を抱える方も多く、防犯カメラの運用にはプライバシー侵害への懸念が常に指摘をされています。

こうした背景を受けて、各自治体では防犯カメラの運用について条例やガイドラインを定めています。青木村の企業誘致の実現した現在、また、青木峠新トンネル開通などによる今後の交流人口の増、それから社会情勢の激変に対応するためと、安全・安心の村づくりを目指す上で、犯罪の予防を目的として公共の場所、道路、公園、広場、駐車場等に防犯カメラの設置は必要と考えます。

そこで、住民のプライバシー保護と両立する防犯カメラの設置、運用に係る青木村の取組について、小項目3点で質問をいたします。

小項目1として、村内の公共施設に犯罪防止目的として防犯カメラの設置の現在の状況、また、その設置箇所、箇所数はを質問いたします。

小項目2としまして、今後の設置計画について質問いたします。

ある村民の方、くつろぎの湯を多く利用している方からのお話です。

くつろぎの湯の駐車場において、駐車していた自分の車が当て逃げをされ、加害者が分からず修理代を泣き寝入りすることになってしまったというお話です。このようなとき、防犯カメラは有効だったと考えます。村内の公共の施設、駐車場は多く、設置の優先順位もつけ

て、計画的に設置をしていくかと思いますが、村内の公共施設、子供の通園・通学の見守りのための道路、公園、駐車場など設置のためのニーズの把握、優先順位をどのように決め、設置していくのか、その基準と計画、考え方についてお伺いをいたします。

小項目3として、青木村防犯カメラ設置、管理運用のガイドライン策定について質問をいたします。

防犯カメラは、防犯対策や状況把握等に非常に有用である一方で、商業施設や駅前等、不特定多数の人が行き交う場所に取り付ける際に、プライバシーへの配慮が非常に重要となります。条例などによって法的拘束力を持たせると、管理するために自治体が大きな労力を必要とするなど、現実的ではないため、指針を示すガイドラインが必要とされるようになります。ガイドラインは法的拘束力はありませんが、防犯カメラを導入する際に何に気をつけるべきなのか、どのように運用したらスムーズなのかなどを、分かりやすく共有をする有効なツールとなります。

そこで、青木村防犯カメラの設置、管理運用のガイドラインの策定を提案いたします。

村の考えをお伺いいたします。

以上、3点について一括質問をお願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 平林議員から防犯カメラに関する取組について御質問いただきました。私から（2）の今後の設置計画について答弁申し上げたいと思っています。

今御質問の中で、カメラ設置の基本的な事項、特に課題については語っていただいていると思っております。

私の経験したことを言いますと、くつろぎの湯で置き引きが多発していた時期があります。それで、警察と相談しましてカメラを付けた途端、ほとんどなくなりました。そういう効果があるというのはよくよく承知しています。

カメラもピンからキリまでありまして、とあるところと言って見せてもらったんですけども、お客さんが持っている1,000円なのか1万円なのか分かるぐらい非常に精巧なものもありました。

それから、もう一つ経験しているのは、小学校の校門に向けて、学校に向けてカメラを設置するときに非常に周辺から、今御質問の中にもありましたように、設置についてエネルギーを要した、いわゆる周辺の住人からのプライバシーの保護という観点からありましたというのを前提で答弁させていただきますけれども、施設の安全管理、それから犯罪防止を目

的といたしまして、不特定の者が出入りする場所を基準といたしまして優先順位を決めて設置していくとなるわけですありますけれども、どこにどのような機能のカメラを設置するかによりまして、金額も大きく変わってまいります。何よりも大事なのはプライバシーの保護、これは最も大事であるというふうに思っております。

先日も、来年度の予算に向けまして地区要望を行了きましたところ、ある地区から防犯カメラの設置についての検討を要望されたところでございます。今すぐ来年度予算でこういうふうにやりたいという計画は今のところありませんけれども、必要な道の駅とかそういうようなところ、あるいは警察でも必要なポイントには設置したというふうに承知しておりますが、今後、国道を往来する車が増えたり、工場が増えて車が多くなる、そういうようなことが想定されますので、今後必要な場所については、地元の皆さんと協議しながら設置をしていきたいと思っております。

地元の皆さんが要望される場合には、県警本部で団体とか自治会に対しまして防犯カメラの設置に2分の1の補助、上限25万円でございますけれども、こういった制度もありますので、それはしっかりPRしてまいりたいというふうに思っております。

役場内の設置につきましては、ここしばらく南佐久の役場内での防犯カメラの設置について新聞報道で話題になっておりますけれども、やはりプライバシーの保護というのは、非常に私どもが考える以上に重要だといえましょうか、慎重にやらなければならないなということを読んだりしながら思ったわけでありまして、そういうことを基本としながら今後の設置計画を作成してまいります。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから1番目と3番目の御質問について答弁を申し上げたいと思います。

まず、公共施設の防犯カメラの設置状況でございますけれども、防犯上のこともあってあまり詳しくは申し上げられない部分もあるんですけれども、場所とすれば道の駅の店内及び建物の外です、それからふるさと公園青木、くつろぎの湯、図書館、未来創造館、それから小学校等に設置をされております。また、具体的な施設名は申し上げられませんが、犯罪抑止のためにダミーカメラを設置している施設もございます。

御質問にもございましたとおり、企業ですとかコンビニエンスストアですとか、最近では個人宅でも設置されている方がおられるようでございます。場所非公開ですけれども、警察でも国道沿いに設置をされているというようなこと、また目的は異なりますけれども、信濃

峠なんかにライブカメラが設置されたりというような状況だというふうに認識をしております。

それから、3番目に村の防犯カメラの設置、管理運用のガイドラインの策定についてということでございます。

こちらは、村では令和2年に青木村が管理する施設における防犯カメラの設置及び運用に関する基準というのを設けております。これは小学校に防犯カメラを設置する際に、学校施設ということで教育委員会が作成したタイミングと同時期に村でも作成したものでございまして、管理責任者の責務ですとか、撮影の範囲また画像の保存とか取扱い、画像の利用及び提供などについての基準を定めております。

実際に先ほども村長の答弁の中にもございましたけれども、小学校に防犯カメラを設置する際には、近隣住民の方からプライバシーに配慮してほしいというような要請を受けまして、そのお宅を直接写らないような対応をしたりですとか、そんなような経過もございまして、この基準に則って設置しているという状況でございます。

また、今現在、先ほども申し上げましたとおり、指定管理者に防犯カメラを含めた管理運営をお願いしている施設もございまして、あらためてこの基準の周知ですとか、徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

防犯カメラを利用する際には、法令遵守やプライバシーへの配慮はもちろんのこと、カメラに写り込む顧客や従業員との丁寧なコミュニケーションで理解を得ることが非常に重要です。導入に先立ち、企画、設計、運用、管理というそれぞれの段階でどのような対応が求められているのかを十分に検討をし、対策を取る必要があります。

カメラの使用目的や録画データの利用方法によって、必要な対応が大きく変わります。画像解析や顔認証の技術が日々進歩する中、カメラの利用目的も防犯だけでなく、サービス改善や業務改善へと広がりを見せていく中、設置者の適切な対応が求められています。

今後の交流人口の増、社会情勢の激変に対応する、そのための安全・安心の村づくりを目指す上で、犯罪の予防を目的として防犯カメラの設置・運用のさらなる展開・取組をお願いしたいというふうに思います。

以上で、大項目1の質問を終わります。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 続いて、大項目2の認知症の人と家族を支える取組について質問してまいります。

2019年6月に認知症施策推進関係閣僚会議で示された認知症施策推進大綱によりますと、2012年の我が国における認知症の人は462万人、軽度認知症（MCI）の人は400万人で、合わせますと65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症その予備軍と言われております。

さらに、2015年の厚生労働省の発表では、2025年には認知症の人は700万人を超える、MCIその人を入れますと約1,300万人となり、65歳以上の3人に1人が認知症とその予備軍となると見込まれています。

私事ですが、私の妻の母は、既に他界をしていますが、認知症でした。約5年間の介護をする中で、徘徊でご近所の方や警察の方に保護していただいたこともありました。目的地を聞くと家に帰るんだと言いました。しかし、それは嫁ぐ前の実家の住所を当たり前のように真面目に言っていたことが印象に残っています。

認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の人自身は普通の行動をしていると思っ

ていることも多く、場合によっては大きな事故につながる可能性もあります。

以上のことから、今後認知症は大きな社会課題になってくる、そう考えます。そこで、本村の認知症の人と家族を支える取組について、中項目2点でそれぞれ各小項目で質問してまいります。

中項目1、認知症の人を支える取組について質問をいたします。

認知症は運動や食事など生活習慣がその発症や進行に大きく影響するため、規則正しい食事や体を動かすことが認知症予防には効果的ですが、認知症の手前の状態である軽度認知症（MCI）の初期症状では、趣味や外出に消極的になることがあり、そのことが認知症の発症につながることもあります。

また、認知症は治療を始めることで進行を遅らせることができるため、早期発見が重要となります。認知症の人は、最近何かおかしいなというような違和感があっても、初期の段階では加齢による見過ごし、自分からその違和感について口に出さないことも多く、家族など周囲の人の気づきが重要となります。

そこで、認知症の人を支える取組について、小項目5点で質問をいたします。

小項目の1として、コロナ禍の影響と、今後の認知症の人の推計について質問をいたします。

新型コロナ症の影響について、コロナの影響により外出を控える高齢者の方も多く、認知症の人の増加が懸念されます。コロナ禍での生活習慣の変容による認知症や軽度認知症（MCI）の人への影響と今後の認知症の人の推計について、本村としてどのように捉えているのか、そのお考えについてお伺いをいたします。

小項目2として、認知症予防の取組について質問をいたします。

第6次青木村長期振興計画の青木村高齢者福祉計画に沿って、高齢者の介護予防健康づくりの取組や認知症予防に資する様々な事業を進めていただいています。

認知症予防事業では、脳力アップ教室、脳と体のストレッチ教室、認知症カフェなどの取組がありますが、これまでの取組状況とこれらの周知方法についてお伺いをいたします。

小項目3としまして、認知症の人の社会参加支援の取組について質問をいたします。

認知症予防では、社会と接することも予防効果があると言われていています。本村にも認知症の人の社会参加のマッチングの取組がありますが、これまでの社会参加支援の状況と今後の参加促進の取組についてお伺いをいたします。

小項目4としまして、認知症の早期発見の取組について質問をいたします。

認知症の多くは発症すると完治は困難と言われていますが、現在では認知症を予防する、進行を遅らせる、そういった方法が随分進んできました。また、少数ですが、認知症の中には治るものもあります。しかし、発見が遅れ、症状が進めば根治は難しくなるため、認知症は早期発見が重要であります。発見は本人や周囲の人の認知症の理解が必要と考えます。

そこで、本村の認知症早期発見の取組についてお伺いをいたします。

小項目5として、医療機関との連携について質問をいたします。

早期発見には、専門の知識を有する医療機関との連携が非常に有効と考えます。また、認知症は糖尿病などの生活習慣病が進行に影響することや、初期症状の倦怠感など、身体の異常、違和感から薬を常用されていたり、かかりつけ医に通われている高齢者も多いことから、地域包括支援センターと医療機関との連携の取組がどのように行われているのかお伺いをいたします。

以上、小項目5点で一括質問をいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 平林議員の認知症の人と家族を支える取組についての、1の2になりますけれども、認知症予防の取組について、私から答弁をさせていただきます。

高齢者の認知症は早期診断、早期の対応が重要でございます。今御質問にあったとおりで

ございますが、予防事業といたしまして、介護予防教室等を開催いたしまして、これらを実施してまいりました。コロナ禍によりまして3年間計画どおりに実施できない時期もありましたが、令和5年度には筋力アップ教室月2回、地区の介護予防教室月1回、脳と体のストレッチ教室月1回、脳力アップ教室年2回、お口の健康相談年2回、講演会の開催等おおむね計画どおりに実施することができました。

また、これらの事業への参加につきましては、村の広報紙、チラシの配布、情報電話、高齢者クラブの総会等の場で周知するとともに、個別にも提案をいたしまして参加を呼びかけてまいりました。

これらは、家族の方にもぜひ正しい認知症、あるいは正しい予防方法を知っていただくことも大事だという視点から、今年の防災訓練の中で消防団員などの皆さんにも参加をしていただきながら、講演会を実施したところでございます。

今後も認知症の予防の事業などをたくさんの人に参加をしていただく工夫をしながら実施をしてまいります。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、最初1項目め、コロナ禍の影響と今後の認知症の人の推計についてですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、全国展開が求められ、高齢者の方が感染を恐れて外出を控えることによりまして運動不足ですとか人との交流が減り、孤立状態になることでフレイルや認知症になるおそれが指摘されております。

現在、コロナは2類から5類に引き下げられ、感染拡大は若干落ち着きを見せ、コロナ禍以前の日常生活が徐々に戻りつつあり、村の健康体操や集いの場等のイベントにつきましても再開できるようになりましたが、一度変わってしまいました生活スタイルはなかなか戻りづらく、気力が湧かない等の理由によりまして、人との交流や外出等を行わず引きこもってしまう高齢者の方もおり、今後認知症になったり重症化したりする方が増加することが懸念されております。

また、軽度認知症の方につきましては、記憶力に軽度の低下が認められ、物忘れが多くなったと感じる場合には、医療機関に早めの受診が必要になります。国によりまして軽度認知症の方につきましては、1年間で5%から15%の方が認知症に移行する一方、16%から41%の方は正常な状態等に改善をするというようなことが言われております。

適切な認知症予防策を講じることで、認知症への移行を遅らせることができたり改善され

ることが期待されております。

このようなことから、村では様々な健康教室・運動教室やイベント等の参加につきまして、個別に声かけ等を行うことによりまして、積極的に参加を呼びかけており、今後も引き続き行ってまいります。

また、認知症の方の推計につきましては、県の推計によりますと、令和7年度に65歳以上の高齢者の11.4%、令和22年度には13.3%の方が認知症になると推計されております。また少し古いデータになりますが、平成29年度の国の高齢者白書によりますと、令和7年度には5人に1人、約20%が認知症になるという推計もございます。

県の推計を当青木村に当てはめると、令和7年度には約180名、令和22年度には約210名程度になる予想でございます。

いずれにいたしましても、高齢化が進んでいく中で認知症になる高齢者も増加していくことが見込まれるため、今後も引き続き認知症予防のための取組を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3項目めの認知症の人の社会参加支援の取組についてですが、認知症の方が人と交流し、社会に参加することで発症の予防、重症化が抑えられるということが言われております。村では、高齢者クラブでの活動やボランティア活動等に支援を行うとともに、各種健康介護予防教室や集いの場等を実施するとともに、認知症について正しい知識を持ち、認知症の方や御家族を見守る支援者を養成する認知症サポート養成講座や、その受講生を対象にしたフォローアップ研修を実施しております。

高齢者が地域社会で各種活動に参加しやすい環境を整備し、人と人、人と社会がつながり、それぞれが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会を目指した取組を推進してまいります。

続きまして、4項目めの認知症早期発見の取組についてですが、認知症は早期に発見し治療することで進行を遅らせることができます。そのためにも、御家族の方などが認知症を疑いましたら早めの相談、対応が必要です。

村の地域包括支援センターでは、定期的に高齢世帯の戸別訪問を実施するとともに、民生児童委員さんにも独居の高齢者、高齢の夫婦世帯等を訪問していただき、情報共有することにより、認知症の方の早期発見に努めております。また、村で実施しております物忘れ相談会等での相談も実施しております。

続きまして、5項目めの医療機関との連携についてでございますが、村の地域包括支援セ

ンターでは、認知症の方やその疑いのある方を定期的に訪問し、状況の確認を行い、家族支援を行うとともに、かかりつけ医と連携しながら、治療が必要な方に対するサポートを行っております。

また認知症サポート医等と定期的に情報共有を行い、適切な対応ができるような体制づくりを引き続き行ってまいります。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいま御回答いただいたとおりで、外出頻度の低下が認知症の増加に影響する可能性がある、そう考えて推計の上振れを見込まれていると理解をいたしました。

認知症になっても住み慣れた地域で、できる限り長く安心して暮らしたい、認知症の人に優しい地域づくりを推進していただきたいというふうに思います。今後も行政のなお一層の支援をお願いして、続いて中項目2の質問をしてまいります。

中項目2は、認知症の介護家族を支える取組についてであります。

認知症の人は、身体的には健康な人も多く、リハビリや介助を拒否されたりすることがあります。また、症状の進行に伴い介護の負担が高まることから、認知症の家族は心身ともに非常に負担が高く、認知症の人への支援同様に御家族への支援が大変重要と考えます。

以上のことから、介護家族を支える取組について、小項目7点で一括質問してまいります。

小項目1としまして、家族介護支援の取組について質問いたします。

認知症のサポートや介護される家族は、徘徊や火の取扱いの心配から常に目が離せない状態となることが多く、また、周囲に迷惑をかけたくないという思いから、問題を抱え込み心身ともに疲弊されている方も多いと考えます。本村では、認知症家族、介護教室等、御家族や介護者向けの様々な取組を進めていただいています。

そこで、各事業の取組状況と課題についてお伺いをいたします。

小項目2として、高齢夫婦世帯への見守りについて質問いたします。

全国的に核家族化が進み、高齢者世帯が増加する中、本村においても高齢者世帯は増加傾向であり、その中でも高齢夫婦世帯は年々増加をしています。本村の独居高齢者の取組として、独り暮らし高齢者等登録制度があり地域での見守りをされていますが、65歳以上の高齢者世帯においては、要介護4以上の認定を受けている人がいなければ登録されません。認知症では要介護3の方でも徘徊や大声を出して抵抗するなどの症状が見られることも多く、このような世帯においては、夫婦世帯でありながら実態としては独り暮らし高齢者同様の状態

となっていると考えます。

そこで、高齢夫婦世帯への見守り支援について、本村の考えをお伺いをいたします。

小項目3として、相談窓口等の周知促進とスマート窓口推進について質問いたします。

家族の介護をすることになったが、どんな介護サービスがあるか、どこに相談すればよいのかといった声を村民からいただきます。既に介護に関わられている方や、過去に関わった方はよく理解をされていますが、初めて介護や認知症に関わるようになった方の多くは、どこに行けば、どこで聞けばよいのかということで困られています。

認知症は誰もがなり得るものであるため、必要になったときにすぐに相談やサービスを受けられるように、窓口等の周知にはデジタルツール活用など、多様な手段が必要と考えます。また、介護で追われる中、その手続も簡素化・効率化したスマート窓口、行かない、待たない、書かない窓口が必要です。そこで、本村の地域包括支援センター、福祉相談窓口やガイドブック等の周知促進の取組と、スマート窓口の推進についてお伺いをいたします。

続いて、小項目4としまして、徘徊高齢者の状況について質問をいたします。

認知症が進行すると徘徊行動が現れるケースが多くあります。令和4年の警察庁発表では、認知症やその疑いで令和3年に行方不明になった人は1万7,636人でした。これは、警察署に届出があった数であり、家族などが発見をし、警察に届けられないものもあるため、実際にはもっと多くの方が徘徊で行方不明になっていると思われれます。

そこで、本村の状況、発生数と取組についてお伺いをいたします。

続いて、小項目5として、徘徊高齢者等事前登録制度の取組についてお伺いをいたします。

2014年に厚生労働省が発表をした行方不明になった認知症の人に関する調査結果の公表等では、2013年度に行方不明になった認知症の人の約3%の人が年度内で発見されていないと報告されております。

行方不明になった方を早く発見・保護しなければ、大きな事故につながる恐れがあります。徘徊や行方不明を防止するには、ソフト面での周囲の見守りとハード面での出かけたことに気づける環境にするなど有効だと言われています。徘徊で行方不明になられた方を地域も協力をし発見するため、徘徊高齢者・障害者等事前登録制度があります。

そこで、本村の近年の登録者数と登録推進の取組についてお伺いをいたします。

続いて、小項目6として、GPS機器助成についての質問をいたします。

現在では、徘徊高齢者の発見ツールとして様々な機器やアプリがあります。徘徊者検索機器、手持ち型、靴型などのGPS機器やシステムを個人で利用されている方も多くいると聞

いています。

そこで、GPS導入への助成を提案いたします。村の考えをお伺いをいたします。

最後ですけれども、小項目7として、施設サービス利用促進の取組について質問をいたします。

認知症も症状が重度になると、自宅介護は困難となり、施設サービスを受けることとなります。施設を利用するには地域包括支援センター等で施設情報を入手し、最終的にはご家族の方が選定をしますが、特別養護老人ホームや住宅型有料老人ホームなど、施設ごとの特色があり、初めて介護をされる経験や知識のない方には、点在する情報を入手をし、施設を選択することは非常に難しいと考えるため、施設情報サイトの開設を提案させていただきます。また、施設情報提供と選定支援の取組についてお伺いをいたします。

以上、小項目7点で一括質問をいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

1項目めの家族介護支援の取組についてでございますが、介護が必要な方に対しましては、介護保険制度の公的な在宅施設サービス等を利用していただくことによりまして、介護する御家族の負担を軽減することができますが、村としましては、独自の支援策といたしまして、介護に関する知識を広げたり、簡単な介護の方法等を学ぶ「よく分かる介護教室」、認知症への理解を深める脳力アップ教室、認知症の方やご家族を見守る支援者を養成する認知症サポート養成講座、認知症の方とその家族を支える介護を行う家族が情報交換を行ったり、リフレッシュする場としての介護者の集いを開催しております。

また、寝たきりの認知症の方を介護している方に対しましては、慰労金を支給するとともに、要介護者を在宅で介護している方に対しましては、紙おむつの補助金を支給しております。

今後の課題といたしましては、家族介護者を支えるため、介護保険サービスを含めた様々な支援事業があるということを家族の方に周知するための広報等が必要であるというふうに認識しております。

続きまして、2項目めの高齢者夫婦世帯の見守りについてでございますが、高齢化が進む中で、独居高齢者だけでなく高齢者夫婦世帯は増加傾向にあり、孤独死等を防ぎ高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる体制を確保していく必要があると認識しております。

高齢者夫婦世帯への見守りとしましては、地区の民生委員さんによる見守り支援、民生委員さん等からの情報により地域包括支援センターにより戸別訪問も行っております。また、食事の買い物や調理が難しい世帯等を対象に、食の自立と安否確認も兼ねての配食サービスの実施、緊急時の連絡、安否確認に利用できる緊急通報装置の設置や、民間事業者と高齢者等の見守りのための包括協定の締結を行う等、高齢者の見守り支援を行っております。

続きまして、3項目めの相談窓口等の周知促進とスマート窓口推進についてでございますが、現在役場におけます相談窓口の案内等は、暮らしの便利帳や村の広報、ホームページ等で周知を行っております。

また、地域包括支援センターで行っております事業の内容等は、民生児童委員会、区長会等で説明を行い、住民の方へ周知をお願いするとともに、高齢者クラブの総会等におきましても、参加者の皆様に説明を行っております。引き続き、事業の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、各申請手続等につきましては、法令に従い実施しているものも多々あるため、すぐに簡素化というものは難しいものはありませんが、今後国のほうでDX化の手続が進むようであれば、対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、実際村のほうでもシステムを管理しておりますベンダーの企業のほうから提案といえますか、説明を受けたことがございますが、実際に行かない、待たない、書かないというスマート窓口の体制を構築するには、まだまだ多くの課題があるものというふうに認識しております。

4項目めの徘徊高齢者の状況についてでございますが、徘徊高齢者につきましては、御家族から警察へ届け出るケースや村に直接相談されるケースがございます。

村としまして徘徊高齢者の全体件数は把握しておりませんが、村に相談される件数は年に数件で、警察等と連携して対応するとともに、民生委員さん等にも御協力をいただいて対応しております。

また、全国では、先ほど議員の質問にありましたように、令和4年の警察庁の発表で1万7,636人という徘徊高齢者の数が報告されておりますが、これは10年間で約倍になっており、今後も増加していくものと懸念されております。

5項目めの徘徊高齢者等事前登録制度の取組についてでございますが、現在村では、徘徊高齢者の事前登録制度というものを実施しておりませんが、今後高齢化が進み、認知症高齢者が増えることに伴い、徘徊高齢者の増加が予想されますので、制度を導入しております他

市町村の状況等、情報収集を行い、必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして6項目めのGPS機器の助成についてでございますが、徘徊高齢者発見のためのツールには多様なものがあるということは承知しておりますけれども、村内での利用状況等については把握しておりません。村での機器への助成につきましても、他市町村の利用状況等を情報収集を行い、必要性について検討させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、7項目めの施設サービスの利用促進の取組についてでございますが、介護保険施設等の高齢者施設の情報につきましても、村の地域包括支援センター等でも、全ての施設の詳細な情報を把握しているわけではございません。また、インターネット等で検索を行えば、地域ごとの施設の種類等の詳細な情報を探すことができますので、村で独自に施設情報サイトの開設というものは、現在のところ考えておりません。

ただし、本人や御家族等から相談があれば、知っている範囲内での情報提供は行い、相談に乗っております。また、担当の居宅介護支援事業所のケアマネジャーのほうでも相談にのってもらえるはずで、情報を入手した後に直接施設を訪問すると、説明を聞き、最終的には御家族と御本人のほうで施設を決定してもらおうということになると思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

認知症の人に優しい地域づくりを推進していくためには、在宅で共に暮らす家族の支援を欠かすことはできません。行政に求められることは、家族に理解できるような適切な説明や情報提供ができること、家族の意思や状況を的確にアセスメントし受け止めることができること、利用可能なサービスを紹介できること、家族の一時的な休息に配慮できることなどです。

認知症の人の症状も介護者の状況や環境も個別性が高く多様です。その支援には多角的な視点を持ち、柔軟な対応を行うことが望まれます。少なくとも認知症の人と家族など介護者が孤立しないよう、今後もさらにきめ細かな支援と人の心の痛みの分かる行政をしていただくことを期待して、大項目2の認知症の人と家族を支える取組について質問を終わり、私の全ての質問を終わります。

御答弁をいただいた村長、それから各課長様、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 平林議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

議場の時計で50分、14時50分再開でお願いいたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

---

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（松澤正登君） 2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、2点につきまして、一問一答形式にて質問しますので、ご答弁よろしくお願いいたします。お疲れさまです。

では、まず初めに、人権施策についてであります。居鶴議員からもいろいろ出まして、かぶるところがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

居鶴議員からありましたように、今年も12月4日から人権週間が始まりました。それから、12月10日が人権デーでありました。第2次世界大戦後の昭和23年12月10日に開催された国際連合総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言が採択されました。この採択された日、12月10日を人権デーとして決めているわけです。日本では毎年12月4日から10日までを人権週間と定めて取り組んできています。

そこでということではありますが、先ほど答弁の中に、人権擁護委員さんによる相談と公用車による広報活動というのがありますが、青木村として人権週間での行事や啓発活動、これ以外に何かあったら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えします。

国では毎年12月4日から10日までの1週間を人権週間と定めて、全国的に人権啓発活動を行っておりまして、今年も実施されました。

青木村におきましても、この期間に合わせて、繰り返しになりますけれども、人権擁護委員による人権相談、広報車の村内巡回、また広報紙による広報や人権に関するチラシを全戸配布する等の啓発活動を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

いろいろな働きがあると思いますが、それを踏まえて聞きます。

それで、昨年も人権施策について、村民への啓発をどのように考えるかという質問をしたところ、答弁で、人権を取り上げ教育委員会だけでなく、住民福祉課とも連携して講演会や学習会等を実施していくというお答えをいただきました。今年度行った人権の講演会や学習会については、どのようなものがあつたのかお教えいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今年度実施いたしました人権に関する講演会等につきましては、この11月7日、青木小学校で開催しました人権講演会がございます。これは、村と教育委員会との連携により、保護者の方だけではなく、一般の方も対象として実施したものであり、啓発品の配布と併せて、村の人権擁護委員の方にも参加していただき、お話をしてもらい、多くの皆様に参加していただきました。

人権に関する講演会につきましては、来年度につきましても、教育委員会等と連携し実施のほうを検討していきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 先ほども教育長さんからP T A講演会については説明がありました。

ただ、これは毎年同じように行われている小・中学校の講演会で、これ以外にということで、昨年もどうか村として、そういう講演会をしていくという御回答をいただいたと考えているので、また来年度に向けては、違う場面でそういう学習会、講演会等を計画していただきたいと要望します。

小学校のPTA講演会で、先ほど言われたように、情報電話で放送されたことによって、多くの方が来られて、講演された方も地域の方がいっぱいいたねと、講師の先生も言われていました。情報を流すということは、大変いいことだなということでもありますので、ぜひともそういう場面をほかにもつくっていただくことを、ぜひともお願いしたいと思います。

また、小学校では、人権擁護委員さんによる人形劇等が行われ、低学年が大変興味深くもって、いじめ等についての勉強をさせてもらいましたし、小学校のPTAの主催による先ほど出てきた弁護士さんによる高学年への人権、いじめの話については、とても具体的な話があり、高学年の皆さんが興味深く真剣に聞いていた姿がありました。そのような取組を、これからも学校職員以外の第三者の方が、そういうことを話す、人権だけでなくいろいろなこともそうですが、そういう方たちが来て実際のことを話していただくと、子供たちにうんと落ちるのだなという気がしていますので、これからも取組をよろしくお願いしたいと思うところでもあります。

そこで、次に、これも居鶴議員がありました性自認・性的指向に関わる施策についてありますが、LGBTQの人権推進施策について伺います。

小根沢課長のほうからもありました性的少数者への理解増進法が6月に成立して、この法律は性的指向や性自認に基づく差別の減少により、LGBTQの人々が尊重され、安心して生活できる環境を整えることを目指しています。

性自認や性指向など、性の多様性を尊重する宣言を行う自治体、また、こうした宣言と併せて性自認・性指向に関わる施策を条例や要綱に位置づけて推進する取組が広がっています。性自認や性的指向に関する施策を条例や要綱をはじめ、村政の中にどのように位置づけるべきと考えているのでしょうか。

また、性的指向や性自認を本人の同意なく暴露するアウティング、これについても少し前の新聞に出ていました。また、今日の朝の高校生の新聞に対するやつで、松本工業さんの女の子のアウティングについて知ったというのがありました。アウティングの禁止に関して、10月1日現在で、少なくとも12都府県で26自治体が条例で明記し、3年間で約5倍に増えたことが、22日の地方自治研究機構と各自治体への取材で分かりました。6月成立のLGBTなど性的少数者への理解増進法には、その中にアウティングの禁止が明記されていません。人権擁護に取り組む自治体が国に先んじて、性的指向などの条例の中に、アウティングに関する規定をしている自治体が、ここ3年間で5倍の26自治体になっています。

そこで、村では性的指向や性自認に関する条例を制定し、その中にアウティングの規定を

明記するお考えはおありでしょうか、お伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

性的指向や性自認を本人に同意なく暴露するアウティングの禁止に関し、条例で規定している全国の自治体は、議員御指摘のように、2020年の5自治体から現在26自治体に、5倍ほどに広がっております。内訳といたしましては、2県、18市、1町、5の特別区となっております。この中には現在のところ長野県及び県内市町村は含まれておりません。

村といたしましては、県及び県内市町村の今後の動向等を踏まえた上で、制定については今後検討をすることを考えてまいりたいというふうに考えております。

ただ、基本的にはアウティングについては、重大な人権侵害のおそれがあることから、本来的には国が率先して取り組むべき内容ではないかというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

そうですね、県でもパートナーシップのことが出てきていましたので、これからもこういうことが増えていくので、意識して村でも考えていただければと思います。

そこで、また先ほども小根沢課長さんのほうから出ました県で性の多様性を尊重するための職員ガイドラインというのがあるというのを伺いました。村ではこのガイドラインを活用し、性的指向や性自認に対して必要な配慮を行うことが、男女共同参画社会の実現や人権の観点からも求められていることを認識すれば、県のガイドラインを活用することは大切だと考えています。でも村としてガイドラインを導入して各部署に配るという話を、先ほどされました。

そこで、そのガイドライン、配るだけではないと思いますので、性の指向や性自認に関する学習会といいますか、講習会等も、職員の方にしていただけないかということでもあります。この前の新聞の中にも、先ほどから窓口の話も出てきましたが、新聞の中で、窓口の担当者が知識不足から不適切な対応をし、当事者が傷つくケースもあるといい、研修の充実や相談しやすい環境づくりが重要だとしているという性的少数者のことについての記事がありました。ですから、ガイドラインを周知するためにも、職員の方にそのような研修をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えします。

県で作成しました性の多様性を尊重するための職員ガイドラインにつきましては、先ほど居鶴議員の質問にもお答えしましたように、職員に対して周知をし、活用を図ってまいりたいと考えております。また、このガイドラインにつきましては、性の多様性を理解し、職場等の場において考慮すべき内容等重要な視点が記載されており、大変に役に立つ内容になっているという意味もあります。また、県におきましても、このガイドラインの活用を広く要請していることから、村においても同様の取扱いをしたいというふうに考えております。

また、このガイドラインを配布するだけではなくて、講習会、研修会等を計画していただきたいという御指摘でございますが、これにつきましては、住民福祉課の職員のほうで勉強いたしまして、他の課の職員に講習会等を開催していくように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

日本でもSDGsに対する意識や取組が、いよいよ根づいてきています。一方で、日本人はSDGsイコール環境と思い込み、人権配慮には関心が薄いのではないとも言われています。性の多様性理解の促進、多様な性の在り方を尊重について進めることが、自治体施策として不可欠なものとなっています。国においても誰もが自分の性的指向、性自認を尊重され、自分らしく生きる社会をみんなでつくっていきましょうと啓発しており、世界においてもLGBTQを含む多様化する性的マイノリティーへの対応が進められています。性の多様性は、個人の尊厳に関わることとして、尊重されるべき大切なものです。村として人権を尊重し、多様性を認め合う地域を目指していただくことを要望します。

次に、昨年も質問しました同和地区についての問合せに対するマニュアルづくりについてお聞きします。

依然として、各市町村への問合せが後を絶ちません。土地差別の解消を図っていくためには、忌避意識の解消が大きな課題です。同和地区に対するマイナスイメージを要因として、忌避意識が生まれてくることから、その解消に向け、村民の人権意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めていくことが重要です。

昨年の質問の答弁で、近隣の市町村のマニュアル等を参考にさせていただきながら作成について検討していきたいというふうに考えておりますと答弁されておりました。その際、こち

らとしては、近隣自治体と同じものをつくって同じよう対応できることがよいのではないかと要望しましたが、近隣自治体と連携を取り合って作成などはできたのでしょうか。お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

人権の問合せ等に対する対応マニュアルにつきましては、近隣市町村のマニュアルを参考にした上で、その内容につきましては、村の人権擁護委員の皆様にも内容を確認していただいた上で、意見を伺い、作成いたしました。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

そのマニュアルは、どの部署に置かれているのか、職員全員なのか、各窓口なのかということであります。各地で問合せは、役場窓口や教育委員会、小学校そして保育園などにも問合せが来ているようです。村内でマニュアルを共有する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

マニュアルができましたら、それに対する職員の部落、同和問題に関する正しい知識が大切と考えます。先ほどの性指向、性自認についても同じだと思います。昨年でも質問でお話ししましたが、教職員の中でも部落問題について、青木中学校のことですが、聞いたことがないという人が3人いました、以前でありますね。ですから、職員が部落問題について正しい知識を得ることが大切と考えます。

マニュアルの配布箇所についてと、職員に部落問題についての研修、学習会を行う計画はあるのかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほど答弁いたしました対応マニュアルにつきましては、役場、教育委員会の係長以上の皆様にはマニュアルを配付し、内容等について説明を行いました。また、全職員に対してマニュアルの提供も行いました。

職員に対する研修、学習会等につきましては、人権全般に対する内容としての研修会等を開催するかどうかを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

先ほどの窓口対応というのが出てきていますが、いろいろなところで、そういうことについて聞いているという場面があるので、窓口の職員がまずそれを聞いたときに、それは問題だと感じる、どうしたらいいかというところが大切なんだと思います。自分も上田市役所のほうで6年間窓口のところをやらせていただきましたが、大変だなということでもあります。でも、それなりの対応マニュアルがあれば、読んでいけば分かるのかなと思いますが、と同時に、自分のときにあった上田市のマニュアルが、昨年聞いたら分からない、その窓口の人たちが、引き継ぎができていないというのがあるかと思うんです。何かあったときに対応マニュアルは、引き継いで、そこではそうだという何かを提示しておかないと、後になっていくと、それが忘れられて、そういうものがあつたのかということになってしまうので、またそこら辺も役場職員の中で共有できるようにしていただきたいと思います。

さらに、まだ差別落書きだとかインターネット、先ほどのインターネットでの悪質な書き込み等がある、同和地区や同和地区出身者への忌避意識、差別意識が根強く今も残っています。先週も上田市の人権の研修会の中で、PTAの代表の方が来たら、話を聞いたら、まだそんなことがあるのですかというようなことでありますが、見えなくなっている部落問題であります。それを解決するためには、一人一人が同和問題について自分の問題として捉え、意識や行動を見つめ直す取組が必要だと思います。

そこで、この東御市の差別事象対策ガイドというのがありまして、その中に、職員の責務について、このようなことが書かれています。東御市の職員は市民一人一人の生活に密着し、様々な人権に深く関わっています。部落問題をはじめとする様々な人権問題を解消する責任を担っており、人権・同和教育及び啓発の推進者としての役割が求められますと、最初に東御市の対策ガイドにあります、いろいろなこういうことについては、こうしたほうが良いという事例が載って、どういうふうに対応したほうが良いというのが載っています。

また、職員の皆さんも、そういうことで勉強していただければと思っていますが、よろしくお願いたします。

人権擁護に積極的に取り組む自治体というように、人権施策にこれからも取り組んでいただければと考えています。

以上です。

次に、自殺対策について質問させていただきます。

人口動態統計による令和3年の自殺の状況は、長野県では自殺者数325人です。こ

れは昨年の交通事故で亡くなった人は46人、長野県ではですね。ですから、断然自殺の方のほうが多いということになります、全国では2万人強であります。ですから、長野県では1日およそ1人が自殺で亡くなっておるといふ非常事態が続いているという状態です。

特に30代から50代の男性の自殺死亡率高く、かつ自殺者数も多い。また、80歳以上の男性の自殺死亡率高い。女性は20代の自殺死亡率高く、30代以降は年代が上がるにつれて自殺死亡率高くなっています。特に顕著となっているのは、女性や若者の自殺者数が急増しているということです。この若者、上田市地区が一番県でも多いという状態です。

県の子供自殺対策プロジェクトチームの資料を見ても、この中に、未成年者の自殺死亡率は全国平均を上回って推移していると、長野県では。令和3年度の未成年者の自殺死亡率は、全国、長野県ともに上昇しているとあります。子供たちにとっても、新型コロナウイルス感染症の影響は大変大きく、楽しみにしていた様々な学校行事が中止になったり、思うように勉強が進まず受験への焦りを抱いたりしています。家計の急変による経済的な困窮など、悩みを抱えた子供も多いと思います。加えて、最近では芸能人の自殺と思われるショッキングな事案が続けて報道され、その影響が心配されます。

そこで、自殺対策における村での相談窓口の周知や啓発方法について、また、子供の自殺を予防するために、村ではどのような取組を行っているのかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

自殺対策についてですが、自殺対策の啓発のポケットティッシュですとか相談場所等が記載されたリーフレットを、役場の窓口に設置いたしました。また、リーフレットにつきましては、保健指導員の皆さんにも配布し、村民への周知に活用してもらっております。

また、9月10日から16日の自殺予防週間に合わせて、ポスターの掲示、広報紙、情報電話において、心の健康相談、弁護士相談等の事業の周知を図っております。

子供の自殺予防につきましては、相談窓口の記載されたリーフレットを学校に配布してもらっておりますし、また教育委員会におきましては、学校の担任の先生やスクールカウンセラーが子供たちに丁寧に面接等を実施し、悩み事がないかどうかの相談を受け、子供たちに寄り添った丁寧な対応を行っているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

取組がされていると、また自殺予防週間については、また後でしたいと思いますが、次に、自殺で家族を亡くされた御遺族への支援について伺います。

突然大切な家族を亡くされた人にとって、現実を受け止めることも困難な中、死亡に係る手続を含め、役場における様々な手続をしなければならないことは、大変な負担となります。そこで、寄り添いの仕組みが遺族支援という点からも必要になります。また、御遺族のメンタル面でのケアや、同じ境遇にある当事者の会の御紹介なども必要です。ある自治体では、自殺に限らず、どんな理由であれ御家族を亡くされ死亡届の手続をしに来られた全ての人に対して、「ご遺族の方へ」という冊子をお渡しし、必要な手続や相談窓口が分かりやすくするといった取組もしているそうです。

そこで、青木村は今まで遺族支援について、どのような取組をされてきたのか、また今後はどのようにしていくのかの考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

遺族支援についてですけれども、今まで自殺された遺族の方に直接支援として関わってきた事例はございませんが、広報紙等で自死遺族の会の交流会の案内等を広報しております。

今後につきましては、今まで関わった経験がないので、最初の対応はなかなか難しい面もあるかと思いますが、支援が必要な遺族の方に対しましては、本人に寄り添って丁寧に話を聞き、気持ちの整理をしてもらおうお手伝いをしていき、必要があれば専門機関等につないでいくといった丁寧な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしく願いいたします。

手続の方法とか、そのようなガイドブック等も、よろしく願いしたいと思います。

これ、今、亡くなった方のあれであります、今度はその予防についてであります。自殺の原因は圧倒的に健康問題と言われております。私が思うに、心の病が多いのではないかと思います。近年、自殺の最大の要因は鬱病と指摘されております。現在、鬱病者数は急増しておりますが、十分な対策は講じられていないのが現状のようであります。鬱病は早期発見、初期対応を、これも先ほどの認知症と一緒にありますが、みんな一緒ですね、考えます。村では心の健康相談を行っていますが、相談に来られる方は数名のようであります。個人情報も

あり、鬱病の方を把握することはなかなか難しいとのことでもあります。

そこで、鬱病に関する知識の普及啓発に取り組むことが大切と考えますが、村として鬱病の啓発、または鬱病への取組についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

鬱病に対する村の取組状況でございますが、健康診断、乳幼児健診、各種健康運動教室等、心の健康相談や個別の訪問等、直接住民に接し様々な保健事業を村では実施しているため、それぞれの事業を通しての対応ができる場合、また民生児童委員、人権擁護委員、保健補導員等からの情報等から対応が必要な場合には、個別対応、必要に応じて医療機関、保健所、県の精神保健センターへの専門機関へつなげる対応を行っております。

また、ゲートキーパー研修の中でも、鬱病の初期症状等を学び、対応が必要となる場合の気づき等も学んでもらっております。

また、産後鬱につきましては、母子相談や産後健診等を通じて、医療機関とも連携した対応に努めております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。ありがとうございます。

そうですね、そういう公の場に出て来られる方は、鬱病としてもいいかと思うんですよ。うちに籠もってしまっている方、先ほど出た民生児童委員の方が家庭訪問をしていただいたりしながら、発見といいますか、相談に乗っていただければというふうに考えます。

鬱病は、本人をはじめ家族や知人が適切に対処し、また環境を整えることで、早期発見、早期治療ができると言われております。そのためには、地域において、住民の活動、相談や治療を行う支援機関の活動など、様々な取組が展開されることが求められています。村は行政サービスとして鬱対策を行うとともに、これらの活動の取りまとめ役として大きな役割を担うことが大切ではないでしょうか。いつでも相談できるという安心感を持てるような取組を、これからもお願いします。

また、先ほども小根沢課長さんから出ましたゲートキーパーについてお伺いします。

「最近人がいつもと違う様子ということはありませんか。周囲が気づかぬうちに一人で大きな悩みを抱えて、精神的に追い詰められ、最悪の場合は自ら命を絶ってしまうことも。大切な人の命を守るために、いつもと違う様子に気づいたら、勇気を出して声をかけてみま

せんか」とゲートキーパーの研修への呼びかけがありました。

自殺対策にゲートキーパーの役割が極めて重要であると考えますが、村でも気づきを大切に、必要な支援が行えるようにと、ゲートキーパーの研修を計画して年1回5年間で受講者数100人としてきましたが、今までの研修はどのような場で行われ、また、どのくらいの方が参加されたのでしょうか。そして、今後の研修の取組についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ゲートキーパー研修についてでございますが、村では令和4年度に保健補導員の皆さんを対象に、ゲートキーパー研修を実施いたしました。保健補導員の方30名ほどの方に参加していただきました。また、令和5年度、今年度につきましても、年明けの来年の2月に実施予定でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 5年間で30人ということでよろしいですね。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 令和4年度の研修の参加人員が30名ということでございます、1年間の。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 計画では、5年間で100名という目標があったかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ゲートキーパー研修等につきましては、コロナ禍という状況もございましたが、令和4年度に初めて研修を実施いたしまして、先ほど申し上げたように、保健補導員の皆様方30名の方に参加をいただきました。今年度も来年に予定でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。すみません。

そうですね、ゲートキーパー、主に身近で見守り、小さな変化を見逃さず声がけし支援につなげる。保健師など専門の職でなくても、その役割を担うことができます。悩みに寄り添い、孤独や孤立を防ぐには、SOSを察知し声がけするゲートキーパーの存在が重要です。身近にいて話し相手になり、専門的な支援が必要なら、それを受けられるよう背中を押すと

というような、特別な研修や資格は要らないので、それぞれの立場でできることをできる範囲で行えるような啓発や働きかけもできるかと思っておりますので、ところどころで、そういうような小さなところで、こんなことがあるということを、研修などをしていただければと考えていますが、よろしくお願いたします。

次に、先ほど出ました自殺予防週間等についてであります。自殺予防週間、自殺対策強化月間というのが長野県でも設定され、それについて、村でもこのように行いますよというのが掲示されているわけですが、長野県の自殺予防週間は9月10日から先ほど16日まで、自殺対策強化月間は令和4年3月にありました。そのときの村のどのようなことをやるというのを見ますと、村は、先ほど話があったメンタルヘルスに関する相談を受け付けております。保健師が対応しますというのが社協さんのあれですね。もう一つが、生活全般に関する相談を受けています。弁護士と司法書士による法律相談を4回ずつ、併せて実施しますというのが、毎年同じように出てきているわけがあります。

できれば、近隣の長野市さんはもっと詳しくいろいろな細かいことが載ったりしています。村としても週間や月間で強化した取組や内容が、もう少し細かくというか、何か特別なものがあつたりするといいなというふうに要望したいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

最後になりますが、来年度、先ほども居鶴議員のほうからありました、いのち支える青木村自殺対策計画、5年間になりますが、推進計画が来年新しくなるかと思っております。それについてであります。自殺対策推進会議、これは健康寿命延伸プロジェクト推進会議に併せて実施とありました。推進会議のメンバーは、健康寿命延伸プロジェクトのメンバーだけなのかお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

青木村自殺対策推進会議につきましては、自殺対策が結果的には健康寿命の延伸につながるという考えから、健康寿命延伸プロジェクト推進会議に併せて実施することが適当であると考えております。そのため、両会議のメンバーは同一ということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

と思っておりますが、その計画を見ると、多岐にわたって各部署でいろいろなところで取組になるように書いてあるわけです。ですから、できればそこだけではなくて、多くの方が、年1

回になっているし、ですから、集まっていたいで情報交換できるような場が、来年はそういう計画にさせていただきたいと、ひとつお願いします。

最後で本当に、この5年間の自殺対策計画の評価と次期計画の重点についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 塩澤議員から、村の自殺対策について何項目が御質問いただきました。

青木村自殺対策計画の評価と次期計画について答弁を申し上げます。

この自殺対策計画の評価につきましては、令和4年度までの評価といたしまして、コロナ禍の中、感染対策を取りながら、自殺をする対策を支える人々の人材育成につきまして、特に支援あるいは見守りをするゲートキーパーの研修等各種研修会の実施や、住民の相談情報等の啓発と周知等のリーフレットの配布、相談会の実施、高齢者の方には健康教室や講演会等に積極的に声かけを行い、家に閉じ籠もることの防止をしたりしておりました。また、悩みを抱えている人への個別の相談支援等を、おおむね実施することができたというふうに評価をしているところでございます。また、役場内では情報共有をスムーズに行うことができました、連携した対応を取ることができたかなというふうに思っております。

次期計画につきましては、全国的にコロナウイルスの影響等もありましたが、その他にも様々な要因によりまして、女性や子供たちの自殺が増えているという現状があるために、子供や若者あるいは女性に対する支援を重点的に考えていきたいというふうに思っております。また、基本的な認識といたしましては、1として、自殺は追い込まれた末の死であること、2として、その多くは防ぐことができる社会的な問題ではなかったのか、3として、自殺を考えている人は、何らかのサインを外に出していることが多い、4として、自殺や精神的疾患に対する偏見をなくす取組が必要であると、このようなスタンスを重点として、次期計画の策定に取り組んでまいります。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

それでは、先ほどの認知症の話の中にもありましたが、介護予防研修なども保健師さんが各一人一人に細かく電話をかけていただいて、出てくるように本当に働きかけて、一生懸命動いてくれているなということで、この人たちの頑張っている姿がありました。

今後も悩みを抱える方を社会全体で支える取組など、自殺対策の強化を図って、関係機関と一丸となって、村民のかけがえのない命を守る取組を進めていただくことをお願いします。思いやりのある村づくりを、これからもつくっていただきたいと思います。

御答弁ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 塩澤敏樹議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 沓掛計三君

○議長（松澤正登君） 続いて、9番、沓掛計三議員の登壇を願います。

沓掛議員。

〔9番 沓掛計三君 登壇〕

○9番（沓掛計三君） 議席番号9番、沓掛計三です。

5年に一度の水張りについて、一問一答ということで、答弁をお願いいたします。

私は議員であるとともに、職業欄には農業と記載しております。主たる農業は、水田を中心に営んでおりますので、農業者の立場から御質問したいと思います。

今回、この国の水田活用交付金制度の変更は、中山間地農業地帯である青木村の農業経営の危機でないかと思っています。青木村議会の令和4年第2回定例議会に、議員発議により、水田活用の直接支払事業に対する見直しについて、意見書を国に提出しております。この事案については、村議会で十分検討して、国に白紙撤回を求めてまいりました。この要望には、農業現場の実情、課題を検証し、農業経営に支障が生じないようにと盛り込まれていますが、大きな支障が出ているかと思っています。

青木村は、今まで国の減反政策に合わせて、転作作物の収益を上げるため、集団転作によるブロックローテーションを多くの転作者の理解を得て実施してきました。しかし、就労の変化、高齢化、農業収入の減収などから、農業離れが多くなり、転作作物、特にそば栽培を継続して委託栽培していく水田が多くなり、国からの水田活用交付金、また村の上乗せ支援等を活用しながら、農地の荒廃化を最小限に防いでまいりました。

しかし、国はこの制度の考え方を变えて、水田なのだから5年に一度は稲作をするか、一定期間水張りをするようにということに決まりました。このことは、水田という概念から全く理解できないわけではありませんが、稲作ではなく、何のための一定期間の水張りなのか、理解が全く私にはできません。

前置きが長くなりました。これから質問に入ります。2人の議員から質問があり、重複することもあると思いますが、一問一答にてお願いいたします。

2022年9月に、自民党の農業基本政策検討委員会は、水田活用交付金のルールについての検討状況を示しました。このとき既に5年に一度の水田に対する事業実施年度に入っていたと考えられますが、農水省はこの事業の詳細について対応できていなかったと聞いています。しかし、村としても、この事業に対しての対応、また実施に当たっての対策が実際は遅れていたのではないかと私は感じております。

この点について、村の御意見をお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） この1か月の水張りと連作障害による収量低下が生じないと、この2つの取組が交付金の条件になったということが国から示されたのは、令和4年の秋でございます。それ以降、2つの条件の具体的なマニュアルの提示、あるいは取り組めない中山間地域への新たな支援策の創設を要望してまいりました。

しかし、国から新たな情報がないのが現状でございまして、特に連作障害につきましては、1筆ごとに確認するという事は、村に過去にそういった情報を保有していないことから、不可能であるという課題もあったため、県や国、関東農政局への相談や協議などに時間を要していたところでございます。

また、特にそばの作付が定着している転作田について、1か月の水張り試験を行い、その後のそばの播種、収穫もやってみて、実施可能かどうかの確認を行ってみて、村民の皆さんに説明できるようにしたかったこともあり、一定の時間を要したものでございます。

ただ、結果的に農業懇談会を開催し、農家や担い手の皆さんへ御説明、情報提供する時期が、本年11月下旬以降になってしまい、この間、不安や御心配をおかけしてしまったことは、申し訳なかったと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） この遅れについてはともかくとして、これからやっていかなければいけないということで考えております。

それと、水張りの目的についてですけれども、これ、国ではいろいろな理由をつけています。また農水省もつけているようでございますが、その理由と実際の国の狙いというのは、どこに置いてあるのか、お聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今回の条件が示される以前から、交付対象水田の範囲としま

して、一つとして湛水設備、畦畔を有しない農地、二つとして用水供給設備、用水路等を有しない農地は除かれるとされておりまして、令和3年12月に、5年間に一度の水張り、水稲作付が行われていない農地が除外されるとなり、令和4年の秋に5年水張りのルールが具体化して、湛水1か月、連作障害による収量低下が発生しないことが示されたという経過でございます。

国は、水田あるいは水田としての機能を有していないと認められた場合にのみ、交付金を有するために、畑地化した水田を交付金から除外する具体的なルールを示したものであるというふうに推測をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） その水張りについてですけれども、これをやらなければならないということですが、5年に一度の一時的な水張りによる農作物への効果、また農業経営への効果等については、どのように考えられているのか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 農水省によりますと、水張りをするによりまして、連作障害の防止や線虫の駆除に効果があるというふうにされております。

農業経営の観点からは、ブロックローテーションにより水稲作付をしていただいている水田については影響ありませんが、水稲以外の作付が定着している転作田につきましては、引き続き交付金を受けていただくためには、5年に一度の水張りをするための引水、湛水にするための作業が発生する可能性がありますことから、農家の方はもちろん、区の役員さんや担い手の皆さんに御負担をおかけすることになります。

効果といたしましては、水張りをしていただくことで、交付対象水田として引き続き交付金を受給いただくようになりますので、農業経営の安定的な継続が図られるものと認識をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 効果等について、先ほど宮下議員からも言いましたけれども、そばというものは水を嫌う作物でございます。なるべくだったら、このままでやらせてもらえればと思います。

次、青木村は中山間地と言われるが、山間部が多く、水張りの難しい水田が多いというこ

とです。水張りのできない水田の面積がどのくらいあり、どこの地域、地区と考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 状況について、現時点では把握ができておりません。

これまで中山間地域等直接支払、また多面的機能支払交付金の集落組織役員の皆さんへの説明会、また機械作業受託組合の皆さんとの話し合い、また村内5会場における農業懇談会を開催してきたところでございます。今後、集落役員さん等から個別相談を受ける中で、把握をしていきたいというふうに考えております。

また、既に中山間直接支払の現地確認時において、幾つかの地区から用水路の通水が困難であるとの相談を伺っておりまして、具体的には入奈良本の向沖の一部、それから沓掛の北ノ入については、水が引水できないということから厳しいという状況の御相談をいただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 地区的な問題も出てきておりますけれども、長年転作した水田は、漏水が多いし、荒廃化を防ぐためですけれども、水張りを行う必要不可欠な施設は水路であります。この水路、今、北ノ入とか、向沖の話も出ておりますけれども、水路をどういうふうに確保していったらいいのか、ここら辺は地元の地権者の皆さんとも懇談会をやっているようですけれども、どのような考え方をやっていくのか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 村単補助の土地改良事業による用排水路の改修工事、あるいは材料支給事業を活用いただくことによりまして、水路の維持確保のための補修をお願いしたいというふうに考えておりまして、こちらは農業懇談会の中でもお願いをしてきたところでございます。

そのために、土地を保有している農家と区長さんや水利組合などの区の役員さんが、ぜひ一緒に対応を考えて取り組んでいただきたいと思います。

また、中山間直接支払交付金を積み立てての水路改修や、多面的機能交付金の長寿命化による水路改修を行っている地域もございますので、そういった交付金の集落組織役員さんとも連携したような対応をお願いしたいと考えております。

具体的には、宮下議員さんの御質問の答弁にも申し上げましたが、年明けに区長さん、水

利組合長さん、農業委員さん、担い手農家の皆さんにお集まりをいただきまして、説明をしながら具体的なお願いをしまいる予定でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 項目が多いので、順次、再質問しないで聞いていきます。

長年転作してきた水田については漏水が多いということが、いろいろなところで出ておりますけれども、この対策について、いろいろな対策があるかと思っておりますけれども、実際その対策が功を奏するかどうか、今回やってみていた中で、できるかどうか、そこら辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 転作田におきましては、特にタチアカネそばを作付している圃場も多いことから、排水対策としてあぜ切りや田面の周囲に水堀をしてきた水田が多くあり、水張りをして湛水するためには、その補修が必要になってくると思われれます。場合によっては、あぜ塗りであったり代かきが必要な水田もあるものと予想されます。

しかしながら、高齢者だけの農家世帯等では、自力で補修することは体力的にも困難な場合が多いと思われれますので、担い手組織の皆さんや区の役員さんに相談していただく中で、補修をお願いすることも多々あるのではないかとこのように想定されます。

この件に関しましては、過日、担い手となります機械作業受託組合の皆さんとの話し合いを行い、受託組合さんに漏水対策について御支援をいただけるようお願いをしているところでございます。細部につきましては、今後の詰めの調整が必要になってまいります。大筋では御協力いただく方向で同意をいただいております。村としても財政的な支援も考えてまいりたいと考えております。

湛水管理につきましては、圃場の状況にもよりますが、湛水の水深について、国からの目安が示されていないため、1か月間、田面ぎりぎりの水張りでもやむを得ないものというふうに考えております。水を入れた後、それから1か月たった後の2回、確認の写真を村側で撮影する予定でございますので、そのときはぜひ田面に水が張っているような形をお願いをしまりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 2回、1か月後にまた撮って2回ということでございます。

試験的に水張りを、去年ですかね、実施しているようでありますが、実施した場所と水張りの状況等についてお聞きできればと思いますけれども。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 春先には3か所です。入田沢の込山、飯米場地区、それから中挟の駕籠入、入奈良本の向沖の計3か所で実施をしました。2つの圃場につきましては代かきまで行いましたが、残りの1つの圃場については、トラクターであぜのり面を踏み固める方法で、またあぜ切りをした箇所は土のうを詰めることで、漏水することなく水張りができることを確認したという状況でございます。

また、この12月、つい先頃でございますが、機械作業受託組合の皆さんの御協力の下、入奈良本の向沖におきまして、あぜ切り部分の補修、あぜのり面をバックホーで実施して、またVP管等を使って引水をしていただくことで水張りができるのではないかとということで、今経過を見ているところでございますし、下奈良本の殿入地区では、特段な対策を講じずに今水を張れている状況で、今水位を見守っているといった状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） もしこれ、水張りができない水田は水田として認めないが、その後5年間は、畑としての交付金制度を、国は設けているようでございます。この制度内容と、その後の水田として認められないようであるが、その詳細について、また水田として認められていないということは、地権者の理解は得られるのかどうか、この点についてお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 畑地化交付金の内容詳細につきましては、さきの宮下議員への答弁のとおりでございます。

地権者への理解につきましては、地権者それぞれの皆さんのお考えもありまして、こちらから一概には申し上げられませんが、一度畑地化してしまいますと、再び水田として戻すことは不可能になってしまいますので、畑地化については地権者の方たちと十分に御協議をされるようお願いしたいというふうに考えております。

村としましては、これまでも水田活用直接支払交付金を活用していただきながら、特にタチアカネそばの作付を中心に取り組んでいただいておりますので、できるだけ引き続き転作田として活用いただきたいと思いますと考えておりますが、諸事情によりまして畑地化される場合

の取扱い等に関する情報提供は、十分に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 畑地化にしてしまうと、いろいろなところで支障が出てくるかなと思っております。

また、水田を利用してのハウス栽培、これも先ほども出ておりますけれども、市場や農協へ出荷しており、交付金を受けている農地への水張りはどのようにするのか、これ、かなり難しい状況だと思います。そうすると、交付金対象から外れてくるということですが、そうすると、こういう人たちの農業経営にもかなり影響してくるかと思っておりますけれども、この点についてどのように考えているのかをお願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員御指摘のとおり、大きな影響が今後出てくるものというふうに認識をしております。この御質問は、農業懇談会の中でも、ビニールハウスで花卉栽培をされている方からも御相談、御質問をいただいております。今現在ビニールハウス内で交付金を受けながら花卉とか野菜を栽培して出荷をされている農家さんからすると、現実的に水張りをするという事は非常に難しいものと思っております。したがって、令和8年度まで水田活用直接支払交付金を受給していただいて、その後は交付金なしで自立していかれるのか、あるいは地権者の方との同意を得て、他事業との調整を経て畑地化しまして一定の要件をクリアする必要があると思いますが、5年間の畑地化交付金を受給されるのか、いずれかの選択を迫られるものというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 畑地と水田では、かなり交付金の額が違ってきますもので、ここら辺のところ十分、栽培者の皆さんと話し合ってもらえればと思います。

交付金を受けていない水田は、これは地目が水田であれば、荒廃していても水田として残っていくのか、これも後の質問にも出てきますけれども、残っていくのかどうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 登記上の地目が水田で現況が荒廃しても水田であるかどうかにつきましては、荒廃の現況によって変わってきますけれども、村としましては、農地として維持していただくよう、最低でも自己保全管理をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） これについては、税のほうに引かかるかと思えますけれども、固定資産税の問題、農地であればそれほど高い数字ではないですけれども、どうやっていくのか、今回のこのようなことの中で、また地権者ともよく話し合った中で、繰り返してもらっていかねばいけないんじゃないかなと思います。

地目が水田であれば、今まで水田として5年以上活用していなくて、交付金活用もしないでいた地目が水田を、新たに転作田として交付金対象とすることは認められるのかということですが、これは3年以上なければ駄目だというのが出ておりますけれども、この確認は、3年やっていなかったとかやっているとかという荒廃農地の確認というのは、どのように取っているのか、このことについては、どういうやり方をしていくのかなというのが、かなりの問題かと思えますけれども、私どもも実際にやっている現場として、もしそういうところがあるとするのであれば、そういうところを今回のそば転作なりというようなことも可能である、ただ、3年やってなければ駄目だと言われるというと、そこら辺のところでは、どうやってそれを3年間やっていたかいなかったかというのを確認していかれるのかどうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員認識のとおり、新たに交付金対象の水田として参入することは認められていないものというふうに、我々も認識しております。

確認につきましては、今現在交付金の対象となっている水田は、それぞれ筆ごと把握しておりますので、御照会をしていただきながら確認をしていただければと存じます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） まだまだどうやっていくのかというのは難しい問題だと思いますけれども、それと次に、水張りを終了した年度に転作に間に合えば、転作田としての交付金対象にはなるのかならないのか、この点についてお願いできれば。

要するに、今あるところを、今までそばを作っていたらそば、転作した土地があります。そこを今水張りをかけますと、そうすると1か月間というと、1月頃までにはやりましたというと、3月までの水張り期間に間に合うわけですよ。そうすると、今年度も転作田としていたんだけれども、来年度もそのまま転作田として認めてもらえるのかどうか、要するに5年に一度という考え方のやつが、ただ水を張れば5年に一度であっても、後の4年しか交

付金対象にならないよということなのか、それとも冬場にやってしまえば、そばだったら7月にまきますけれども、その前に6月の梅雨期に入れてしまえば、7月のそばの転作には間に合うわけなんですよね。そういうとき、その交付金対象田としてなり得るのかどうかという。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今後の農水省の交付金の交付要綱等に変更があれば別ですけども、今我々が情報として持っている認識としましては、5年に一度いわゆる水張りをしていただければ、今後も引き続き転作をしていただいても、それはこの水活の交付金の対象になるものというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） そうすると、継続して、4年ではなくて、5年間継続して、ずっとやっていかれるという考え方をしてよろしいんですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今回のこの交付金に関しては、議員から御指摘のあったとおり、あと残り令和6年度、令和7年度、令和8年間に一度いわゆる水張りをしなければならぬと、そのどこかでやっていただければ、やった年度から、また次の5年目のときに、また水張りをしていただければ、その間は水稲作付でも転作作物でも、どちらでもいいというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） それはできるという解釈をしてもよろしいわけですね。はい、分かりました。

今は交付金制度があるから、転作田として広い面積を耕作しております。この制度がなくなれば、農業経営はほとんど困難になるよということで、担い手の受け手がなくなると考えられるが、村の考え方と、今後どのように対応していったらいいのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） タチアカネそばは御存じのとおり省力作物であります。販売収入だけでは赤字になってしまうため、交付金がないと農業経営の継続は相当逼迫してし

まうものというふうに認識をしております。したがって、今後、交付金が出ない水田が出てきた場合、継続して担い手の方に受けていただくのは困難ではないかということも推測をされます。

村といたしましては、そうならないよう、1筆でも多く水張りをさせていただいて、交付対象にしていただけるよう、地権者、担い手等の皆様に御理解、御協力いただけるよう、農業懇談会の中でも説明をしまいたるところでございますし、水路や水田を補修していただくための補助も御用意しております。

具体的には、先ほども申し上げました土地改良補助金、材料支給事業の活用による水路の維持改修への支援、あぜ塗り、代かき、排水対策のために切ったあぜに、パイプ、土のうなどの設置をするための支援事業等でございます。

こうした村の単独補助も活用していただきながら、地権者、水利組合、区長さんなどの区の役員さん、中山間田面などの交付金の集落組織の役員さん、そして担い手の皆さんが協力連携していただく中で、水張りに向けた取組を進めていっていただきたいと存じます。

当然ながら、村も県やJAなどの関係機関と緊密連携しながら、引き続き支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 次に、他市町村のことですけれども、今朝の信毎を見ますと、農業委員会会長さんが集まってやった会議があったようですけれども、新聞ですから大きくは取り上げない部分があるかと思えますけれども、その新聞の中には、今回の転作の問題というのは全然、水張りの問題というのは、新聞紙上だけなんですけれども、出てなかったということ。なもので、やはり何でという考え方を、私は持ったんですけれども、それはどうかなという。特に中山間地を抱える地域の耕作者、地権者等の動向と、行政の対策について、そばまた長年こういうふうに転作をかけているところ、特に秋田県が多いようですけれども、ところがそうなんですけれども、その耕作者や地権者の動向と行政の対応について、他町村のですけれども、対応について、どのようなものがあるのかということをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員御存じのとおり、新聞にも記載があったとおり、先月の中旬に開催されました町村農業委員会協議会の研修会の中で、上小管内の自治体で懇談会の実施を予定している動きは確認できませんでしたが、先日、大町市長さんと北村村長がお会

いした際に、大町市の牛越市長さんからは、当市でも対応に苦慮しており、懇談会等の開催に至っていない状況であると。青木村の取組をぜひ教えてほしいというようお願いをいただいたところでございます。

また、新聞報道にありましたとおり、今月3日開催をされました長野県選出3区国会議員、具体的には井出洋生衆議院議員、神津健衆議院議員、杉尾秀哉参議院議員、羽田次郎参議院議員と農業委員会長さんとの農政懇談会がございました。当村をはじめ小諸市、長和町、軽井沢町の各農業委員会長さんから、5年水張りの制度廃止を求める声、また村の農業委員会長からは新たな中山間地域への支援策の創設を求める意見等が出されたという報告を受けているところでございます。

他市町村の取組状況について、幾つかお聞きをしたところ、小諸市では、国のパンフレットを交付金対象者へ出納計画書と一緒に配布をして周知をしているが、どこまで見ていただいているのか不明、畑地化等についても特に勧めていないという状況だそうです。

長和町につきましては、これから町民へ周知をしていく予定だが具体的には動いていない、水を張る時期も悩んでいる、ダツタンそばを作付している水田は水源に近い山手にあり、その下に水稻作付する水田があるので、上流部のそば作付水田に水を入れると、下流の水稻作付の水田の水が足りなくなる心配があるということを心配されているようです。

筑北村では、具体的には動いておりませんが、交付金対象者には個別で今後どうやっていくか相談をしている最中、そば収穫後の秋から冬に水張りを考えているが、具体的には至っていない、そばを大規模に作付している組織と協議中、水張りをするのであれば地権者ではなく、実際に作付している耕作者になるのではないかというふうに考えているということだそうです。

また、御代田町では、5年に一度の水張りについては、制度については周知しているが、町から水張りをしてほしいということは言っていない、農家の皆さんに選択をしてもらっているということだそうです。

軽井沢町では、農業委員会で周知、交付金対象者ごとに営農計画書の提出時などに個別で周知をしているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今朝の新聞の関係なんですけれども、青木村の農業委員会の会長さんは、この会の懇談会の席上、ある国会議員から、村長からはよくよく言われているし、産業

祭に行ったときも、しつこくとは言いませんでしたけれども、よくよく言われたというふう  
に言っていたそうです。だから、声としては国会議員には届いているかなと、青木村の状況  
は届いているかなというふうに思います。

それから、前にも違う国会議員ですけども、沓掛地区にも行っていただきまして、現地  
を確認していただいております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） この話は中山間地ということで、なかなか理解してもらえない部分と  
いうのが全国的には多いかと思います。話合いの中では、千曲川みたいな大きい水系から、  
あの大きい水路を通して水張りするんだったら楽です。どーんと入れて、水を田んぼへ、平  
らなところなら、平野だったら流せばいいですし、関東平野もそうです。利根川、荒川とか、  
ああいう大きいところから用水として取り入れれば、本当、こんな心配は全然する必要ない  
と思うんですけども、特に中山間地については、国のほうでももっと考えてもらいたいな  
という考え方を持っております。

次、国はこんなことは考えていないと思いますが、今回なぜ水田活用交付金制度に中山間  
地には困難な水張りという条件を出したか、私は疑問であります。この水張りという条件は、  
他事業にも求める懸念がありはしないかということですけども、この後も質問しますけれ  
ども、先ほど午前中の質問にもありましたけれども、現在村では中山間地域等直接支払事業  
を実施しています。この事業は中山間地域ということで、田んぼの傾斜度によって中山間地、  
作業できるかどうかが決まるところで、それだけに水張りが難しいところです。

今回国の考え方とすれば、水田であるためには5年に一度の水張りということをお求めている  
のであれば、青木村のように水張りができなければ、畑地とするということですけども、  
この理屈を当てはめれば、中山間地事業も当然、行く行くはこの理屈を当てはめられるわけ  
なんです。5年に一度、中山間地域でも水田で活用があるんですから、水張りをしてくださ  
いというような考え方ができるわけなんですよ。今のところは、やりません、やりませんと  
は言っていますけれども、これは実際に入ってくる可能性もあるということで、今回は水田  
活用のほうへ入ってきたわけですけども、そのほかに多面的事業についても、今度は水田  
から畑地化してしまえば、今度は交付金が全然額が違ってきちゃうわけです。事業内容も全  
然違ってきちゃいます。ですから、ここら辺のところを、今後この5年に一度の水張りとい  
う問題が、実施することによって、この理屈をつけられると、今度中山間地の農業というの  
は、本当、先ほど危機的な問題だと言いましたけれども、いずれにしろ本当におかしくなっ

てくるんじゃないかという考え方を持っていますけれども、この辺について村の考え方は。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員と全く同じ考え方を持って、非常な危機感を持っているところでございます。

現在、同じ農林水産省所管の交付金事業でありますので、現時点では同省から水張りまでは両事業とも求められておりません。しかしながら、今、議員が心配されるように、基本的に畦畔なり水路なども有しているという水田活用直接支払交付金と同じ条件でございますので、いずれかの時期に水張りを求められる可能性というのは、排除できないものというふうには推測をしております。引き続き農水省の動向を注視するとともに、新たな中山間地域への支援については、引き続き村長を筆頭に、あらゆるチャンネルを使って要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） まだ国はやりません、やりませんと言っていますけれども、今は水張りといいますか、この水田活用交付金制度だけを出していますけれども、これを今言った理屈に当てはめると、中山間地のこの事業まで入っていかれると、多面的事業にも入ることになれば、実質的には多分青木村の農業、中山間地農業は多分駄目になってくるんじゃないかなという感じは持っております。

この点については、今後十分、行政としても前のほうを見てもらって、どうやっていくかという検討をしてもらえればと思います。

また、この水田対策に対する先ほど畑地にするという話なんですけれども、土地改良事業ですけれども、これは特に水路関係ですけれども、受益面積が必要条件になってくると、だから大きい水路が駄目になったとき、直そうとして何とか国の補助金を得ようとしても、畑地化しちゃいますと受益面積が小さいから駄目ですというようなことになりはしないかということですが、このような土地改良事業までにも影響してこないかどうかということですよ。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） こちらにつきましても、畑地化しますと、水田の規模あるいは面積にもよりますけれども、受益者が減ってしまうと受益者負担が割高になってしまうということも懸念されますし、そもそも面積的に土地改良事業の実施要件から外れてしまう可

能性もあるなど、今後影響が出てくる可能性があるのではないかとということで、こちらも危機感を持って注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） そこまでいってしまうと、大変だなということですがけれども、これからも注視してやってください。

また、これも先ほど質問にありましたけれども、地区の農業懇談会で実施した結果、どのような意見が出たのか、地権者や住民の関心度について、また、地権者は今後水張りができなければ、自分で耕作するか管理しなければ荒廃化してしまうということを、どのように感じていたか、受け止めたか、会議で受け止めてきたのか、この辺についてお聞きできればと思いますけれども。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 5回の農業懇談会で出された御意見、御質問で水張りに関連したものにつきましては、さきの宮下議員への答弁で申し上げさせていただいたとおりですので、御紹介は割愛をさせていただきたいと思っております。

これまで住民の皆さんの関心度ということに関しましては、5回の農業懇談会で計107名の方に御参加をいただいたところをごさいますて、参加していただいた皆さんについては、当然のことながら関心を持って、この懇談会に臨んでいただいたものではないかというふうに思っております。

村からの御説明をお聞きいただいた中で、中山間地域で転作が常態化している地域の皆さんは、危機感を持っていただいたというふうに感じておりますが、特に後継者、跡継ぎのいない高齢者世帯を中心に、自分では水張りができる水田にするための補修はなかなかできなく、担い手農家さんの皆さん頼みであるというような方が多いように感じたところをごさいます。

今後、農業懇談会で出された御意見等を踏まえ、先ほども申し上げましたとおり、近いうちに村として今後3年間で具体的にどのような手順、方法で、水張りに向けて取り組んでいただくとのか、案をお示しする予定でございますので、地権者をはじめとする全ての皆さんの御協力の下、進めていただきたいと思います。村も引き続き一緒に悩み考えながら支援をしてまいります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 中では、ちょっと聞いてみますと、もう諦めムードかなという人もかなりいたような雰囲気であったような気がします。実際、個人の耕作者としては、多分耕作もできない状況のところまで追い込まれてきていると思いますので、村の財政にも限度がありますから、全てを援助しろとは言いませんけれども、何とか荒廃農地をなくすために頑張ってもらえればと思います。

この問題については、この制度を利用している対象各地、全国的ですけれども、また農業生産者から国に対しての要望は出されていると思います。水田に稲作ではなく5年に一度というような一定期間の水張りをするという、訳の分からないような妥協案でしかなかったんじゃないかなという感じは持っております。

青木村のような山間地での農業を、国では何も分かっていないんじゃないかなという机上のものだと思います。そして財務省にこういうふうに押し切られた農水省も、本当に情けなく、農業を守るというよりか、情けなくなるなという感じでございます。

こんなことで、自給率の問題も出ておりましたけれども、本当に日本の自給率向上なんて、本当に夢の夢という感じでございます。

このことについては、村長さんに御答弁をお願いしたいと思っておりますけれども、一般質問ですけれども、村長の総括的な御答弁ができればと思っておりますけれども。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5年水張りの問題で、たくさんの御質問をいただきました。

まず機械作業受託組合の組合長さんをされておられる杓掛議員に、まずお礼を申し上げたいというふうに思います。

5年の水張りの問題が出てきたときに、私は最初にこの撤廃をということで、いろいろ動きました。最近になって分かったことなんですけれども、やはり財政問題が、今の杓掛議員の御質問にもありましたように、財政問題が優先して自給率は後回しじゃないかというふうに思っております。

幸い農林水産大臣が長野県から出ておりますので、そういうルートから大臣のコメントを聞いていただいたんですけれども、やはり時計の針は逆に回らないという答弁、お答えだったということ、ある人を通して聞きましたので、私は新しい補助制度といたしましよるか、御質問にありましたように、中山間地の農業を守る、あるいは食糧自給率を上げる、そしてブランド品のタチアカネそばを栽培できる、そういった新しい制度をつくってもらうことが

いいといひましようか、そういう作戦でいくしかないのかなというふうに思っております。

たくさんの国会議員、たくさんの県会議員、たくさんの自治体、長野県ですけれども、秋田県もいましたけれども、首長たちともいろいろ話をしましたけれども、大変問題意識を持っている方、あるいはこれに対象しないような、あまり問題のないような自治体もありますけれども、全体として何か一緒にスクラムを組んでやってくれるところというのは、そんなにないなというふうに思いました。しかし、自治体によっては、大町の市長さんが一番いろいろこの件では意気投合したんですけれども、大変問題意識を持って、前の市長会の会長さんですから、いろいろ今まで情報を取ってやり取りをしてきたわけでございます。

それからもう一つ、農業会議が意外とと言ったら失礼ですけれども、しっかりした情報を持っているし、農業をする農業委員会を通しての県のトップでありますけれども、そういうところが非常に問題意識を持って共有してくれて、応援してくれて、情報も出してくれてというのがあります。

そういう皆さんと話す中で、5年水張りを撤廃というのが、もうここまで来たら駄目なので、一つにつきましては、今、担当課長が答弁しましたように、少しでも1筆でも多く5年水張りに参加していただく、そのために役場としてもしっかり汗をかいていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、中山間地の農業を守る、ひいては国のカロリーベース38%の食料自給率を少しでも上げる、あるいは減らさないためにも、国に対して、県に対して、あるいは周りの共有する首長さんたちとスクラムを組み合わせながら、していきたいと思っております。

町村会でもこの問題を取り上げていただいて、やっていますけれども、先ほど言いましたように50幾つの市町村が全てが同じ課題ではないということでありまして、何か一つのテーマとしてまとまりにくいところはありますけれども、農業に対する考え方というのは、各首長さん全部同じでありますので、そういう点からもひもときながら、この問題をひもといていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、村民の皆さんの御協力がなければできない、あるいは担い手農家、あるいは機械受託作業組合の皆さんの御協力がなければなりませんので、その皆さんの御意見を伺いながら、行政としてもしっかりやっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 最後になりますけれども、今回のこの一般質問、同一関連質問が、1会期中に私を含めて3人の議員から一般質問が出たということでございます。この案件については、やはり青木村にとっては深刻な事案であるのかなという考え方を持っております。この後、多くの質問を本当はしたいんですけれども、今後については担当課職員とどのようにやっていくのか、実際現場としてどうやっていくのかということは、これから話合いを行っていききたいと思います。

そして、村としても、青木村は農業は重要な産業であると位置づけております。それで位置づけるなら、今後この事案に関しては、慎重な対応をしていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 沓掛計三議員の一般質問は終了しました。

通告のありました8人の議員の質問は、これで全て終了いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時11分

令和5年12月14日（木曜日）

（第3号）

## 令和5年第4回青木村議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和5年12月14日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 沓掛温泉共同浴場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 田沢ふれあい温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 9 議案第 7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第10 議案第 8号 令和5年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第11 議案第 9号 令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第10号 令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第13 議案第11号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第14 請願第 1号 「小中学校給食費無償化に向けた市町村への財政支援を長野県及び国に求める意見書」の採択を求める請願について

---

### 出席議員（10名）

- |    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 松本 淳英 君 | 2番 | 塩澤 敏樹 君 |
| 3番 | 平林 幸一 君 | 4番 | 宮入 隆通 君 |
| 5番 | 坂井 弘 君  | 6番 | 松澤 正登 君 |

7番 金井 とも子 君

8番 宮下 壽章 君

9番 沓掛 計三 君

10番 居鶴 貞美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
参 事 兼 総務企画課長	片田 幸男 君	商工観光移住 課長	小林 利行 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 監	奈良本 安秀 君
建設農林課長	稲垣 和美 君	教育次長兼 公民館長	宮下 剛男 君
保 育 園 長	成沢 亮子 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	高柳 則男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君	税務会計課 資産税係長	上原 加代 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢 幸哉 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤 和宏 君
総務企画課 企画財政係長	金井 大介 君	住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女 敦 君
住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係長	依田 哲也 君	税務会計課 住民税係長	増田 憲寛 君
商工観光 移住観光 課長補佐兼 移住係長	宮澤 俊博 君	教育委員会 教育係長	奈良本 いずみ 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林 宏記 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	片田 幸男	事 務 局 員	小林 宏記
---------	-------	---------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。  
定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（松澤正登君） 本日の日程は、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。
- 

◎報告第1号の質疑、討論、採決

- 議長（松澤正登君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題として、質疑を行います。

令和5年度青木村一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。  
質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（松澤正登君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（松澤正登君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

- 議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されま

した。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2ページにございます第24条の3に係る出産被保険者に係る届出に係

って質問させていただきます。

第24条の3のところでは、当該者が届け出なければならないというふうになっていますが、第4項のほうでは、これを省略することができるということなんですけれども、実際上の手続は、どちらによることになるのでしょうか、教えてください。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

実際は、妊娠された場合は、住民福祉課のほうに妊娠の届出等、母子手帳の発行等の手続に参りますので、実際ここには届出をするような形で書いてありますが、先ほど議員おっしゃっていただいた4項の規定に沿って、税務部局と住基のほうの部局との横の連携を密にした上で把握ができますので、実際は第4項のほうを適用して、あまり住民の方に改めて届出をしていただく必要がないように努めたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 当該者で届出をしなければならないものは、全くないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 全てが届出しなくてもよいというわけではございませんが、こちらで住基のほうの部局と連携した上で、そういった情報が確実に確認できれば、改めて届出をしていただく必要はございませんけれども、ケースによっては、直接連絡をさせていただいて、事実確認等をさせていただいた上で、届出をしていただく必要もあるケースもあろうかと思えます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 場合によってはそういうケースもあり得るというお答えですので、そうしますと、このことについての周知はどのようにされるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 広報紙等、またホームページ等を使って、広報紙も来月の広報紙のほうに掲載予定でありますので、そういった媒体を使って、情報の周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員、よろしいですか。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） お願いいたします。

国民健康保険のほうの出産者の方が対象になると思うんですけれども、大体、去年のをちょっと見ますと、年間4人ぐらいの出産じゃないかなというふうに思うんですけれども、解釈としてはその程度でよろしいのでしょうか。

それから、その場合の減免額は、12分の1掛ける4か月ということで、3分の1ぐらいが減免になるようなんですけれども、どの程度減免額を見込んでいらっしゃるのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 今回、この制度で適用を受けられる方、現時点でございますけれども、1名の方がいらっしゃいます。

実際、減免額は、それぞれ均等割と所得割になりますけれども、被保険者によって所得割なんかは変わってきますので、一概には申し上げられませんけれども、均等割は定額です。例えば医療保険分ですと、均等割は2万5,000円、後期高齢支援分は6,400円、介護保険分は7,300円、これは通常、何の軽減も受けていない方にかかってくる均等割額ですけれども、それに対して12分の4か月相当分が、だから約3分の1ですけれども、減額になるという解釈をしていただければと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） いいです。ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第2号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第3号 青木村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いします。

一番裏の概要に係りながら質問させていただきます。

まず最初に、福祉医療費の受給者証の申請時等における保険情報の確認、これは、これまでではどのように行われていたのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今までは、紙の保険証をコピーしていただいて提出していただくという形で確認しておりました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） これを、マイナンバー情報を対応手段の一つとしてというふうに用いられておりますけれども、マイナンバーは一つの方法であるので、その他の手段としては従前どおりの方法が用いられるのかどうか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

今回提出した方法も一つの方法ですけれども、それ以外の方法といたしますと、例えば本人のスマートフォン等で加入者情報等を提示してもらい、確認するという方法等もございますし、引き続き、紙の保険証を持っている方につきましては、紙の保険証のコピーで提出していただいて、こちらで確認するという方法等もございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 紙コピーという、やり方がよく分かっていないんですけれども、年に一度くらいコピーを提出するというような方法なんですか。その辺、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 紙のコピーにつきましては、いわゆる受給者証を申請するときにおきまして、保険者情報の確認が必要であるということで、受給者証の申請時において提出していただくということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） マイナンバーを申請していない、そういう者の扱いはどうなるのか。今の紙コピーということで対応していただけるのかというふうに思うわけですが、あわせて、マイナンバーカードを持たない者の保険者情報というのは、これはひもづけられているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） マイナンバーにつきましては、先日国のほうから発表がありましたように、来年の秋以降、紙の保険証は廃止するという原則になっておりますけれども、ただこれは、あくまでもマイナンバーカードを所持している方になります。マイナンバーカードを所持していない方も約2割ほどおりますので、この方たちにつきましては、今までどおり紙の保険証というわけではなくて、いわゆる確認書というものを、本人の申出に基づかずに市町村のほうで発行するという手続を行うということになっておりますので、もしマイナンバーカードを持っていない方が、いわゆる受給者証の申請に来るときにおきまして、確認書のほうを紙で持っておりますので、そのコピーをしていただいて、確認をするという手続になると思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかに質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それでは、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 青木村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第4号 沓掛温泉共同浴場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 賛成という立場から、まずお聞きをさせていただきます。

概要説明で、電気料金、燃料費、物価の高騰等により経費負担が増加して、利用料金の改定と、このようになっております。

それで、まずお聞きをしたいんですが、この文章ですと、具体的な数字がまず分かりません。それで、利用料金が200円から300円という改正になります。その根拠をお示しいた

だきたいと思います。

ちなみに、くつろぎの湯、それから近隣の温泉の料金、こういうものを見たときに、この300円が果たして400円でいいのかどうかとか、そういうことをお聞きしたいと、こういうことです。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御説明いたします。

まずもって、今回の料金の改定につきましては、指定管理先であります沓掛区のほうからの要望に基づいて改正をさせていただいたところでございます。

200円から300円に、実に150%のアップということでございますけれども、まず比較させていただきましたのが、近隣の日帰り温泉施設の入浴料でございます。近傍同種というような見方もありましたけれども、同じ公営施設という見方で、ささらの湯、あいそめの湯、ふれあいさなだ館、湯楽里館、和田宿のふれあいの湯、長門温泉のやすらぎの湯、それぞれ入浴料、大人の方は500円という数字でありました。

小倉乃湯につきましては、有乳湯だけということで、サウナや露天風呂があるわけではありませんので、そのあたりも考慮したところではございますけれども、一番は、地区のほうの説明にもさせていただきましたけれども、物価、燃料、人件費、それぞれの高騰の中での値上げということで要望があったことに基づきます。

令和3年度の実績を見ますと、12万円のマイナスでありまして、令和4年度もマイナス28万9,000円ということで、それぞれマイナスの運営でありましたということで、その負担は地元区の会計から負担されていたというお話を伺っております。

要望の中には、区のほうから返上して村のほうへなんていうような御意見もあったんですけれども、従来の歴史的な背景もありますので、引き続き地元のほうでということをお願いした次第でもございました。

今回、200円から300円に上げる中で、私どものほうで試算させていただきました。令和3年度、令和4年度、それぞれマイナスではありましたが、単純に入場者数の8割で入浴料を200円から300円で見込んだ場合、令和4年度の換算でいきますと、35万2,000円の黒字を見込んでいるところでございます。

そういうことも配慮しまして、今回、200円から300円、これが妥当ではないかということで判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま、数字的な御説明をいただきました。それで、ただいまの試算で、100円料金を値上げて黒字35万円と、こういうお話がございました。

ささらの湯をはじめ、上田市で幾つかおやりになっているのは500円ということで、私もいろいろ利用させていただいているんですが、今お聞きして、300円で妥当かなと、このように判断をしましたので、ありがとうございました。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） ただいま居鶴議員のほうで、大方質問されたわけですがけれども、次の田沢温泉の部分もございますけれども、おおよそ、くつろぎの湯、それから田沢温泉の約半分程度が、沓掛温泉の入浴者数なんですね。非常に沓掛温泉の入浴者数が少ないというところでありましてけれども、私も時々入浴させていただいておりますが、300円になると、今度、くつろぎの湯へ行かなきゃいかなんていう声もあるんですね。

くつろぎの湯、年齢によっては無料ということでありましてけれども、くつろぎの湯に関してはどのようにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） くつろぎの湯との差別化という観点から御説明をさせていただきます。

まず、くつろぎの湯につきましては300円、これは今回改正はしません。こちらにつきましては、沓掛温泉小倉乃湯、この後、田沢温泉有乳湯が出てきますけれども、そちらのほうが出てきたところに、当初、沓掛温泉は、平成21年までは150円という金額でありました。平成21年以降、200円という金額に値上げしておりますけれども、田沢温泉は当初から200円でございますが、100円高く、くつろぎの湯は設定してきました。これにつきましては、民間の温泉のほうを配慮いたしまして、くつろぎの湯のほうを100円高く上げさせていただいたというふうに伺っております。

今回、くつろぎの湯を改正しない理由につきましては、くつろぎの湯は目的が、高齢者あるいは福祉的な目的が強いということで、値上げはせずに料金を据え置いた次第でございます。そんなこともございまして、くつろぎの湯は料金改定せずに、引き続き300円のままで運営するというのでございますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 一般の方は300円ということだと思うんですが、70歳以上の高齢者は無料というふうになっているんですが、その部分は全然、改定するとかという考えはないですか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の議論の中では、検討はいたしましたけれども、70歳以上については無料を堅持していきたいというふうに思っております。

いろいろな方が、私が村長になりましてから、有料にしたらどうだとか、たとえ100円でも取ったらどうだという御提案をいただいたりしてはいますけれども、私も直接、社会福祉協議会でお世話になって、そのことを目の当たりにしてきて思うのは、たとえ100円でも取れば、相当数、入りたいお客さんが減るというふうに思っています。

例えば、私が特に感じたのは、社会福祉協議会が300円で、田沢温泉、沓掛温泉が200円と。御夫婦で来て、上に行けば、田沢温泉に行けば200円安くなるから、上に行くというふうなことをおっしゃっている方がいました。

ですから、そういうふうになると、たとえ100円でも有料にすれば、相当数の70歳以上の皆さんが、有料になればお客さんが減るとことを考えれば、福祉的な観点で、老人センターに併設しておりますくつろぎの湯を有料にすることは妥当じゃないなというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） くつろぎの湯というのは、福祉的な立場もあるかと思うわけですが、200円から300円という50%の値上げということで、入浴されている方も、ああ、今度は300円になると、くつろぎの湯に行かにかいかなんという声が入浴者の中から聞こえてくるんですね。

そんな点もあって、沓掛温泉の場合は入浴者数が少ないということで、大変苦慮しているんですが、福祉的な面もありましょうけれども、50円でも100円でもというふうな考え方を持ってもらえればありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 沓掛区の皆さんは本当に御努力されているというふうなふうに思っています。赤字のときは区費を投入したり、自分たちも有料で入られたりしてということで、

しばらく前には屋根のアングルが落ちてきて、天井のアングルが落ちてきて大改修をしたり、それからパンフレットを作って、いわゆる村外の有料の皆さんに来ていただく御努力をされたり、本当に沓掛の皆さんは一生懸命やっておられるというふうに思っております。

私どもも、お客さんが0.8とか0.9になるだろうということは想定しておりますけれども、観光客の皆さんが行くような努力も、田沢温泉を含めてしていきたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） まず最初に、先ほど居鶴議員の質問の中で、観光課長のほうから、8割で試算をしたというふうにおっしゃっていましたが、基準は何でしょう、何の8割ですか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 令和4年度の入場者数及び収入金額からの8割を見込んでおります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 収支ですが、今課長のほうからは、8割で試算しても35万円何がしの黒字になるというお話でありましたけれども、私どもは、その数字は今、課長の口からのみであって、この間どれくらいの利用料の収入や区の経費負担があったのか、そのことがコロナや物価高騰からどのような影響を受けているのか。また、入浴利用者の数がコロナ前とコロナ後がどれくらい違っているのか、そうしたことの数字の提供がないわけですので、そういったことについて、提供はできませんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 指定管理者のほうからは数字をいただいておりますので、年間数字で今後、公表できるように努めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、これからということになりますと、ここに数が今日は提供できないということですかね。そうするとちょっと、審議できるのかなという疑問を持つんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） そうしましたら、数字のほうを出させていただきます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） いつ出していただける、この審議中に出していただけるということで理解しておいてよろしいでしょうか。

続けて質問いたします。

次ですが、50%、提案どおり値上げしたという場合の収支改善の見通しは、その辺も、今の35万円というふうなことです、そのことをペーパー等で示していただくことはできますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 今、一番の課題となっておりますのは、燃料の高騰の状況でございます、燃料費につきましては、電気料の値上げがやはり一番負担になってきているところでございます。コロナ禍での数値を表したものはございますので、こちらのほうも示させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 観点を変えますが、条例第8条2項では、利用料は別表の範囲内において、指定管理者が村長の承認を得て定めるというふうにされておりますが、別表の改正案の額ですが、この条例からすれば最高額というふうに解されるわけですが、範囲内という規定にのっとれば、経過措置等によって、当面の間、この額を減額するということもできるのではないかと思います、そうした予定はあるでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 利用料金につきましては、今、議員の御指摘のとおりでございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃられるとおり、上限額という設定でおります。

今回、今議会に上程させていただきまして、実際の施行は令和6年4月1日からということでお願いをしているところでございます。当面の間という御意見もありますけれども、今回300円に上げさせていただいて、また地元の指定管理者のほうとの御意見、御要望を伺いながら、そのあたりをまた判断していきたいというふうに思っております。

地元区におかれましても、例えば小倉乃湯におきましては、年間パスポートを出されて、利用される方については利用負担の軽減が図れるよう配慮もされておりますので、そのあたりも考慮しまして、今後対応したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ちょっと具体的によく分からない部分なんです、4月1日からは最

高額、上限額で施行するというお考えだということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） はい、そのとおりです。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま答弁の中で、年間パス券についてのことがございましたが、この扱いは、また料金はどうなるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 沓掛区からの御提案によりますと、年間パスポートは現在、区民の方につきましては1万8,000円、年間ですので1年間という捉え方でよろしいかと思えます。区外の方は2万4,000円、お子さんは9,000円ということで伺っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 現在の値段は分かるんですけども、これを値上げというか、4月1日以降についてはどのようになるのか、そのあたりを教えてください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま地元区のほうで協議中、検討中ということでお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、年間パス券が廃止されるとか、あるいはこれについても値上げされるとか、そういったことも検討中であり、その可能性もあるということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お見込みのとおりだと思います。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今、坂井議員が質問しました年間券のことなんですけれども、年間券について、恒例だと言いながら、回数券まで条令化しているもので、年間券についてどうするか。田沢温泉はないようですけれども、やはりそこら辺のところも、今回答弁の中では、

年間券についてはそれぞれのところから事情を聞きながらという答弁でしたけれども、そうすると、またこの中へのつけなくちゃいけないのかどうか、条例の中へのつけなくちゃいけないのかどうか、そこら辺のところの考え方は今後どのようにしていくのか、お願いします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 条例の中で、利用料の上限を300円という金額で上げさせていただいておりますので、例えば年間パスポート、年間で90回入れば元が取れるという状況であります。ここのあたりは経営努力ということで、こちらのほうは考えておりますので、区のほうで引き続きパスポートの発行をとということであれば、それは承認したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 経営努力も分かりますけれども、条例上、回数券までは引っ張っておりますもので、もしかしたら年間券まで、やはりある程度の上限額といいますか、範囲内の上限額というのは、今後ある程度検討しておいたほうが。杓掛と田沢が全く別な料金になっている感じ、田沢は年間券はないんですけれども、別な料金になっている可能性がありますもので、一応範囲内という上限額というのは、どこかで設定しておいたほうが今後いいんじゃないかなという考え方がありますけれども、この点について、もう一度答弁できますか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいまの御提案は、区の指定管理先と相談しまして、また御提案として検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 先ほど御説明いただきました利用料金の値上げに関して、近隣の公共施設、ささらの湯、あいそめの湯等、調査されたということでしたけれども、一番比較しなくてはいけないのは、別所温泉の石湯とか大湯とか、3つの公共の昔からの大衆浴場があるんですけれども、そこと比較するのが筋ではなかったのではないかなと思うんですけれども、そちらのほうの調査はいかがでしたでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま金井議員のほうからの御質問でございますけれども、上田の別所温泉、大湯、大師湯等、料金の関係ですけれども、併せて鹿教湯のほうも

お話しさせていただきますけれども、別所温泉はそれぞれ150円という金額でありました。鹿教湯の文殊の湯につきましては、大人300円でありました。

そちらのほうと比較をさせていただきます、また施設の内容から判断させていただきます、今回の金額が、私たちのほうはふさわしいのではないかというふうに決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） ほかのところと比較して高いか安いかは分かりませんが、やはり赤字が出ているということでは、経営上まずいと思いますので、別に反対するものではないかと。ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 先ほどの答弁で、収支のほうで35万円の黒字のほうに改善するという事をお聞きいたしました。今後このぐらいの額の黒字が計上できることを期待されますが、その場合、この黒字の額の使い道はどうなるわけでしょうか。全額区に入ってしまうのか、それとも施設の更新等で、一定の額は毎年使うなり積み立てるなり、いろいろな使い方があるわけですが、収支の黒字額についてどういうふうに対処していくか。管理者の方と何か取決めや話し合っていること等ございましたら、御回答をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

黒字分につきましては、実際、施設のほうも老朽化が進んでおりまして、維持管理、例えば沓掛につきましては、平成26年に天井の修繕あるいは壁等の修繕に経費を要しております。そういった形で、修繕の費用の回収に充てられるように、基金等の積立てを区のほうにさせていただいて、負担に充てていただくようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 分かりました。

値上げということになりますと、利用者の方からの抵抗もございしますが、質の改善が伴っておれば、多くの方が納得していただけるかと思っております。

持続的・発展的な運営が見込めないと、こちらの概要説明にございますが、発展的などころも含めて、黒字額については使っていただくようであれば、きっと利用者の方も納得するかと思いますので、いろいろなことを検討していただきまして、発展のほうに上げていただけたらと思います。

私からは以上です。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議長、資料のほう用意できましたので、お配りしてよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 今、資料が提出されましたけれども、皆さんのお手元に資料をお配りしてよろしいですか。

〔「お願いします」の声あり〕

○議長（松澤正登君） その前に、ちょっと説明をさせていただきます。

小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、田沢・沓掛温泉条例改正関係資料ということで、お手元のほうに資料を配らせていただきました。田沢温泉有乳湯と沓掛温泉小倉乃湯ということで一緒になっておりますけれども、御容赦いただけたらと思います。

まず、沓掛温泉につきまして、上に収支ということで、収入、令和3年度と令和4年度を比較したものを記させていただきます。

令和4年度につきましては、収入金額416万3,270円に対しまして支出428万4,068円ということで、マイナス12万798円、実に前年比マイナス29.82%でございました。

入場者数につきましては、入湯者数2万7,964名ということで、前年比の97.97%ということで前年比を割っております。

値上げのシミュレーションということで記させていただきます。沓掛温泉を見ますと、416万3,270円の収入に対しまして481万7,320円、こちらにつきましては、入湯者数の8割を見込みまして、入湯料のほうは300円で見込ませていただいた金額になっております。

支出を同額で見込んでおりますけれども、こちらのほうも、恐らく支出は伸びてくる計算になるかと思いますが、ごめんなさい、支出を見込んでおりまして、マイナスの収入につきましては53万3,252円というところでございます。

令和4年度も同じように見込ませていただきまして、収入済額410万2,520円に対しまして、同じように入湯者数で見込んだところ、474万4,420円ということで、35万2,000円の増

ということで見込ませていただきました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今、この資料を見させてもらって、この資料をもって、ここで議論してよろしいんですか。もし大丈夫というのであれば、ちょっとお聞きしたいこともまた出てきちゃうんですけども、ここでね。

○議長（松澤正登君） 暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時15分

○議長（松澤正登君） それでは、会議を再開いたします。

中断しましたけれども、質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 反対というふうな意見ではありません。しかし、ここで反対として意見を言わなければならない、議事進行上はそういうことになりますので、申し上げておきたいというふうに思います。

当初私は、この提案が本会議初日に行われたときに、物価高騰、とりわけ燃料費等の高騰というふうな状況を鑑みれば、これはやむを得ないだろうというふうに判断をいたしました。しかしながら、浴場施設の利用者からの声を聞く中では、いきなり50%値上げというのは、値上げ幅があまりに大き過ぎやしないかというような声、あるいは利用者の経済的負担も考えてほしい、突然のことに戸惑っている、そういった声が聞かれたわけであります。

そうした中で、先ほど質問を繰り返してまいりましたけれども、そうした利用者にとっても納得のいくような資料提供があり、そういう中で客観的に見ても、これは値上げはやむを得ないだろうというふうな判断ができれば、利用者に対しても、それなりの説明ができるか

なというふうに思ったわけであります。しかしながら、まだまだその辺が、私自身としてはもう一つスッキリしない部分があります。

また、先ほどの利用者の声にも耳を傾けるならば、経過措置を設けてもよくないかなと。当分の間、値上げ幅を半分にするとか、そういったことも考えられるのではないかなというふうなことも思うわけであります。

一方で、とりわけ大きな今後の見通しについて危機感を持っている部分については、当事者というか、区の御苦勞や運営努力については敬意を表するところではありますが、ただいま申し述べたような理由によって、私自身は反対ではありませんが、賛成というふうに積極的に、値上げ案にもろ手を挙げて賛成するというふうにはできないかなというふうに思いますので、私はそんな立場で採決に参加したいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） それでは、討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

議案第4号 沓掛温泉共同浴場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第5号 田沢ふれあい温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（松澤正登君） 賛成多数。

議案第5号 田沢ふれあい温泉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第6号 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お伺いします。

選挙の方法については指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

それでは、指名推選の方法を行います。

別室にて協議いたしますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（松澤正登君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ただいまお話がありました選挙管理委員には、御紹介申し上げます。

大字夫神759番地の1、清水剛氏、大字村松971番地の1、中澤照子氏、大字田沢3435番地1……

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それじゃ、すみません。私、読みましたけれども、先に資料をお配りします。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） それでは、改めて紹介いたしますが、皆さんのところに配付をしておりますので、次に進めさせていただきます。

改めてもう一度、皆さんの資料に基づいて御紹介申し上げます。

選挙管理委員には、大字夫神759番地1、清水剛氏、大字村松971番地1、中澤照子氏、大字田沢3435番地1、松田正人氏、大字田沢1190番地1、若林眞一氏。

補充員には、大字奈良本748番地1、田村和夫氏、大字殿戸306番地、小林護氏、大字田沢3072番地3、宮原洋子氏、大字当郷161番地2、池田晴美氏。

以上の方を指名したいと思います。

今、事務局から資料を配付していますので、次に進めさせていただきます。

ただいま指名しました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選者と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員に、清水剛氏、中澤照子氏、松田正人氏、若林眞一氏、選挙管理委員補充員に、田村和夫氏、小林護氏、宮原洋子氏、池田晴美氏が当選されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題として、提案者の説明を求めます。

なお、議案第7号の協議については、先ほどの議案第6号の協議を別室にて行った際に併せて終了しましたので、事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） 北村村長より説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） それでは、よろしく願いいたします。

議案第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いいたします。

1人目でございます。住所、青木村大字村松971番地1、中澤知賀雄さん、昭和26年2月25日生まれ。

2人目の方であります。住所、青木村大字村松192番地8、高橋俊一さん、昭和34年10月25日生まれ。

3人目の方であります。青木村大字夫神839番地2、清水よし江さん、昭和26年12月14日生まれ。

令和5年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） それでは、本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

この時計で45分から再開いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（松澤正登君） それでは、引き続き会議に入ります。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第8号 令和5年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、お聞きをいたします。

ページは31ページになるんですが、学校管理費です。備品購入費で420万円計上されております。

この前の御説明で、採択替えが4年ごとに更新されると、こういう説明がございました。

採択基準があるようですけれども、その点につきまして再度、まずお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 前も御説明したように、教科書は4年ごとに新たな教科書が採択ということになります。来年度は小学校の教科書が全て新しくなりますので、それに伴う先生方が使う指導書を新たに購入しなければならないということで、この金額をお願いしているところです。

ちなみに、再来年度は中学校が全て新しくなりますので、来年のまた議会では、中学校の指導書についてお願いするようになると思われれます。よろしく申し上げます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 採択基準につきまして、私のほうは分かりませんが、資料を見ますと、毎年というところもあるようにも資料には書いてあるかなと、青木村の例ではございません。

それで、次にお聞きをしたいんですが、この関係につきましては、今、教育長から御説明ありましたとおり、令和6年度教科書採択に伴う教師用指導書購入と村長のほうから説明がございました。それで、420万円という金額ですので、これにつきまして内容的なことを、420万円の根拠ということですか、お願いしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 奈良本教育係長。

○教育委員会教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

420万円の予算の根拠は、先生方の指導書、見込みで約240冊、12教科ですかね。今のところ、仮の注文の額が402万円ほどとなっております。前回と同様の額を今回補正させていただきましたが、今後増える可能性もございますので、420万円計上させていただきました。以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それで、ちょっと確認というか、お聞きしたいんですが、ただいま教育長のほうからも、4年ごとにとということで説明いただきました、令和6年度ね。それで、ここで補正で計上されましたですね。もう既に来年度のは分かっておりますよね。それと、当初予算で計上していなかった、その点についてお聞きをしたいと思いますが。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教科書は4年ごとに改訂になる、その段取りなんですけど、つまり今年です。今年度、上小地区では、どの教科書を採択するかという委員会を立ち上げて、教科ごとに先生方が集まって、いろんな教科書会社の教科書を全て調べて、今年、今回の採択は、社会科は東京書籍にしよう、英語は開隆堂にしようかと決めるわけですね。

決まらないので、今年度の当初である4月にはどの会社か分からないし、お金もまだ分からないので、本年度の4月予算の当初予算には、計算ができないので盛り込めないということになります。ですので、いつも結果が出た後、こういうふうをお願いするというふうになっております。ということであります。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいまの御説明で、教科書につきましては教育長のお話どおりだと思います。

それで、ただいまの時期なんですけど、いつおやりになったんですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 夏休み前後で委員会を行いまして、10月頃に検討委員会があつて、

決定したのが11月の定例会になると思います。だから、決定したばかりでございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 来年度は中学校のという話でしたですね。それで、また同様に、令和6年度のやっぱり12月頃に補正で出てくると、こういうことなんですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおりで、以前は、もうちょっとはつきりしてから、3月の議会に補正をお願いしたこともありました。今年は間に合ったので、12月議会、少し早くお願いして、来年度当初、4月に間に合わせたいというふうに考えています。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） すみません、ちょっとしつこいようで恐縮なんですけど、こちらの教師用指導書ですよ。ただいまの説明もそうですよね。教師用指導書が420万円と、こういうことですよ。教科書とかじゃないですよ。

それで、私も専門家じゃないので、よく理解できないんですが、教師用指導書が420万円、ただいま説明があったんですが、この420万円は、今までもこういう金額で来ていたかなと、このように思われるんですが、しつこいようで申し訳ありませんが、教師用指導書の420万円について、もう一回、再度……

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校の各教科の指導書になりますので、一つのクラスが使うのに、国語、算数、理科、社会、英語、音楽、体育、美術、道徳という9つぐらいの、9冊が必要なんですよ。それが6学年ありますので、その6倍になります。9冊の6倍、六九、五十四冊が、ざっと考えても、今のざっとの計算で、その程度のお金が必要になります。その程度の冊数が必要になります。そういうことになります。

これが実は、教科書会社の一番のもうけになるということだと思います。教科書自体は100円前後ぐらいだったかな、本当に安いものなんですけど、この指導書で教科書会社は潤っているんじゃないかなと思います。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかに。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2点質問させてください。

まず、1点目ですが、11、12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節1報償費、節2給料、そのところでの質問になりますが、パートタイムからフルタイム、これについて、地域おこし協力隊員の措置替えというふうな説明だったかと思うのですが、年度途中でそういう移行、措置替えがあったのはなぜなのか。年度当初と方針転換したのか、そのあたりについて教えてください。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今年度から、また新たな会計年度任用職員の方2名に着任をいただいております。

これまで、今、さっきも御説明しましたとおり、パートタイムの会計年度任用職員という位置づけで、地域おこし協力隊には御活動いただいていた。ところが、今度の着任いただいた協力隊の方につきましては、今、研修ということで、JAファームのほうでほぼ一日研修をしていただいている、将来的には青木村で就農していただくようなスケジュールで動いていただいているという性質上から、金額的には変わらない、ほぼ変わらないんですけども、位置づけを変えたということで、人件費の補正につきましては、いつもこの12月の議会のタイミングで、ほかのものと併せて補正をかけさせていただいているというようなこともございまして、ここで御提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） JAファームで研修されている方は、いつからでしょう。4月当初からではなかったんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 4月当初からでございます。

ただ、今年度の当初予算を編成する時点では、そういう労働スタイルになるということがまだ分かっていなかったものですから、従前と同じようにパートタイムというような形で予算取りをしていたんですけども、実際に雇用する段階になって、フルタイムという形になったものですから、そんなことで変更させていただいたということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解いたしました。

他の協力隊員は従前どおりという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） これまでの協力隊員については、既に任期を終えてお

りまして、今活躍いただいている2名の方というのは、4月から新規という形になっておりますので、それ以外の勤務といたしますか、活動の形態を取られている協力隊員は現在はおおりません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2名ともファームで研修ですか。分かりました。ありがとうございました。

もう一点別のこと、よろしいですか。

別の項にいけます。

ページ33、34ですが、教育費、社会教育費、美術館費に係るところであります。この部分についての補正が組まれたのは、大法寺の国宝三重塔の特別展ということだと思えますけれども、御説明では3か月で700人から1,000人くらいという報告でしたけれども、この数値ですが、11月末で特別展は終了しておりますので、正確な数字が分かりましたら教えてください。

○議長（松澤正登君） 宮下教育次長。

○教育次長兼公民館長（宮下剛男君） お答えをいたします。

美術館の入館料ですけれども、9月が713人の11万4,950円、10月、入館料ですけれども、775人の12万5,450円、11月ですけれども、1,015人、16万1,800円、無料の入館者が含まれておりますので、200円掛ける何人という計算にはなりませんけれども、御承知をいただきたいと思えます。

それから、喫茶の関係ですけれども、9月が258人、49万1,430円、10月、266人、23万3,210円、それで、11月ですけれども、283人の30万530円というような状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございました。

初日に700から1,000くらいとお聞きしたときには、3か月でそれくらいかと思ったら、今数字をお聞きしますと、1か月が700ないしは1,000ということで、通常100人くらいから比べればはるかに多い数字で、この数値だけからしても、大変な盛況で、大成功の特別展だったかなというふうに評価をするところであります。

使用料として補正されているのは105万円ということですが、これが収入になるかと思えますけれども、一方で、需用費や原材料費も報告されていますが、グッズとか茶菓子等の売

上金は、ここに計上はされているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 宮下教育次長。

○教育次長兼公民館長（宮下剛男君） ただいま申し上げました喫茶の金額のほうに含まれております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） グッズもその中に入っていると。分かりました。

そうしますと、決算書の中で数字では上がっていないという理解でよろしいのでしょうか。つまり、かかった経費、例えば需用費であるとか原材料費であるとか、そうしたところに、グッズというような話もありましたが、例えば原材料費が61万2,000円というふうになっていますけれども、これは用意をする原材料費等であって、そこから得た収入といいますか、売上げのものについては、ここには反映していないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 宮下教育次長。

○教育次長兼公民館長（宮下剛男君） 歳入がどこに出てくるかということでよろしいですか。

○5番（坂井 弘君） 使用料として105万円の中に、先ほどの売上金が入っているのか、あるいはここは入場料だけのことなのかということです。

○議長（松澤正登君） 宮下次長。

○教育次長兼公民館長（宮下剛男君） 歳入のほうの7ページ、8ページのところに、款13使用料及び手数料の4、教育使用料、節3美術館使用料、すみません、確かに表記が足りないかもしれませんが、ここに美術館使用料ということで105万円ということで、この分の補正をさせていただきます。

その内訳がございまして、入館料が28万8,000円の補正、それから喫茶の収入が76万2,000円で、105万円というような内訳になっております。その喫茶のほうに、先ほどの需用費や原材料費に係る部分、グッズ等の売上げですね、それを含んでおります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その点、お聞きしたのは、入館料のほうが、使用料ですか、105万円なのに対して、一般財源からも80万円出ているわけですが、そうしますと、特別展をやったことによって、経費が持ち出しになるというふうな状況なのかなとは思いますが、その辺について、私自身は評価をするところですが、見解をお願いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　そういうこともありまして、今のところでプラスの補正105万円を計上したんですが、ここで終わったわけではなくて、まだ3月まで、これから収入が入ってきますので、さらに3月、今年度を締めるときには、これよりも何十万円かの補正を組むことになると思います。なので、使った分ぐらいはここでもうけたよということを言いたいなという、今はそういう気持ちでございます。

○議長（松澤正登君）　坂井議員。

○5番（坂井 弘君）　分かりました。おおよその状況がつかめました。

実は私も訪れているんですが、最終日に訪れたある村外の入場者から、これだけすばらしい企画をしたのに、図録はどこかに置いてあるかと聞かれて、係の方に聞いたら、用意はしていないというお話だったんですね。

図録はやっぱり、こういう特別展をやるんだったら欲しかったなというふうには、後のことですが、そういう点で、追って作製するというふうなこと、先ほどの予算の関係等もあったりするかと思うんですが、あれだけすばらしいことができたり、説明書き等も心を込めた説明書きであったりとかという点では、評価したいなと思っておるので、そういうものを残せたらいいななんて思ったりするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今から作っても多分売れないと思うので、ちょっと苦しいかなとは思いますが、本当に評価していただいたことは大変ありがたいなと思っておりますし、また今後、このような大きな企画をするときには、今の御意見を参考にさせていただいたり、それから入場料も、その場合は増やしてもいいんじゃないかという以前の議会の話合いもありましたので、そこも含めて、この次の大きな企画のときには考えさせていただきたいと思えます。

○議長（松澤正登君）　坂井議員。

○5番（坂井 弘君）　1点、美術館を訪れたときに、多少寒いかなという感じがしたんですけども、お聞きすると、ボイラーが壊れていて、1基しか機能していないというような話を聞いたんですが、事実でしょうか。

○議長（松澤正登君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　本当に、そういうことがありまして、何とかしなきゃいけないということで、とにかく美術館とか、お金を使わないようにと今まで来たのが正直なところで、今回の企画を基に、美術館も環境を整えていかなきゃいけないということは、肌身で私たち

も承知したところであります。また検討させてください。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今は寒い時期ですので、補正を組むなりしてやるということではできないのかな、時間がかかってしまうのかなと思ったりするんですけども、少し環境整備をお願いしたいと。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにありますか。

平林議員。

○3番（平林幸一君） それでは、お願いします。

27ページの土木費、土木総務費に係る国道143号線青木峠バイパスの建設促進、野立て看板の修繕に係るところでお尋ねをしていきたいというふうに思います。

青木村の非常に大きな一大プロジェクトであります青木峠の新トンネル、この事業の取組については、村長を先頭に関係する職員、課の皆様には、その取組について感謝をするところであります。

国も予算6億円をつけたということ、それから今、用地測量、それから用地の確定の段階であるということ承知しておりますけれども、いよいよ年内に用地測量が確定されれば、次の段階、用地買収に入るというふうに承知しています。

現段階での進捗、それから遅れはないか、課題があれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 今後のスケジュールでございますけれども、まず、今月25日、これは松本建設事務所管内のことでございますが、会吉バイパスが完成した開通式に村長、議長に出席をいただいて、出席をする予定でございます。それから、今議員からもお話がありましたとおり、翌日12月26日の火曜日でございますが、青木川の坑口周辺の用地測量を上田建設事務所、また村の職員も一緒に立ち会いながら、対象者33筆、16人の方に対して、用地測量の立会いをお願いする文書を県から発出したところでございまして、今、出欠状況の取りまとめをしているところでございます。

県との話の中では、できれば年内あるいは年明け早々までに、全ての地権者の方と接触をして用地測量を済ませたいということで、その辺の手続が済んだところから順次契約手続に入りまして、来年度早々から、できれば坑口周辺の一部、電気設備、消火設備等の部分の工

事に一部でも取りかかりたいということでお聞きをしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。当初の本年度の進捗、これに遅れないというふうに理解をしております。

今年の夏ですけれども、地元入田沢地区では、開通後の、まさに入田沢区の地域活性の取組、これの協議会を立ち上げたところで、非常に盛り上がっております。今後もさらに、この事業の進捗に遅れないよう、地元でも支援していきたいということでもありますので、ぜひ遅れのなきよう、工事進捗、取組をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにありますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 12ページ、財産管理費、積立金、公共施設整備基金積立金で御質問いたします。

竹内製作所様より500万円の追加の寄附がありました。前回頂いた2億円と含めまして、こちらの寄附金のほう、今後どのように活用されていくのか、現時点で分かるものがございましたら、御回答をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 公共施設整備基金は、公共施設の整備の際に取り崩す等して活用していくということで、一時的な一般財源の圧迫を抑制するというようなことから積立てを行っております。

近々、今お話しさせていただいているとおり、情報告知のサービスの更新ですとか、あるいは村営住宅も老朽化してきているというようなこと、種々、公共施設も老朽化が目立ってきているというような中で、今後大きな財政支出が予想されますことから、ここで基金に積み立てて活用させていただくということで、積立てをお願いするものでございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 承知いたしました。

大変多額の額を寄附していただきましたので、村の活性化、発展のためによく検討していただき、御利用いただけたらと思います。

私からは以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第8号 令和5年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第9号 令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第9号 令和5年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第10号 令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第10号 令和5年度青木村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第11号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第11号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、請願第1号 「小中学校給食費無償化に向けた市町村への財政支援を長野県及び国に求める意見書」の採択を求める請願についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） それでは、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私は以前より、議会においては、食に関すること、食育に関すること、また農業に関することを述べさせていただいております。いずれも将来の日本、また、それを担う未来の子供たちのため、そういった話をさせていただいているところでございます。

本請願に関しましては、それを国・県に求める、直接的に関与していただいて、責任を持って学校の給食に関係してもらう、そのためのものでございます。

もちろん給食費の無償化ということが、それに関係する親御さんたちの経済状況のこと、そういったこともあるんですけども、私も農業者として、学校給食が無償化になることによって、国や県が携わる、それはどういうことを意味するのかということをお自身も常々考えて、活動しているところでございます。

やはりそういったことがあることによって、地元の農家さん、そういったところにも、給食向けに生産したり、計画的に確実に栽培可能になるということで、本議会におきましても耕作放棄地の問題、今後もずっと課題として残っていくと思うんですけども、そういったところの解決の一つになることでもございます。

給食の環境整備が進むことで、地域経済にも大きく寄与するものでもございますので、そういった大きな範囲で非常にいい、お金のこと、物のこと、あと子供たちの健康のこと、そういったことも含めてうまく回っていく、そういったための請願と考えており、賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

請願第1は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、請願第1号「小中学校給食費無償化に向けた市町村への財政支援を長野県及び国に求める意見書」の採択を求める請願については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） お諮りいたします。

今定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

今定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時23分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員